

第二百四回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第十二号

令和三年四月二十日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 越智 隆雄君

理事 井林 辰憲君

理事 神田 憲次君

理事 藤丸 敏君

理事 日吉 雄太君

理事 穴見 陽一君

井上 貴博君

鬼木 誠君

勝俣 孝明君

小泉 龍司君

津島 淳君

船橋 利実君

本田 太郎君

宮澤 博行君

海江田万里君

階 猛君

長谷川嘉一君

吉田 統彦君

清水 忠史君

前原 誠司君

うへの賢一郎君

鈴木 馨祐君

末松 義規君

太田 昌孝君

井野 俊郎君

今枝宗一郎君

加藤 鮎子君

城内 実君

田中 良生君

中山 展宏君

穂坂 泰君

牧島かれん君

山田 美樹君

櫻井 周君

野田 佳彦君

古本伸一郎君

吉田 宣弘君

青山 雅幸君

麻生 太郎君

赤澤 亮正君

鷺尾英一郎君

伊藤 渉君

山本 博司君

和田 義明君

船橋 利実君

中島 淳一君

政府参考人
(金融庁企画市場局長)

政府参考人
(財務省主計局次長)

政府参考人
(財務省主税局長)

政府参考人
(財務省理財局長)

政府参考人
(財務省理財局長)

政府参考人
(財務省国際局長)

政府参考人
(国税庁次長)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房高

齢・障害者雇用開発審議

官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房海外

プロジェクト審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議

官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議

官)

政府参考人
(株式会社国際協力銀行常

務執行役員企画部門長)

参考人
(日本銀行総裁)

参考人
(独立行政法人国際協力機

構理事)

参考人
(独立行政法人国際協力機

構理事)

参考人
(株式会社海外交通・都市

開発事業支援機構代表取締

役社長)

財務金融委員会専門員

鈴木 祥一君

古澤 知之君

宇波 弘貴君

住澤 整君

大鹿 行宏君

神田 眞人君

鎌水 洋君

達谷庸野君

石原 康弘君

美濃 芳郎君

山田 知裕君

橋山 重人君

黒田 東彦君

山中 晋一君

横山 正君

武貞 達彦君

鈴木 祥一君

四月二十日

辞任

本田 太郎君

長谷川嘉一君

斉藤 鉄夫君

同日

辞任

穂坂 泰君

吉田 統彦君

吉田 宣弘君

吉田 宣弘君

斉藤 鉄夫君

補欠選任

穂坂 泰君

吉田 統彦君

吉田 宣弘君

本田 太郎君

長谷川嘉一君

斉藤 鉄夫君

四月十九日
新型コロナウイルス感染症等の影響による社会
経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及
び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改
正する法律案(内閣提出第五二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会
経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及
び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改
正する法律案(内閣提出第五二号)

金融に関する件(破綻金融機関の処理のために
講じた措置の内容及び関係する報告)

財政及び金融に関する件

○越智委員長 これより会議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

去る令和二年十二月十一日、金融機能の再生の
ための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づ
き、国会に提出されました破綻金融機関の処理の

ために講じた措置の内容及び関係する報告につきま
して、概要の説明を求めます。金融担当大臣麻生
太郎君。

○麻生国務大臣 令和二年十二月十一日に、金融
機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条
に基づき、破綻金融機関の処理のために講じた措
置の内容及び関係する報告書を国会に提出いたして
おります。

報告対象期間は、令和二年四月一日以降令和二
年九月三十日までとなっております。

御審議に先立ちまして、その概要を御説明申し
上げさせていただきます。

まず、今回の報告対象期間中に、金融整理管財
人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行わ
れておりません。

次に、預金保険機構による資金援助のうち、救
済金融機関等に対する金銭の贈与は、今回の報告
対象期間中にはなく、これまでの累計で十九兆三
百十九億円となっております。

また、預金保険機構による破綻金融機関からの
資産の買取りは、今回の報告対象期間中にはな
く、これまでの累計で六兆五千九百九十二億円と
なっております。

なお、預金保険機構の政府保証つき借入れ等の
残高は、令和二年九月三十日現在、各勘定合計で
一兆九千六百七十七億円となっております。

ただいま概要を御説明を申し上げましたとお
り、破綻金融機関の処理等に関しましては、これ
までも適時適切に所要の措置を講ずることに努め
てきたところであります。

金融庁といたしましては、今後とも、各金融機
関の健全性にも配慮しつつ、金融システムの安定
確保に向けて万全を期してまいる所存でございます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○越智委員長 これにて概要の説明は終わりました。

○越智委員長 次に、財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君、独立行政法人国際協力機構理事山中晋一君、理事横山正君、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構代表取締役社長武貞達彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁総合政策局長中島淳一君、企画市場局長古澤知之君、財務省主計局次長宇波弘貴君、主税局長住澤整君、理財局長大鹿行宏君、国際局長神田眞人君、国税庁次長鎌水洋君、厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官達谷龍野君、国土交通省大臣官房海外プロジェクト審議官石原康弘君、大臣官房審議官美濃芳郎君、大臣官房審議官山田知裕君、株式会社国際協力銀行常務執行役員企画部門長橋山重人君の出席を求め、説明を聴取したいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○越智委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○越智委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。藤丸敏君。

○藤丸委員 おはようございます。

本日は、複雑な話ではございませんので、麻生大臣というよりも、和田政務官、赤澤副大臣に対応をお願いしたいと思います。

先日、IMFの成長率の改訂がありました。年末にはコロナ前に戻るといふうにIMFは言っております。しかし、日本は今、コロナ変異ウイルスで大変な状況であります。でも、何とかワクチンを進めて、そういうふうな年末に経済が戻るように皆さんで努力しなければならぬと思つております。

ております。

早速本題に入らせていただきます。

この国が豊かになるために、何とか金融市場を成長させたいと思っております。本来的には心の豊かさが問われるところでありますが、資産的にも少し豊かになればいいなと考えるところでございます。

配付資料一ページ。この四十年間で、米国のこの赤い太線、時価総額は三十九・三倍に伸びております。S&P株価が二十七・七倍。日本の青の太線、時価総額が五・一倍、日経平均が三・九倍でございます。

そして、この端っこの一八八〇年のところを見てみますと、日本は一八六〇年頃に皆保険、皆年金ができておりますが、アメリカは公的年金が十分ではないので、一九八一年に、民間に依存した形で、税制優遇の歳入法四百一条k項の確定個人拠出年金ができ、老後に備えた貯蓄が始まりました。これが四〇一kでございます。その四〇一kの資金が毎月毎月金融市場に流入し、また運用でのリターンも悪くないということで盛んになり、一九九〇年からは勢いがついて、そしてアメリカのパソコンも発達して、マッキントッシュやウィンドウズ、それからインターネットができた環境がそろい、ITバブルというふうになりました。

二ページ目を見てもらいますと、この二ページ目は、念のために、これは米国だけなんです、一九四六年からの推移であります。

ちよつとまた戻りますと、一ページ目の山がありますが、最初の山が、これはパソコンが普及したITバブルの山であります。次の山が言うまでもなくリーマンの山であります。最後の右肩上がりがGAFAMの山であります。

それから三ページ。この三ページ目は、一九八一年から四〇一kがスタートし、資産が毎月毎月流入し始め、それが呼び水となって、一九九〇年から資産流入が増えてきております。

このグリーンと青のところが、基本的に毎月毎月、四〇一k、投資信託からお金が入ってきてお

りまして、一九八〇年から九〇年ぐらいの間はそろそろという感じでありましたが、一九九〇年になるとインターネットとかパソコンが普及し始めてきます、それでこれが、呼び水が多くなつて、この最初の右肩上がりのグラフになるわけであります。そして、上がったところで、ちょうど一九九五年、ウィンドウズ95とか出てきましたが、ここで加速してITバブルというふうにはじけたわけであります。

思い起こせば、パソコンがはやる前は、UNIXとかサン・マイクロスステムズとかそういうものがはやっておりました。

次に四ページ。この四ページは、この紫の太線、これはデリバティブが発達したところであります。二〇〇〇年からは、デリバティブが誘い水となつて発達してきております。

このデリバティブが発達する前提として、コンピュータが二〇〇〇年ぐらいから本格的になつたというのもありまして、東証においても、一九九九年から、手でこう、手押しサインというのか、というのもなくなくなりまして、インターネットというのか、処理になってきておりますので、そしてネットです。それと、デスクトップのところで、インターネットが入ってくるじゃありませんが、相当コンピュターがよくなつたので、計算が机の上で相

当できるようになつたわけであります。ですから、ここでデリバティブが盛んになつて、次のリーマンに向かつていくという時代であります。

リーマンがはじけたとしても、またすぐ、買いが強いんですから、GAFAMをつくり上げたというところであります。

まずは一問目に入らせていただきます。世界の市場について、規模や時価総額、株収益がどういふふうになっているのか、また、日本も金融センター構想を持っておりますので、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○和田大臣政務官 お答え申し上げます。世界の株式市場について、二〇二〇年末時点の

時価総額の順位でございますけれども、一位がニューヨーク、二位が米国ナスダック、三位が上海、そして四位が東京、五位が香港となっております。

このように、日本には大きな実体経済と株式市場がございます。さらには、約一千九百兆円という家計の金融資産があり、しかも、そのうちの一千五百兆円は現預金でございます。資産運用ビジネスにとつての大きなポテンシャルがあるといつたことは間違いのないというふうに言えると思ひます。

こうした日本の強みやポテンシャルを生かし、アジア、世界における国際金融センターとしての地位を確立していくことが重要だと考えております。金融当局による施策や所要の税制上の措置、行政サービスの英語対応、在留資格の緩和といった諸課題に取り組んでいくところであります。

また、そのためには、日本市場の魅力を上させることが極めて重要でございます。海外投資運用業者等の参入を促進するための簡素な参入手続の創設、銀証ファイアウォール規制の見直しなどによる資本市場の活性化等に取り組んでいくところでございます。

こうした取組を通じまして、委員御指摘のあつたとおり、国をより豊かにするといった観点に立ちまして、世界に開かれた国際金融センターとしての地位を確立してまいりたいと思つております。

○藤丸委員 ありがとうございます。

次に、いつも私が言っているんですが、アメリカの掃除のおばちゃん、さらに百万ドル持っている、一億円ですね。百万ドル、一億円持っていると言っております。

これは、四〇一kや投資信託が一九八〇年から始まっておりますが、毎月百五十ドル、四十年積み立てていけばたまつていきます。九ページを見てもらえますか、九ページにそれを書いておられます、九ページ、十ページ。これはS&P五〇〇に投資した分であります。

一九八一年から四〇一kが始まっておりまして、二〇二〇年末までの四十年間の積立てで、毎月百五十ドル積み立てていけば一・一億円ですね、このぐらいになっておるわけです。この四十年間の平均利回りが七％、これは証券業協会に計算してもらいましたので、こういうものでございます。

私はよく、掃除のおばちゃんであつても一億円ざらに持っている。よく言われるんですよ。税制のときもよくそういうことを言いますが。百ドルでは無理ですけども、百五十ドル、四十年間毎月投資していたら一億円持っているということになります。

その横側、十ページを見てもうと、どのくらい積み上がっているかというのが分かります。百ドルじゃそこまでいきません。二百ドルだと一・四までいくわけですから、毎月毎月の積立てがいかに大事かということになります。

なぜこのことが起きるのかというと、アメリカの株価は右肩上がりを示しているからであります。

アメリカの金融市場も、元々こういうふうに、先ほど二枚目にありましたように、活性していたわけではなく、四十年前はアメリカ人も貯金が多かったわけでありまして。ところが、一九八一年、四〇一kの話ですが、アメリカは年金や保険が十分ではありません。日本は一九六〇年に皆保険、皆年金が、六一年だったかな、始まっていきますが、アメリカも一九八一年に四〇一kが始まり、三ページを見てもうと分かるんですが、十年ぐらいかけて少し上がってくるんですよ。これはちよつといかないかもしれないということで、まあまあいいじゃないかということでもほとんど上がっていきまして、一九九〇年からは、少しぐつと、パソコンもできた関係があると思うんですけども、ぐつと上がって、アメリカの場合、一九九〇年ぐらいからインターネットで、パソコンで買えるようになってきておりますので、十年日本より早いということで、そして、四〇一kのお金と呼

び水になってじゃんじゃん入っていくということ、相まって、右肩上がりです。いきました。そこで、二問目。

アメリカ株価右肩上がりの始まりの四〇一kのポイントについて、説明をお願いいたします。

○中島政府参考人 お答えいたします。

四〇一kは、米国の確定拠出型企業年金の一種であり、一九七八年の米国国内歳入法の改正で導入された制度であります。企業の拠出だけではなく、従業員本人の拠出も可能となっており、税制上は、課税所得からの控除、運用益の給付金受取までの課税繰延べ、企業拠出については、法人税の算定上損金算入が可能といった優遇措置がございます。

具体的には、従業員拠出と企業拠出の合計は一人当たり年間五万八千ドルまで、従業員拠出については五十歳未満は年間一万九千五百ドルまで、五十歳以上は年間二万六千ドルまで課税所得から控除可能でありまして、企業拠出については従業員に対する報酬の二五％まで損金算入が可能となっております。また、六十歳になる前の中途引き出しの際には原則として一〇％のペナルティー課税を受けますが、死亡時や初回住宅購入費、多額の入院費用等の目的で払い出す場合にはペナルティー課税がなく、年金目的以外にも利用することができるようとなっております。

こういった税制上の優遇等があることで、加入者の拡大など、制度の普及に資しているものと承知しております。

○藤丸委員 今説明がありましたように、四〇一kのポイントは、もちろん一九八一年の前にもアメリカはDCがありました、デیفアインド・コントリビューション・ペンション何とかですね、がありました。余り十分ではありません。そこで、ポイントは、今まで企業型だったので、企業がお金を拠出していたんですが、個人が拠出できるようになった。それと、税制繰延べはもちろん同じようにあります。投資先を自分で選択するということがあったのがポイントであります。

それで、一九九〇年から二〇〇〇年まで、アメリカは毎月給与から大量のお金が流入するようになり、需給としての買いが強くなり、そしてまた、マッキントッシュとかウィンドウズが誕生して右肩上がりになっていったということでありまして。

そして、二〇〇〇年ぐらいからの話であります。二〇〇〇年ぐらいからは、コンピュータの進化で金融工学が進み、デリバティブ取引が盛んになります。これにより、リスクヘッジといいますが、保険を掛けて大きく勝負できる、このことがアメリカの金融市場を大きく伸ばしたわけでありまして。

第三問目に入ります。

このデリバティブについて、これは大阪の堂島の米会所が始まりと言われており、江戸時代、一七七〇年代ですが、江戸幕府の米下落の対策として、苦慮して、江戸町奉行の大岡忠相まで登場して、帳合の取引や証拠金という話が出ています。

本来的に、リスク回避、ヘッジですが、先物オプション、スワップとありますが、典型的なデリバティブについて御説明をお願いします。

○中島政府参考人 お答えいたします。

デリバティブ取引は、有価証券等の取引から派生した取引を言い、主な類型としては、先物取引、オプション取引、スワップ取引があり、また、取引所で行う取引所取引と金融機関が顧客等と相対で行う店頭取引に分類されております。

デリバティブ取引の種類や取引目的は様々であります。例えば、先物取引は、将来の一定の時期にあらかじめ定められた価格で金融商品の売買を行うことを約束する取引であり、一般にリスクヘッジ目的で利用されております。例えば、多数の銘柄の株式を保有する投資家が日経二二五先物といった先物取引を利用することが考えられます。この投資家は、将来、保有する株式の価格が下落した場合には損失を被りますが、将来の一定時期にあらかじめ定められた価格で売却する先物取引を行うことで、株価下落時にこの先物取引で

利益を得ることができ、結果として、保有する株式の価格下落リスクをヘッジすることが可能となります。

○藤丸委員 このデリバティブがリーマン・ショックを引き起こし、今、GAF Aをつくり上げていくということでもあります。

アメリカの株価の右肩上がりは、くどいようですが、日本のように皆保険、皆年金のないアメリカにとつて、一九八一年から始まった四〇一kに始まり、二〇〇〇年からのデリバティブにより加速されて大きくなったと言えます。

また、金融ショックがあつたとしても、市場にお金が流れているので、買いが強い、回復が早いということになります。そして、企業の理想であります長期資金調達は市場からということ、イーロン・マスクのテスラや、失敗しましたが、ロケットが飛ぶわけでありまして。日本も、そこまではいかないまでも、少しはそうなればよいと考えているところでもあります。

四問目。

日本において、老後の蓄えや資金形成のためにはどういうものがあるか、説明をお願いします。

○中島政府参考人 お答えいたします。

日本における老後の蓄えや資産形成を支援するための主な制度としては、いわゆるiDeCoやNISAがございまして。

iDeCo、個人型確定拠出年金は、公的年金の上乗せとして、老後の所得確保に向けた個人の取組を支援するための制度であります。現状、掛金の全額所得控除、運用益の非課税、受給時の公的年金等控除又は退職所得控除といった税制上の措置がございまして。

iDeCoは、二〇〇二年一月から個人型確定拠出年金として開始され、制度開始当初は、自営業者と、職場に企業年金のない従業員のみに加入可能範囲が限定されておりましたが、法律改正により二〇一七年一月から企業年金加入者、公務員、専業主婦も加入可能となったことに伴い、愛称をiDeCoとしたものであり、二〇二一年、

本年二月末時点で百八十九万人が加入しております。

また、NISAは家計の安定的な資産形成を支援するための制度であり、年間百二十万円まで買い付け可能で、五年間非課税で保有できる一般NISAと、年間四十万円まで買い付け可能で、二十年間非課税で保有できるつみたてNISAがございまして、二十歳以上の方であれば誰でもいずれか一方を選択して利用することが可能であり、税制上、運用益が非課税とされております。

一般NISAは、二〇一四年に開始して以降、昨年末時点で約千二百二十万口座が開設されており、つみたてNISAは、二〇一八年に開始して以降、昨年末時点で約三百万口座が開設されております。

○藤丸委員 このiDeCo、四〇一kに似た、DCを四〇一kにしたようなもので、インディビジュアル・デファインド・コントリビューション・ペンション・プランということであります。運用の仕方が、ちよつと国債とかそつちが多いので、株というよりも堅い運用が多いので、そういうと、利回りもいいですし、堅くいくという人たち向きです。だから、中年の方にはそれを私は勧めたいと思っております。

NISAは、これもイギリスのISA、インディビジュアル・セービングズ・アカウントにNをくつつけただけの話だが、けつたいな、けつたいたと言ったらいかなければ、何だこの名前と思つたぐらいなんですけれども、英国のISAにNをつけているわけであつて、ニッポン・インディビジュアル・セービングズ・アカウントともいうことになりましょうか。

そこで、このところ金融緩和、低金利で株が上がつています。つみたてNISAが三年三か月たつています。どれだけの運用益があつたか、試算をお願いいたします。

○中島政府参考人 お答えいたします。運用益については、投資している商品によって異なるため一概にお答えすることは困難であります。

すが、一定の仮定を置いた上での試算に基づき、御回答申し上げたいと思ひます。

つみたてNISAが開始した二〇一八年一月から二〇二一年三月までは三年三か月間、この間、つみたてNISAの年間投資上限額四十万円に収まるよう、例えば毎月月末日に三万円を積み立てていた場合、積立総額は百七万円になります。この場合において、例えば、東証一部に上場する普通株式全銘柄を対象とする株価指数TOPIXに連動する公募投資信託に投資していた場合の運用益は、二〇二一年三月末でプラス二十七万円、約二三%のリターンとなります。

米国で時価総額の大きい主要五百社で構成される株価指数SP500に連動する公募投資信託に投資していた場合の運用益は、二〇二一年三月末でプラス四十四万円、約三八%のリターンとの試算となっております。

○藤丸委員 今の話は十四ページに実際につけております。十四ページですね。その後ろには、ではこれから、つみたてNISAというのは二十年やるわけです、そのシミュレーションを、ちよつと株価が、複利が四・七とか、そんな大きくは、余り期待を持たせてもいいけませんので、TOPIXとか、本当は、S&Pなんかは五・九ありますのでうちよつといくと思ふんですが。

こういうふうな、私は、若い人、会社に入つた新入社員のとさからこういうのを説明して、資産形成をしてもらいたい、そしてこのお金が株式市場に入つて、毎月定期的にづつと入っていくというところで買いを強くして株価を押し上げていくというのが、私の望んでいる理想であります。

最後に、副大臣より、金融市場育成のため、御感想をお願いいたします。

○赤澤副大臣 委員御指摘のとおり、家計の安定的な資産形成の支援や成長資金の供給拡大を通じて経済の好循環を図っていくことは、非常に重要であると認識をしております。

また、昨年六月の自民党金融調査会の提言において、委員がまさに座長を務められた金融市場強

化・保険PTからも、ちよつと引用させていただきますが、金融市場の機能、魅力の向上や、国民の安定的な資産形成を推進していくことが重要な課題であるとの御提言をいただいております。大変ありがたきことであると同時に、その課題認識を踏まえて施策を進めることが重要であると考えております。

このため、金融庁においては、顧客本位の業務運営や金融経済教育の推進、世界に開かれた国際金融センターとしての日本の地位確立のための環境整備、資産運用の高度化やコーポレートガバナンス改革などの様々な施策に取り組んでいるところでございます。

中でも、委員御指摘の税制に関して申し上げます。ば、資産形成の手段としてNISAの普及に努めてきたところであり、足下では、一般NISA及びつみたてNISAの開設口座数が合計で千五百万口座に達しているというの御案内のとおりでございます。

また、つみたてNISAについては、特に二十代、三十代の利用者が増加するなど、若年層にも普及してきているところであり、引き続き、NISAなどの利用を通じて、安定的な資産形成の推進に尽力してまいりたいと考えてございます。

○藤丸委員 ありがとうございます。

若いうちから資産形成をする。今、スマホがありますので、スマホで大体毎日のくらいもうかつたとか損したとか、人間はお金じゃありませんけれども、心の豊かさが一番大事なんですけれども、もう少しぐらい、少しぐらい資産形成を若いうちからしたいんじゃないか。そのお金が金融市場に定期的に入り込んでいつて、買いを強くして株価を右肩上がりにする。企業も、返さないでいいお金を金融市場から調達できるという良循環にしなければならぬと思つておりますので、よろしくをお願いいたします。

○越智委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 立憲民主党、そしてその会派を代表

しまして質問させていただきます。末松義規でございます。

今、藤丸委員から、若いときからの資産形成、これは重要だということ。そして金融庁も、報告書は受け取られなかったにせよ、退職時に二千万円ぐらいは必要だと。こういうことを国家的に、やはりしっかりとそういったものを実現していかないといけない、それがこれからの不確定な世の中を安心して生きられる要諦だと思つておりますので、そこは私も賛成だということをまず申し上げます。

そして、大臣、金融庁におかれましては、まずもつて謝意を表明したいと思ひます。

この前、私の方で、第一生命の関係者によつて被害が生じて、その救済を一〇〇%、早くしてくれということをお願いしたんですけれども、大臣の御指示等あつたのかと思ひますけれども、そういう中、きちんと、三月末には、第一生命の方で一〇〇%救済をしていくという方針が示されて、それが着実に実行されているということは喜ばしいことであつて、これは高く評価すべきだと思つております。まずその謝意を表明したいと思います。

質問に移りますけれども、一点目、実は消費税の総額表示という問題がございまして、今年の四月から消費税の総額表示が義務となりました。

それまで、実はこれになかなかなじまないような業界がございまして、例えば出版業界とか、あるいはリサイクル、中古品業界とかそういうところについて、例えば本なんかは、とにかく寿命が何年、何十年と非常に長いサイクルで売れていきますので。そういった中で、本の値段をどうしますかといつたときに、消費税が変わるたびに全部価格表示を変えていかなきゃいけないという大変な手間と、それからコストと、そして大きな煩瑣な作業が出てくるわけで、これはとてもじゃないけれどもやっていけませんねというのが、出版業界始め幾つかの業界が困っている状況でございます。

そのために、今年の三月までは消費税転嫁対策特別措置法というのがあって、それによって、なかなか表示しにくいところはその表示をしなくてもいいよという中の経過措置みたいな形で書いてあったわけでございますけれども、今のこの総額表示を義務にした場合、やはり中古品の本とか、同じ本でもいろいろな、値段が違うようなところも含めて、消費税が変わるたびに、パーセンテージが変わるたびに本当に大変な労苦を強いられるということでございます。

そういったことは、やはり業界も、小さな本屋さんなんかは潰れていくとかそういうことにもなりますので、そういうことを勘案して、本当を言えば、先ほどの特別措置法を延長してほしいという声が非常にございます、私も新聞等でそれを見ているわけですが、そこについて、財務大臣としての御見解を聞きたいと思えます。

○麻生国務大臣 これは末松先生、もう長い歴史です。これを最初に導入したときに、総額か外枠かというのでえらいもめましたけれども、両方されたらどうですと、私が自民党のまだ若造で、若造といったら五十ぐらいの若造だったんですけれども言わせていただいた記憶はあるんですけど、山崎先生という方が税調に君臨しておられましたので、あの方に言われて、外枠だということを強烈に主張されておられたので、失礼ですけれども、ビールを外枠でやったら、ビールを飲むやつはどのぐらいいるでしょうか。会場は大笑いになって、山崎先生がいきなりステッキでぱんと言わせて、麻生、今のは一点やると言つて、一点ですよ、一点やると言われて。よう反論するのは、俺を詰まらせたところは認めてやると言われて、それで結果的に両方やることになったり、いろいろした。これは本当に物すごく長いんです。

次の日から、本屋に行ったら、本屋は、週刊誌がいきなり百五十円になりましたものね。百三円じゃなきゃおかしいじゃないか、二円お釣りをくれと言ったら、ばかにされて、総額表示ですと

言われたのを今でも覚えていられるんですけれども。

これはいろいろ歴史がありますので、ちょっと、利便性を確保する観点から、消費税が含まれた支払いというものの総額表示ということが、一目見て分かるようにするという話からいろいろいうことになったんですけれども、二度目の消費税の引上げのときだったんですか、事業者の事務負担へという配慮で、今言われたように、貼り替えなにかぬと、私も商売をやったことがないから、小売はやったことがないので知りませんけれども、ドン・キホーテなんか大変ですよ、あれを全部貼り替えなきゃいかぬのかと思つたら大変だろうなと思つて、たまたまあいつたところの店の前を、渋谷で通りかかったときにそう思った記憶があるんですけれども。

いずれにしても、ちょっと、これは両方御意見があるところで、今の本屋さん等々、いろいろ出てきておりますので、今年の三月三十一日まで取りあえず延ばそうじゃないかということになったんですけれども。

今、総額表示をこの四月一日からやらせていただいておりますけれども、関係省庁ともいろいろ、これまでの例やら何やら丁寧に話をさせていただいて進めさせてきたんですが、いろいろ流通の実態に応じてやりやすい方はいくつか、多くの方はこの形に納得をしていただいで、今、まとめてやる総額表示というのを考えさせていたんですけれども。

大体、アンケートを取りましても、九七、八%いいということになっておるように見受けられますので、今改めて、これをもう一回、総額表示の特例で延長を一年するというのを今考えているわけではあります。

○末松委員 そうしたら、今大臣もお認めになられたように、関係の業界、例えばドン・キホーテ、全部貼り替えなきゃいかぬ、その負担はドン・キホーテで、全部おまえらが負担しろという話というのなかなか酷な話なので。

そこは、何か補助金とか、あるいはどういふ

うに補助するのか、なかなか難しいところはあるますけれども、そういった、何かそういう追加的な負担を政府が助成するようなことは今まであったのか。あるいは、そういうことをやるようなことは全く考えられないのか。税率を変えたら、全部おまえらが勝手にやれ、その負担はおまえらが持つというの、ちょっと酷な気がするんですけれども、いかがですか。

○麻生国務大臣 総額表示義務の特例というのをさせていたんで、消費税が一〇%に引き上げられたときから一年半の準備期間が設けられて、令和三年三月末ということにさせていただきました。ですが、この準備期間というものを有効に活用していただいて、各業界において、それぞれ、流通実態というのに応じてやりやすい形で総額表示の対応は進めていただいたと承知をしておりますので、今のこの段階、私どもとしては、更に何らかの助成措置を講じるとか期間を延ばすとかいうようなことを考えているわけではございません。

○末松委員 これはある程度、特定の業界というのがやはりかなり関係するんだと思うんですね。出版業界とかそういうたものを、要するに、商品の寿命が長い、極めて長いという、数十年、やはり名作というのは古典から始まっていますから、そういったところとか、中古で回っていくとか。大体、本というのは、今まで市場に出ているのが数億から数十億冊出ているわけで、これらに対して、全部それを、本ではスリッパというんですか、値段表とか、あるいはカバーとかを替えてやるといふのは、これはちょっと酷ですよ。

だから、もし補助金も助成措置も出ないというんだつたら、例えば、特定の業界に対して、例外的な措置で、要するに、先ほどの特別措置法のよな形の解釈を、財務省として、通達か何かでそれをやる。これについては業界の特殊性に鑑み、そういったことを指示してあげる。

要するに、いろいろ新聞なんかを私も見ていたんですけれども、何だ、おまえらは違法な行為をやっているんじゃないかと言われるのは、やはり

彼らとしては、出版業界も困るわけですよ。だから、違法じゃないよ。でも、罰金もこれはないというんだからいいじゃないかというの、ちょっとそこはやや気持ち悪い、売っている方からすれば、違法じゃないかと言われて。それも、財務省も、違法をどうするんだと言われても困るだろう。

だから、そういう解釈を、あるいは例外的な形で、そういうふうにしてやれば、それは別に助成措置も要らずに、そういったことで違法という状況は逃れられるというので、そここの配慮をお願いできませんか。

○麻生国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、一年半の準備期間を置かれたところでもありますが、これは出版業界に限らず、各業界におきまして、既にこの準備期間というものを有効に活用していただいて、それぞれの流通の実態に応じてやりやすい形で総額表示への対応を進めていただいた。そういうことで、これは時間をかけましたものですか。

それで、まだ対応できていない事業者が仮におられるとすれば、これは相談なり指導なり等を通じて引き続き適切に対応してまいりたいとは思っておりますけれども、今、違法とかなんとかというふうな感じで何とかというお話は、気持ちとしてはよく分かりますけれども、一応、形としてはこういう形でやらせていただこうと思っております。

○末松委員 出版業界なども、結構リジッドに、厳格にやる方々もおられるらしくて。

特に消費者が困っているわけじゃないんですよ。苦情が来っていないわけですよ、総額表示じゃなかった。本体価格プラス税という形で表示していればいつでも使えるわけだし、そういったことを、そこら辺を、ある程度正当性を与えてあげる。

先ほど、実は総額表示に賛成が九十数%と言われていましたけれども、では、その差引きの数%は本当に困っているわけですよ、反対してい

るわけですよ。そういうところは事情があるわけですよ。そのところを、大臣、ある程度、彼らがそういった違法だとかというふうに困らないように、そこは、先ほども、ちよつと適正な形で考えようかなという感じのところを、もう一声ちよつとお願いできませんか。

○麻生国務大臣 末松先生の圧力に屈して、その場ではいいと言ふようなわけに、言えるような話じゃありませんので。

これはガイドラインというのを今公表しておりますので、例えば、今、本でやるとすると、印刷やらを変えるのは大変というので、大体あれはスリッパを入れるとか帯を入れるとかいろいろな形でやっておられるんだと記憶しますけれども、そういうった、しおりなんかでやるので、これは出版物を開かずに一目で分かるような表示ができるというところが一番肝腎なところなんだと思っておりますので。新刊とか増刷など、これは可能なものから随時やっていたらいいことになろうかと思ひますけれども、今言われたものも含めまして、今いろいろ対応を検討させていただいているというか、そういったガイドライン、既にでき上がっておりますので、内容をよく読んでみると、意外とそういう対応ができるようになっていっている部分も。

本当に少ししか、更にその数%以下からもちつと少ないところまでになってきているとは思ひますけれども、いろいろな形での反対の声等々があるのには知らないわけではありませんし、結構長い話なので、知らないわけではありませんけれども、パーセントは猛烈に減ってきているということだけはちよつと頭に入れておいていただければ存じます。

○末松委員 断定的なことは申せない立場も分かりますので、そこはちよつと検討してください。それから、では、第二点目に移りますけれども、今、地元でも、コロナの関係が非常にやはりわさわさしている状況なんですね。

コロナのワクチンですけれども、これについて

ちよつと数字的に確認したいので、厚労省の方に伺ひします。

まず第一点目ですけれども、医療従事者が五百万人ということで、このワクチンの接種状況について伺ひしたいと思うんですね。

これまで、実際に接種の実績で、第一回目の接種実績というのは何万人ぐらい、これはパーセントで、どのぐらいのパーセントがやっているのか。あるいは、第二回目まで接種を受けた実績、これも何万人ぐらいなのか、そしてパーセンテージはどのぐらいなのか、これは五百万人のうちです。

あと、医療従事者に対して接種が終了する見込み、これはどのぐらいなのか、それをちよつとまずはお伺ひしたいと思ひます。

○山本副大臣 医療従事者に関しましては、二月十七日から接種を行っておりますけれども、四月十六日時点で百九十二万回の接種を行っております。そのうち約百二十万回は一回目の接種、そして約七十二万回は二回目の接種となっております。

そして、供給でございますけれども、今週の二週間二千四百箱、また、五月十日の週に二回接種分として一千箱を配送することをもちまして、累計で四百八十八万人分を超える数量の配送が完了する見込みでございます。

そして、医療従事者に対しての対応でございますけれども、今高齢者の接種会場で対応いただく医療従事者で接種をまだ終えていない方がいらつしゃいましたら、高齢者のワクチンを活用して、医療従事者自ら接種いただいた上で高齢者への接種を始めていただくことを含めまして、自治体に柔軟に対応していただければと考えておりますので、そういうスケジュールで対応しております。

○末松委員 今出ました高齢者、三千六百万人というふうになつてまた桁が一挙に上がるんですけれども、この接種スケジュール、今、ちらほら始まり始めたという話ですけれども、この接種スケジュールと終了の見込み時期についてもお伺ひします。

○山本副大臣 高齢者の優先接種等に関しましては、全国知事会の方から、段階的に接種範囲を広げて検証、改善を着実に進めるなど、供給体制を踏まえた現実的なスケジュールの下に丁寧に進めてほしい、こういう要望をいただいておりますので、これを踏まえまして、四月十二日から優先接種が始まりました。先週、今週は、各都道府県に十箱のワクチンを届け、来週には全ての各市町村に一箱ずつ配送することになっております。

その後、四月二十六日から五月九日の二週間で四千箱、また、五月十日から二週間で一万六千箱のワクチンを、そして、六月末までには高齢者全員分、約三千六百万人分、二回分を配送する準備ができて、自治体の需要に応じてお届けすることにしております。

その上で、希望する高齢者の方々がいつ終了するかということに関しては、実際、実務を担当する自治体の規模、人口規模も様々でございますので、それぞれが実情に応じた、作成した計画によつて進められるものと考えておる次第でございますので、しつかり、各自自治体において円滑な接種が進むように、緊密な連携をして進めてまいりたいと思ひます。

○末松委員 これとは裏腹になるんですけれども、そうすると、普通の方々が接種できる時期、開始時期というのは大体どのぐらいなのか、そしてまた、それが終了するのがどのぐらいなのか。あるいは、普通の方々と比べても何かそこであるようなランク分けをして、早く、プライオリティでやつてもらふようなところになるのか、あるいはそういうプライオリティイズというのはされていくんですか。

○山本副大臣 今お話ししましたとおり、医療従事者が二月十七日から、高齢者が四月十二日から接種が始まりました。その後、基礎疾患を有する方並びに高齢者施設等の従事者、そして一般の方の接種が予定されている状況でございます。

この一般の方がいつ接種が終わるかということ

に関しましては、先ほどもお話ししましたように、実際、接種の実務を担当します自治体の規模、これが様々でございますので、今自治体の実情に応じて計画を作成していただいておりますので、どちらにしても、政府としては、一日も早く希望する国民の皆様が安全で有効なワクチンが届けられるように、しつかり緊密な連携をしてまいりたいと思ふ次第でございます。

○末松委員 ちよつとこれは質問の段階では私の方から指摘しなかつたんですけれども、私も質問してしまつて、さつき言つた一般の方々というのは、これはどういう基準で選ばれるのか。要するに、何かプライオリティイズはするのかしないのか、あるいは、もう別に、住所順にやっていくのか。その辺についてはどうなつていきますかというのを、ちよつと分かつたら教えていただけませんか。

○山本副大臣 一般の方に関しまして、特に何か規定するものはございません。

○末松委員 一般の方々というのは、大体何万人、何千万人ぐらいになるんでしょうか、そうしたら、それは分かつたらいいですから、ちよつと。

○山本副大臣 十六歳以上の大人の方になりますので、人数に関しましては、医療従事者四百八十八万人、さらには高齢者の方三千六百万人から引いた数字になると思ひますけれども、ちよつと具体的な数字としては、今お答えできる形ではありません。

○末松委員 これらの接種スケジュールに対して、ワクチンの入手というのは、EUから一機ごとに承認が得られるわけでしょうけれども、今四千箱とかそういうふうに通つていくけれども、これは一応内々の了解は得ている、要するに入手はできるという理解でよろしいですね。

○山本副大臣 ワクチンの供給ということに関しましては、昨年夏の段階から各企業と基本合意の契約を進めまして、締結が終わつていくものが、三億一千四百万回分の供給を受ける、こういう契

に關しましては、先ほどもお話ししましたように、実際、接種の実務を担当します自治体の規模、これが様々でございますので、今自治体の実情に応じて計画を作成していただいておりますので、どちらにしても、政府としては、一日も早く希望する国民の皆様が安全で有効なワクチンが届けられるように、しつかり緊密な連携をしてまいりたいと思ふ次第でございます。

○末松委員 ちよつとこれは質問の段階では私の方から指摘しなかつたんですけれども、私も質問してしまつて、さつき言つた一般の方々というのは、これはどういう基準で選ばれるのか。要するに、何かプライオリティイズはするのかしないのか、あるいは、もう別に、住所順にやっていくのか。その辺についてはどうなつていきますかというのを、ちよつと分かつたら教えていただけませんか。

約の締結に至っている次第でございます。そして、ファイザー社とは、年内に一億四千四百万分の供給を受けることにつきまして既に契約を締結しているところでございます。

また、さきの電話会談におきまして、菅総理の方から、九月までに我が国の全ての対象者に対しまして確実にワクチンが供給できるように追加供給を要請し、CEOからは、協議を迅速に進めたいとの話がございました。

これを踏まえまして、九月までにワクチンの供給がなされるめどが立ったものと考えております。

○末松委員 分かりました。

では、次に移ります。

日銀総裁、ちよつとお待たせしまして恐縮でございます。本日はもうちよつと議論したかったんですけれども、ごめんなさい。

ETFの購入が、今、簿価で三十七・五兆円で、時価で五十兆円あって、東証一部の時価総額の七％を占めているということで、この出口戦略について今日はちよつと議論したかったんですけれども。

ETF市場で、例えば昨年九月時点で、ETF市場の純資産総額の四十七・九兆円のうち日銀のETFが八四・五％を占めているということで、出口というものを考えた場合に、今まで余りにも、四十兆円ぐらいのETF、これはそのままずっと維持するのか、あるいは出口というものを何かそこで考えていらっしゃるのか。何かそれに歩を少し進めているような兆候も見えなくはないんですけれども、その辺は、これはずっと古くてまた新しい質問なんですけれども、そこをちよつと、もう一度語っていただけますか。

○黒田参考人 御案内のとおり、点検でもお示したとおり、二％の物価安定の目標の実現にはなお時間がかかるということが見込まれますので、ETF買入れを含めた金融緩和の出口のタイミング、あるいはその際の具体的な対応を検討する局面には至っていないというふうに考えております。

す。

もちろん、先行き、物価安定の目標の実現に近づく際には、出口に向けた戦略や方針について金融政策決定会合で議論して、適切に情報発信をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、保有しているETFをどうするかという点につきましては、もし仮に日本銀行が買い入れたETFを処分するというような場合には、当然のことながら、金融政策決定会合で新たな処分の方針を定めるということになります。

その際には、基本的な考え方として、市場などの情勢を勘案した適正な価格によること、それから、市場などに攪乱的な影響を与えることを極力回避すること、そして、損失発生を極力回避することといった方針に沿って具体的な処分の方針を定めることになるとは思いますが、現時点ではまだそういった議論をする段階ではなくて、この間の点検にもありましたように、十二兆円という年間買入れ限度の範囲内で、必要に応じて、めり張りをつけて購入していくという形にしております。今すぐ、ETFの買入れについて、出口を云々するという段階ではないということを御理解いただきたいと思います。

○末松委員 時間が来たので終わりますけれども、ちよつとそこところの、金融政策の大きな変更という話にもなるかもしれないけれども、このままずっと四十兆円が四十兆円のままでいいんだ、二％物価が高まるまでやらないんだというの、ちよつとこは異常さが目立つ。世界の金融機関からも、これは中央銀行の会議でもいろいろと言われてきたんじゃないかと思うんですけれども、そこをまたちよつとお話を聞きしたいと思いますので、また次回に回します。

今日はありがとうございました。

○越智委員長 次に、櫻井周君。

○櫻井委員 立憲民主・無所属の櫻井周です。

本日も質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ミャンマー向けの投融資の件について

取り上げたいというふうに考えております。

ミャンマーでは二月一日に軍事クーデターが起これてしましまして、以降、状況がまるで変わってしまったところでございます。この点については、二月十六日の本委員会でも私取り上げさせていただきました。また、三月十日の衆議院外務委員会、四月七日衆議院外務委員会、四月十二日、衆議院の決算委員会、参議院の決算委員会でも取り上げられております。それらを踏まえて、本日も質問させていただきます。

このミャンマー情勢については、基本的には外務委員会であるべきものじゃないのかと麻生大臣もお思いになられるかもしれませんが、財務省にも国際局がございまして、国際局の所掌範囲を中心に質問させていただきますが、一方で、総論となりますとどうしても外交政策に関わりますので、本日は外務副大臣にもお越しいただいてほしいということで、よろしくお願いいたします。

まず、ミャンマーに対する外交政策でございますが、二月一日に軍事クーデターが起きた。そして、アウン・サン・スー・チー国家顧問やウィン・ミン大統領が拘束されて、軍出身のミン・スエ副大統領が非常事態を宣言をしてしまったという状況です。フライング国防司令官が全権を掌握したという状況に今なっております。

国民は、軍事クーデターに対して、大規模なデモで強烈に反対の意思を示しているわけでございます。これに対して、国軍は、住民の虐殺というようなことが起きております。本日お配りしております資料、一枚目の方にも、この虐殺の推移、特に赤い線で示されているところが殺されてしまった方々の人数を示しているわけでございますが、こうした虐殺された中には、単に道路で遊んでいるだけの子供に対して、いきなり軍が銃で乱射するといったこともございました。本日に痛ましいことが連日起きております。

こうした状況ではございますが、茂木外務大臣は、三月十日の衆議院外務委員会、ミャンマー国軍に対しても様々なルートを持っておりまして、

私もフライング司令官とは直接二度お会いしておりますと、クーデターを起こした張本人であるフライング司令官とのパイプを生かした交渉を強調されておりました。

しかしながら、事態は悪化の一途をたどっております。また、昨日、おとといですか、日本人のジャーナリストの拘束も報道されているところでございます。

そこで、まず外務副大臣にお尋ねをいたします。

ミャンマー国軍とのパイプを生かした交渉、これは全く成果を上げていないというふうに言えると思います。市民の虐殺を即時にやめさせるために、ODA、OOFなどの投融資は一旦停止するなどして、国軍に対して強い圧力をかけるということをおからは提案させていただくんですが、外務省の御見解、また、外務省はどのようにお考えでしょうか。

○鷲尾副大臣 日本は、欧米諸国と比べても、ミャンマーに様々なチャネルを持っておりまして、現地には、駐在経験も長い、ミャンマー専門家でも知られます丸山大使がおられる。

日本として、ミャンマーでのクーデターの発生以降、特に三点、暴力の即時停止、拘束された関係者の解放、そして民主的な政治体制の早期回復を強く求めてきております。

しかし、委員も御案内のとおりであります、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、ミャンマー国軍、警察の市民に対する実力行使によりまして、多数の死傷者が発生し、事態が悪化しているわけであります、深くこの状況を懸念しております。

事態を鎮静化する、民主的体制を早期回復するという思いは、制裁を科している欧米も、対話の必要性、ASEAN首脳会議を呼びかけている身内のASEANも、日本と全く同じ気持ちだと思っております、その中で、日本としては、欧米の考えも受け止めつつ、ASEANが主体となった働きかけも後押しするという極めて重要な

役割を担っていると承知しております。

クーデター発生以降、毎週のように欧米やASEAN各国とも連絡を取っておりますが、日本への期待、ミャンマーへの最大の援助国として、ミャンマーの国民生活の向上や民生支援に誰よりも中心的な役割を担ってきた日本に対する期待は非常に大きいと考えているところでです。

非常に難しい問題であるということとは分かっているつもりでありますけれども、ミャンマー側に一層の働きかけを行っていききたいというふうに考えておりまして、ASEANや欧米と連携いたしまして、事態の鎮静化、民主化への復帰のため、粘り強く取り組んでいきたいというふうに思っております。

その上でですが、我が国は、ミャンマーの民主化に向け、様々な支援を行ってきた最大の援助国でありますので、そういう対ミャンマー経済協力の今後の対応につきましては、ミャンマーにおける事態の鎮静化や民主的な体制の早期回復に向けまして、どのような対応が効果的か、総合的に検討してまいりたいと思っております。

○櫻井委員 最後、総合的に検討していくということですが、もう二か月たっているんですね。こうした働きかけ、三点を中心に働きかけをしていると言っけれども、しかも軍とのパイプを生かしてと言っけれども、一向に成果は上がっていない。はつきり言えば、なめられているんじゃないのかというふうにも思いますので、そこは、しっかりとした態度を示す時期に来ているのではないのかということを含めて申し上げまして、麻生大臣にもお尋ねをいたします。

二月十六日のこの委員会で私もこの問題を取り上げた際に、麻生大臣からは、軍事クーデターというけれども銃弾の音がまだ一発も聞こえていないというのが今の状況なんだと理解しております、このような答弁をされております。

その後、今、資料一でお示しをしたとおり、多くの市民が虐殺されているという状況です。ミャンマー国軍は、丸腰の市民に対して、機関銃や迫

撃砲などの戦闘用の武器を使用して虐殺を行っている。極めて深刻な状況だと私は受け止めておりますが、麻生大臣、ミャンマーの現状をどのように認識しているか、お答えいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 先ほどの御質問というかお話の中で、まだ銃弾の音が一発も聞こえておりませんが、あれは三日後からですかね。銃弾の音がしたのは。だから、言い方は気をつけられないと、俺が発言して三日後から銃弾の音が聞こえ始めたんだからね。まず間違えないでくださいよ。

それで、起きております銃弾の音等々は、今も、ヤンゴンとかネピドー、ネピドーは首都ですけれども、ここでは全く聞こえていませんものね。起きておりますのは、カチン族とか、あそこは部族がいろいろありますので、タイ国境側とか、そういったところの地域で起きておる。これも報道に出ております。そのとおり申し上げておりますので。

したがいますして、私どもとしては、これは、バインデン・管会談のときの、あのときの共同声明、ミャンマーに関しては、基本的に、民間人に対する暴力的な対応の即時停止、国家最高顧問アウン・サン・スー・チー等々、拘束された関係者の解放、そして民主的な政治体制の早期回復、この三点を強く求めるということで日米で合意したというふうに思っております。

多数の民間人がいわれる地方、首都じゃなく地方において多く死傷しておられるということに關しまして、また、拘束者が発生をいたしておるます事態については、強く懸念をいたしておるところであります。

今、鷲尾副大臣の方からお話があつておりましたけれども、こういった状況で、今はまだ国軍、警察等々の実力行使によって民間人に対する暴力が、少なくとも、首都は極めて平穏だそうですけれども、周りで、地域、地方において継続されているということは強く非難するということを申し上げてきておりますので、今はこれが政府の

公式見解になっております。

少なくとも、昔のビルマ、今のミャンマーというところに関しまして、私どもとしては、これはこれまでいろいろな支援をしてきた国でありまして、今、中国製の武器は一つもなくなつて、武器は全てロシア製に替わつたと思つておりますが、それ以外に少しづつ、中国に非常に近かつたところが変わりつつあるところまで今来ている、いろいろな意味で変わりつつあるところだと思つておりますので、今、私ども、対中やら何やら考えますときに、せえのでやりますと、中国にまたというようになことだけは避けたいなという感じがいたしておるのは、これはアメリカも、欧米も皆同じところだと思つておりますけれども。

いずれにしても、こういう形でこういうのをやつていくかというのは、これは今、先ほど申し上げた三つの条件のほかに、この国の治安等々が安定していくものにしていかないといかぬので、みんなこれを見守りつつも、軍によるという形になつても、タイも同様に、軍事政権になつたといえ、かなり民主化され、いろんな形で変わつてきておりますので、こういった形でこれを民主化させていくかということに關しましては関心を持って見てまいりたいと思つております。

○櫻井委員 ちよつとまだ麻生大臣の認識が甘いようにも感じますけれども、ちよつとそれを深掘りしていると時間がなくなつてしましますので、個別の話に移らせていただきます。

お配りしております資料、これは日本経済新聞の記事でございまして、さきの土曜日の朝刊に載つていた大きな記事でございまして。やはり、ミャンマーに対する事業、国軍リスクの懸念というところで、大変大きな記事が載つております。

本日、JOINにも来ていただいておりますが、JBICが融資をしJOINが出資をしているYコンプレックスという、ヤンゴン市内での大きな複合都市開発でございまして。

この場所は元々国軍が土地を持っていたとい

うことで、今も所有権は国軍が持っている。再開発をするに当たつて、この土地の賃貸料というのは国軍に支払つていのではないのか。つまり、一般会計に入らずに国軍の会計に入つていのではないのか。今、こうしたクーデターが起きて、住民虐殺も起きているわけですが、そういったことに、鉄砲玉のお金は実はこうしたところからも流れているのではないのか。こんな疑惑があるわけでございます。

JBIC、JOINが投融資をしているこのYコンプレックスの事業、この土地の賃料は国軍の口座に入金されているのか、ちゃんと一般会計に入っているのか、この点の確認はどのようにされていますか。

○武員参考人 海外交通・都市開発事業支援機構の武員でございます。

弊社は、J-SPC、特別目的会社を通じ、御指摘の都市開発事業を手がける現地事業会社に出資しております。

この事業の用地の契約につきましては、J-SPCは直接関与はしておりませんが、現地ミャンマー企業が政府の一員である国防省と土地リース契約を結び、土地の利用権を得た上で、その現地企業から当該現地事業会社がサブリースを受けるという契約になつております。

現状を確認はしておりますが、土地の支払いにつきまして、政府内部で適切に管理されていたと承知しております。

○櫻井委員 政府の中で管理をされていた、この政府の中身が問題なんですよ。

国軍は、このクーデターが起きる前は、アウン・サン・スー・チーさんを始めとする、いわゆる政府が管理できないところ、国軍は国軍で完全に独立会計で、監査も何も受けないというようなことになつていて、だから、それが問題だということだったんですね。

だから、それは国軍ではなくて一般会計に入つていて、当時のクーデター前の政府がきちつと監査をできるような状態になつていたのか。なつて

いなかっただんじやないのかということで御質問させていただきます。一般会計で、それでクーデター前の政府がきつと監査をできていた、こういうことでよろしいんですか。

○武貞参考人 政府内部のことでございますので、詳細を鋭意確認しておりますが、昨年の段階で、政権内部で適切に管理、政権のルールに従って、政権内部で昨年度は適切に管理されていたと聞いております。

○櫻井委員 いや、聞いていただけじゃなくて、武貞社長は元々JBIに長らくお勤めだったというふうに承知しておりますが、バンカーとしては、ちゃんと、そんなの、聞いた、聞いてないの話じゃなくて、きつと書類で確認するものでしょう。

書類では確認されていない、こういうことですか。

○武貞参考人 申し訳ございません、政府との直接の契約が私どもでございますので、書類で政府からの確認は取っております。

○櫻井委員 出資者だから直接云々と言うんでしょけれども、それは出資した者の責任として、これは非常に大きな問題ですから、そこはちゃんと確認しないとけないと思いますよ。

ただ、今はもう軍事クーデターが起きてしまったので確認しようがないというのも現状ですから、今、この資料の支払いは止めるべきかどうか、ふうに考えますが、それはどうされていきますか。

○武貞参考人 守秘義務事項であるため、詳細回答はお控えたいと思いますが、JISPCを通じて出資する現地事業会社は、本年二月一日、クーデター以降は、土地リース契約先に対して、本事業用地の地代等の支払いを一切、行った事実はありません。

○櫻井委員 少なくとも軍事クーデター以降はこの支払いを止めているということ、その点はしっかりと対応いただけているということ、その点については安心をいたしました。

次に、ちよつと円借款の方も聞かせていただきます。

二月十六日の本委員会、円借款のプロジェクトで、契約したコントラクターの中に軍が関与するような企業が入っていたりするの、かという私の質問に対して、本日お越しのJICAの山中理事は、今御質問がございましたような軍関係の企業の関与というのは確認されておられません、こういう御答弁でした。

ただ、その後、この日経新聞にもございますとおり、バゴー橋建設事業、これは三百十億程度の事業でございますが、ティラワ特別経済区とヤンゴン市内との間にあるバゴー川に架ける橋でございます。この事業については、三井住友建設と横河ブリッジのジョイントベンチャーが受注していると承知しております。横河ブリッジは、ミャンマー経済公社、MECと技術協力の覚書を締結している、こういう関係にございます。

このバゴー橋建設事業にミャンマー経済公社、MECは参画していると承知しているが、どのような位置づけで参画されていきますか。

○山中参考人 お答え申し上げます。

ミャンマーのバゴー橋建設計画でございますけれども、本事業は、委員御指摘のとおり、ヤンゴン郊外に新たな橋梁を建設し、交通及び物流網の改善、また、ミャンマー国民の生活の向上に資することを目的とした事業でございます。

二月十六日の本委員会におきまして、円借款事業の主契約者を念頭に置いて、軍関係企業の関与は確認されていないという旨の答えを申し上げましたけれども、その後三月に、本事業の主契約者より、二〇一九年十一月にMEC、ミャンマー・エコノミック・コーポレーションと下請契約を締結し、事業を実施しているという旨の報告を受けたところでございます。

主契約企業が下請としてどの企業を選ぶかという点につきましては、どのように工事を進めるのが最も適切なのかという観点から主契約企業が

決めるものでございまして、基本的に主契約企業に委ねられているというものでございます。

なお、御指摘のMECとの下請契約でございますけれども、現下のミャンマー情勢を踏まえまして、主契約企業が今後の対応を検討中というふうな承知しております。JICAといたしましては、適切な形で処理されるよう、日本政府とともに相談をしてみたいというふうに考えております。

○櫻井委員 このMECという会社でございますが、これは、アメリカ財務省が三月二十五日にミャンマーに対する追加の経済制裁を発表したときに、このMECと、それからミャンマー経済ホールディングスリミテッド、MEHLの二社を指定しております。これは軍に非常に関係の深い企業ということで指定をされているわけでございますが、その企業がサブコントラクターとして円借款事業に入っていた、こういうことが後で分かったということなんです。

サブコントラクターだったから分らなかったというの、これは本当にまずいですね。今まさに、外務省が中心になって、ビジネスと人権に関する行動計画、これもまとめているすよね。この中で、人権デューデリジェンスとかサブライチエーションを通じてディーセントワークの実現、こうしたことを言っているわけですから、これは、直接の契約相手方だけではなくて、その先も全て、全部把握しなきゃいけないというのが今のビジネスの現状だと思います。

ですから、この点についてもきちつと把握をするようにお願いしたいというふうに思いますし、また、そのような体制を、本日お越しのJBI、JICA、JOINの皆さんはするべきだと思います。その上で、もう時間がないので、質問をちよつと飛ばさせていただきます。

アジア開発銀行や世界銀行は、一旦、ミャンマー向けの支援、これは新規を止めているだけじゃなくて、新規を止めるというか、まだ二か月で

すから止めるも止めないもないんですが、既存の、既にオンゴーイングの案件についても貸付け実行を停止しております。

こうした状況、これは適切な判断だと私は思いますが、それに引き換え、円借款、それからOOFの事業については、新規の停止は、もうしていない、しているのかしていないのかよく分かりませんけれども、オンゴーイングの案件について、貸付け実行を停止をまだしていないですすよね。

そういった措置をやはりするべきだというふうな考えますけれども、やはりアジア開発銀行や世界銀行と同じような対応が今必要な時期に来ているというふうに考えますが、国際局を所掌している麻生大臣、円借款、それからOOFの事業、一旦停止ということで、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、ミャンマー各地のデモ等々、今いろいろ報道されておるとおりなんです。間違いなく拘束者が発生しているということ、強く懸念している、先ほど申し上げたとおりです。また、国際社会の度重なる呼びかけに対しても、民間人に対する暴力等々が継続されているということ、これを強く非難する、これもその上で申し上げます。

その上で申し上げさせていただくと、対ミャンマーの経済協力につきましては、これは今いろいろ話があつておりましたけれども、今後の対応というものにおきましては、状態というものがどういった形で鎮静化するかと、民主的な体制の回復に向けてどのような対応が効果的に行われているか、これを政府としては総合的に見て、その上で検討させていただくということになろうと思っております。

○櫻井委員 総合的に見てと言った後、最後、これによつてというふうな言われたいけれども、結果は、この二か月たつて全然成果は上がっていないじゃないですか。全然成果は上がっていないということが、まさに、だから次のステップに進むべきときに来ているのではないのか。

新型コロナウイルス感染症対策をここでござ

混ぜにして持ち出すわけではないですけれども、そちらにおいても後手後手を踏んでいる、全然、現状把握が十分できていないということが今の政府の体質を如実に表しているというふうに思っています。

この問題については、野党が、私が言っているだけじゃなくて、与党の自民党の議員からも、四月七日の外務委員会、ミャンマーについては、人権弾圧、もっともつと、ODAの新規停止どころじゃなくて、厳しい対応をしていかなければならない、このような提案という発言もあるわけです。これは別に与党、野党関係なく、やはり今のミャンマーの人権状況、大変憂慮すべきだということを言っているわけです。

それから、前駐ミャンマー大使を務めた樋口前大使も、日本経済新聞のインタビュー取材に対して、国軍の偏狭な本質や現地の情勢をよく見て、事態の推移を冷静に見通す必要があるということ、それから、対処に当たって日本が大事にすべきなのは、もちろんミャンマーの人たちの人権であり、命、ミャンマー国民は日本に圧倒的な信頼を寄せているというふうに言っておりますが、ただ、今、こうやって日本が軍と密接な関係を強調すればするほど、ミャンマーの国の人たちは日本からどんな心が離れていってしまったというわけです。新規案件凍結は当然として、支援する前提が覆ってしまった今、抜本的な見直しが迫られている、こういうことも前の大使がおっしゃっているわけでございます。

こうしたことも踏まえれば、もう次のステップに進むべきだということを強く申し上げまして、時間になりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

○青山雅幸 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も、大変貴重な質問の時間、ありがとうございます。

早速お尋ねしてまいります。

新型コロナウイルス禍でありまして、なるべくウェブであるとかそういった合理的なやり方でできるものは合理的に済ませようというような社会の流れになっておりますし、それは新型コロナウイルスを抜きにしても、デジタル庁の創設であるとか、社会の全般の流れ、日本の目指していく方向性の一つだと思います。

一方で、行政手続に関してはまだまだアナログな部分が非常に残っている。そしてまた、いろいろなことがまだまだ立ち遅れている。

先日も痛感したのは、私ども、各省庁からレクを受ける際に、ウェブを使って、ウェブの会議のシステムでやっているんですけれども、度々某省庁の接続が落ちる、特定の官庁でいつも落ちてしまふというようなことがございまして、もう少しやはりきちんとした取組、あるいはそういった精神といえますが気持ちですね、やはり、私いつも言うんですけれども、いろいろなことで、気持ちに込めていかなければならない世の中というのは前に進まない部分がある。気持ちを込めた上で、いろいろな具体的な方策を練っていくことが必要なのかなと思っております。

そういう観点から一つまず伺いたいんですけど、けれども、昨年に引き続きまして、確定申告の期限が、コロナということで一か月延長されております。そういった中で、確定申告においては、私なんかよくやるわけなんですけれども、税務署に行くと、できている書類に判こだけ押してもらって帰ってくる。何となく、すごくありがたいし、安心感はあるわけなんですけれども、そういう形で受領印をもらうことについてどのような意義があるのか。まず、その点について国税庁の方に確認をさせていたいただきたいと思っております。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の收受日付印、この押印につきましては、收受の事実を確認するものでございまして、例えば、御自宅等で作成した確定申告書を税務署に持参して、対面で提出し、その控えに收受

日付印の押印を受けたとしても、仮に後日申告誤りが判明した場合には是正されることになりません。

したがって、この收受日付印の有無によって取扱いが変わることではございません。○青山(雅)委員 今お答えになったとおりで、別に、作ってわざわざ持参して判こを打ったとしても、間違いなく取ってもらいましたよという証明にすぎないわけですね。

一方で、そういうことをしないで済む、もっとも簡便に済むやり方というのが幾つかもう既に用意されておまして、若干今の話とはそれますけれども、還付申告、今年は還付になりますよというものであるならば、通年、別に定められた期間でなくても、二月の中旬からふだんでしたら三月の中旬ですか、そのくらい定められた期間でなくても、いつでもできます。それから、そもそも、確定申告であってもe-Taxであるならば、新年の最初の税務署の営業日と申しますか業務開始日から申告ができる。また、申告書類をウェブ上で作成して郵送するという手段もございまして、こういつたいろいろな手段があるんですけれども、意外と知られていない。多分、私ども昔は実は県庁で法人事業税などをやっていて、その期間には税務署のお手伝いに行ったりしたものですからよく分かるんですけど、やはり一般の方はなかなかそういう細かい実務について御存じない。

これは一つの、国民全体にとつての合理化という観点から、よく確定申告の期間になると本当に一斉に報道がなされて、皆さんそういう気持ちになるわけなんですけれども、今言ったような合理的なやり方があるということについて十分に周知されるようにしたいかながかなと思っておりますけれども、その点の広報についてお伺いしたいと思っております。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。確定申告期間が始まる二月十六日より前から還付申告書が提出できる、このことにつきまして

は、確定申告の手引や国税庁ホームページの確定申告特集ページにおいて示しているほか、国税庁ホームページ内におけます確定申告書作成コーナーにおいても、翌年の最初の営業日から申告書を作成できるようにするとともに、同サイト内におけるよくある質問への回答として、還付申告書は二月十六日より前に提出できること、これを御案内していただいております。

また、申告書を郵送により提出できることにつきましては、同様に、確定申告の手引や国税庁ホームページの確定申告特集ページで告示しているほか、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーにおきまして、作成した申告書をe-Taxで提出するか、印刷して郵送等により提出するか、いずれかを選択いただく仕組みとするなど周知しているところでございます。

いずれにいたしましても、確定申告の広報につきましては、引き続き、納税者の方にとつて分かりやすいものになるよう努めてまいりたいと思っております。

○青山(雅)委員 今言ったような広報ですと、わざわざ税務署のウェブまで行かないと見られないというところで、それにとどまらず、たまには大々的にコマースでも打つとか、もう少し一般的な、ほっておいても知れるような形での、受動的でも知られるような形での広報が必要かなと思いますので、また検討してみてください。

それから、もう一点、本当に細かい点で恐縮ですけれども、先ほど言ったように私の経験からいっても、税務署で例えば還付申告とかその手のやつをやると、膝詰め談判で、向き合って、聞きながら、書類を受け渡しながらやるわけですね。今、コロナの感染で一番やはり心配されているのが、ランセットの論文なんかも実はあるんですけど、ミスト、マスクのこういった隙間から出て、長時間接しているとやはり感染するんじゃないか。こういうふう天井の高い部屋ならいいんですけども、換気が悪くて天井が低いような

ところだと危ないんじゃないかということが言われているわけですね。単に黙って座っている分には全然いいんですけども、換気が悪くて、要は、空気の体積が低いところは危険だ。

そこで思うわけですけども、今言ったように、(税務会場というのは一つの、場合によりま

けれども、税務署の中でやる場合には少なくとも非常に狭くなりますし、一般的に、確定申告の時期というのは、どこかの体育館みたいなところを借りたりとか、商業施設、大きな会場でやる場合が多いわけですけども、今言ったようなものもあるのですから、もう今から、やはり来年もまだ、恐らくそう簡単には収束してないと思いますので、天井が高かったり開放的で換気のしやすいような、そういった施設でもってやるという方向性をきちんと計画しておくことが必要だと思うんですけども、その点についてお考えをお聞かせください。大臣にお伺いしたいと思います。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

令和二年分の確定申告では、例年よりも二週間程度前倒しして二月一日から開設するとともに、申告会場でもあらかじめ様々な三密回避策を講じて、申告相談に対応してきたところでござい

で、今年の反省を踏まえまして、更によりよきものになるように引き続き検討してまいりたいと思います。

○青山(雅)委員 是非よろしく願います。

続きまして、政府保有株式の配当金収入の使途についてお伺いします。

時間がないのでちょっと手短にお答えいただきたいんですけども、令和元年度末現在で政府保有株式の総額は二十二・六兆円ということになっております。政府への配当額が平成三十一年三月期決算で見ると四千四百六十億円程度であります。

財政投融资計画でこれらを産業投資として財投機関に投資しておりますけれども、そのリターン

はどのくらいになっているんでしょうか。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

今委員がおっしゃりました政府保有株式の総額二十二兆六千七百九十億円は、一般会計等も含めて政府全体として保有している株式の金額でございますが、このうち産業投資を経理しております財政投融资特別会計投資勘定が保有する株式の総額は、令和元年度末時点で十三兆五千七百七十億円でございます。

この投資勘定が保有する株式の配当金でありますけれども、令和元年度は三千三十九億円、それから、制度が発足した昭和二十八年から令和元年度までの累計額で三兆二百五十七億円となっております。

なお、株式配当金のほか国庫納付金という制度もございまして、これらや、帰属している株式の処分益を含めた収益全体で申し上げますと、令和元年度は五千六百九十九億円、累計額で六兆七千百九十八億円となっております。結構な額がやはりリターンとして入ってきております。

○青山(雅)委員 そうしますと、結構な額がやはりリターンとして入ってきております。時間がありませんので、大臣に是非お聞きしたいんですけども、いろいろなところに、リスクマネーと言える産業投資でこういったお金を使っているわけですけども、民間が参入しないような部分というのはやはりなかなかリターンが望めないような部分かな。逆に、民間が参入してくるようなところであるならば、別にそこは民間に任せればいい。

政府保有株式のこういう結構な額に上るリターンは、財政状況から考えると、政府自らがリスクを取ってそういった産業投資に回すよりも、公債の償還に充てるというような姿勢があつていいと思うんですけども、この点に関する大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 今後の民間の経済成長というものを促していくためには、なかなかリスクテイクを今の民間の銀行はされませんから、ファンドを含めまして、そういった意味では、今後、パイオ

とかよく出ますし、デジタルとかいろいろなものに、イノベーションの投資とか、新興国を含めた海外へのいわゆるビジネスの展開等々重要なんですから、これらの投資に関しましては、いわゆる民間の企業では負いきれません。とても耐えられぬ、リスクがでかい等々で、研究開発のリスク等々、海外リスク等々、これは政治リスクが問題となつてきますので、そういったところでは、日本というのは今後、ベンチャー企業等々が大きく成長する際に必要とされる大規模かつ長期のリスクマネーの供給というのは極めて不十分だと思います。それが今の現状だと思っております。

したがって、こうした民間が直面する課題を考えますと、いわゆる政府保有の株式の配当金収入等々を資本性資金である産業投資として活用するというところで、リスクが高く民間だけではとてもしにくい切れないというような資金等々にリスクマネーを供給して、民間資金を入れる、ああ、政府が行くならということで民間資金を呼び込んでいくということ、これは日本経済の発展に重要な施策になると思っております。

今、また、債務の償還にもという話が出ましたけれども、これは当分考えないかぬところで、私どもとしては、最近では、政府の株式保有というものを売却したときの利益等々の場合については債務の償還に充てさせていただいているというのが現状であります。

○青山(雅)委員 数字でもう一つお聞きしたいことがあったんですけども、時間となりましたので、本日はこれで終わりにさせていただきます。また今の議論を引き続きさせていただきたいと思

います。

どうも本日はありがとうございました。

○越智委員長 次に、階猛君。

○階委員 本日は、銀行法等改正案、これから趣旨説明ですけども、ちよつと質問の機会があるかどうか分からないので、まず大臣に基本的なところをお尋ねしたいと思

います。

で、私の資料のページ目を御覧になってください。

これから新しくできる業務を右側に書いておりますけれども、よく分析してみると、従来、従属業務会社で収入依存度規制のある形でしか認められなかった業務が、銀行本体や銀行業高度化等会社で収入依存度規制のない形でできるようになるという意味で、一定程度自由度は広まるわけですが、全く新規の業務で明確に法令で位置づけられるというものは、私が見たところ、障害者雇用促進法に係る特例子会社、そして地域と連携した成年後見という二つしかないように思います。

そこで伺いますけれども、今回の改正によつて、これまでの異次元の金融政策で収益悪化が進み、大手金融機関と比較して経営資源が乏しい地域金融機関にとつて、この見直しがどの程度の収益改善効果があるというふうに考えているのか、大臣、お答えをお願いします。

○麻生国務大臣 今回の、来週から御討議いただくんですが、先月国会に提出させていただいた銀行法等の一部を改正する法律案、これでは、今い

わゆるポストコロナとよく言われますけれども、企業とか社会が取組をするのを幅広く支援が銀行としてできるようにという意味で、その業務にデジタル化とか地方創生などに関する業務というのを追加するというのが改正案に盛り込まれております。

この見直し後に、銀行グループとして、例えば、元々自分で自由に開発していたITのシステム等々を地域のいわゆる企業に幅広く貸与する若しくは提供してデジタル化を支援するとか、地域の銀行とそこにある地域企業が共存共栄する形で新しい業務というのを営んで、その結果として、銀行の自らの収益改善、また持続可能なビジネスモデルというものを構築することにも役立てるということだと思っておりますので、改善の効果についてというのが最後に出ていましたけれども、これをそれぞれ地域の金融機関が新たな金融機関の業務としてどのように取り組んでいられるかと

いうところは、これは地域銀行の経営者の経営判断ということによるんだと思っておりますので、具体的にこれをお示しすることは困難でありますけれども、土地等々、いろいろ自分で持っているものの開発というものは、業者と組んだら結構な収益改善になるんじゃないかなという感じは私はいたしますけれども。

○階委員 具体的な効果が分からないということなんですが、ちよつと一問省いて三つ目の質問に行きますけれども、私の資料、三ページ目、御覧になってください。

二〇一九年度の銀行決算、資金利益ということろ、グラフになっておりますけれども、地域銀行の資金利益は二・七％前年度比減少ということことで、金額でいうと約一千億円、資金利益というのは利ざや収入とかあるいは国債の利息収入、そういったものがあるわけですが、こういうものが一千億円ぐらゐ減ったということです。

これも、日銀の超低金利政策が長引くことによつて貸出利ざやが縮小したことや、高利回りの国債等が償還によつて消えてしまったことが要因となっているわけです。

この傾向が変わらなければ、地域金融機関としては、生き残るための合併、経営統合やリストラを進めざるを得ず、リスクある取引先への融資や新規業務の開拓などによつて地域経済に貢献していくことが困難になるようなふうに見えるのですが、この点について大臣の見解をお願いします。

○麻生国務大臣 これは、御指摘のありましたように、収益の悪化が続くということに対しての御懸念なんだと思いますが、これはもちろん超低金利というものの継続というものもありますし、地域によつては人口減少というものが大きくて、ちよつと岩手県に詳しくありませんけれども、九州では、長崎等々、銀行がかつてに比べてかなり減っておりますので、そういった意味では、貸出業務を始めとして厳しい状況が続いて、結果として、あそこは肥後銀行、八十二銀行だったかな……(発言する者あり)十八銀行か。八十二じゃな

い、十八銀行と肥後銀行の合併とか、福銀と一緒にするとか、いろいろなことをやっているんだと思ひますが。

こうした状況というのは、地域金融機関に対しては、例えば、地域の企業に対して経営改善につながる助言をするとか、企業の事業性を適切に評価した上で融資を実行する等々によつて企業の付加価値向上を図るということ等々、いわゆる借り手の企業の支援というものを通じて金融機関自身も計画的な事業ができるようなビジネスモデルを構築して、地域経済に発揮することというのが基本なんだと思つておりますが、御指摘のとおり、これは必ずしも容易な話じゃないんですよ、こういう話は。みんなに役人が言うほど、経営をやったことがない人がしゃべっているんですから、現場に行つたらそんな簡単な話じゃありませんから。

金融庁といたしましては、先ほど申し上げましたように、業務範囲の規制の見直しというもののや環境整備に更に取り組まないかぬということだと思つておりますので、地域金融機関の間でも環境認識を共有してもらわないかぬところだと思ひますが、そうした施策を活用させていただきながら、銀行の経営改善をいかにやっていくかというものをもう少しやらせていただかないと、何となく、地域銀行というのは、大体その地域で一番ゆつたりしておられるところでしたから、今まで、そういった状況がかなり厳しいものになつてきておられるということで、お目にかかる方々も少し、昔に比べて、三、四年前に比べて、顔に結構緊張感がありますものね、今、厳しいことになつておられるからですよ。昔はそんなことは全然なかったですから。はあというふうな話で、他人事みたいな返事をしていたから。

こういう銀行は先はないだろうなと思つていましたけれども、大分変わつてきておられるような感じがこのところしますので、この種の話に関してもいろいろ、御自分からこうしてくれというお話はなかなか来ない、それが最近、たくさんで

はありませんが、いろいろな言つておみえになる経営者、小さいとは限りませんが、大手のところでも、経営者としてそういう意識をお持ちの方々は、結構いろいろな規制やら何やらについて言つてこられるようになってきたのかなという感じは、私の個人的な感想かもしれませぬけれども、そんな感じがしております。

○階委員 地域経済に貢献するためには、まず地域金融機関自らがしつかり体力は持つていなくちやいけないうことなんです。元々人口減少などの逆風がある中で、それに追い打ちをかけた異次元の金融緩和と超低金利というのがあつたわけです。

危機感が足りないというふうなお話もありましたけれども、私も地域金融機関、銀行員出身で、いろいろな方からお話聞きますけれども、相当厳しいです。

それで、その厳しさもまだ始まつたばかりで、これからどんどん加速度的に厳しくなつていくというふうには私は見ておりますので、この銀行法改正で、いかにして業務の見直しで収益機会を増やせるか、そして金融緩和のマイナス面を取り戻せるかということを目ざして見ていたんですけれども、どうも、資金交付制度の話とか、あるいは業務範囲規制の見直しといったところも踏み込みが足りないと思つています。

これでは、どんどん縮小均衡の方に走つていくだけだろうと思つていまして、地域経済への貢献というのは全くもつて心もとないというのが私の評価です。

その上で、元凶となつて日銀の金融政策について黒田総裁にお尋ねします。

今回、点検結果が発表されましたけれども、この表題を見ますと、この肌色の冊子の表紙には、「より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検」ということで、もう結論先取りになつていような点検で、バイアスがかかつているということだけではなくて、そもそも、より効果的で持続的なと言つていふことは、今まで

での効果は大したことではなかつた、それから、出口は遠いということから持続的なということと言つていふのではないかと思うんですが、より効果的ななら二％目標は早期に達成できるはずだと思ひますし、一方、金融緩和が持続的ということとは、二％目標はしばらく達成できないことが前提となつていふということ、この点もおかしいと思つています。

より効果的で持続的なということの含意を教えてくださいいただけますか。

○黒田参考人 日本銀行は、二％の物価安定の目標を実現するため、大規模な金融緩和を実施しております。もつとも、二％の物価安定の目標の実現には至つておりません。また、感染症の影響によりまして、経済、物価の下押し圧力は今後も継続し、二％の目標の実現には時間がかかることが予想されます。

こうした状況を踏まえると、当面、感染症の影響への政策対応が必要であるほか、長期的には、二％の目標を実現するため、より効果的で持続的な金融緩和を実施していくことが重要である、こうした考えから今回の点検を実施したわけでございます。

今回の点検を踏まえた政策対応によりまして、長短金利操作付量的・質的金融緩和の持続性、機動性が増したというふうな考えっております。

点検でも確認されたように、大規模な金融緩和は効果を発揮してきておりまして、この枠組みの下で強力な金融緩和を粘り強く続けていくことで、時間がかかるが二％の目標は達成できるというふうな考えっております。

○階委員 二％目標が達成できない理由として、この冊子の最初のところに三ヶ条挙げられていますが、一つは、予想物価上昇率に関する複雑で粘着的な適格的期待形成のメカニズム、二つ目に、弾力的な労働供給による賃金上昇の抑制、三つ目に、企業の労働生産性向上によるコスト上昇圧力の吸収といった、三つの原因を挙げられています。一つ目の、複雑で粘着的な適格的期待形成、黒

田総裁も粘着的だということが先日海江田委員からもお話がありましたけれども、ここは、複雑で粘着的なものとはなかなか変えるのは容易じゃないだろう、ただ、二つ目、三つ目は私は変えられちゃうんです、政策次第で。

二つ目の、弾力的な労働供給による賃金上昇の抑制というのは、要は女性や高齢者の非正規雇用が増えている、低賃金の方が増えているから賃金上昇が抑制されているということで、これは非正規雇用を正規雇用に移り替える、そういう政策をすれば改まるはずで。

それから三つ目の、企業の労働生産性向上によるコスト上昇圧力の吸収というのは、要は、生産性向上は起きているけれども、賃金に回っていない、コスト上昇圧力の吸収の方に行っていないということ、これも政策によって改めることは可能だと思います。

この二つ目、三つ目にしっかりとスポットを当てて、ここを直していけば目標達成はできるんじゃないですか、本気でやろうと思うのならそこに力を入れるべきじゃないですか。

○黒田参考人 御指摘の二番目と三番目の点は御指摘のとおりでありまして、我々の分析でも、当面、女性その他、特に非正規の雇用が増えたということで賃金が上がりにくいという状況はあったと思います、しかし、その後の経過を見てみますと、非正規の方の賃金もかなり上がっています。それから、御指摘のように、非正規から正規へ移るという人も少しずつ増えてきています、この正規の雇用が増えるということが今後は賃金、物価の引上げの要因として非常に大きく働くであろうということはそのとおりだと思います。

それから、もう一つの、生産性の向上、これもまさに委員御指摘のとおりでありまして、生産性が向上して、本来、収益が増えて、賃金をもっと払うということになっていくべきなんですけれども、それがそのまま、価格を上げなくて済む、コスト削減を価格を上げないということにつなげて収益や賃金の方にいきにくいという状況があった

ことは事実です。これも少しずつ正されてきていますけれども、委員御指摘のとおり、この二つの面での改革というか、そういうものがあると、賃金、物価がより上がりやすくなるということとは間違いないと思うんです。

ただ、それでも、先ほど申し上げたように、最初にそういうことが起こって、その次に非正規の人の賃金も上がる、正規化が進む、あるいはこちらで、生産性が向上していく過程で、価格の引下げでなくて、賃金、価格を上げていくという方向に少しずつ動き始めてきたということは言えると思うんですけれども、残念ながら、委員御指摘のとおり、そこが十分でないということはそのとおりだと思います。

○階委員 大臣には通告していませんけれども、今私が申し上げた二つ目、三つ目のことは、これは日銀にお願いすべきことじゃないという気もしています、政策協定、アコードを結んでいるわけだから、政府、日銀一体となってやるべきことだと思いますけれども。

政府として、私が申し上げたこの今回の点検で指摘されている二つ目の、非正規雇用による賃金の抑制であるとか、あるいは生産性上昇が賃金上昇につながっていないということ、これを政府として正していく、そのことによって二%物価安定目標達成に近づけていく、そういう本気度はあります。お答えください。

○麻生国務大臣 これは前から、六年ぐらい前からだと思いますが、経済諮問会議等々で、政府側、政府というか、自民党の方から、例えば出てこれた経団連の方々に、また民間労組を代表しておたぐらがる仕事なんじゃないんですか、連合のやる仕事でしょうが、何で連合がこれをちゃんとやらぬのですかと。議事録、残っていますよ、何回も。(階委員)連合はやっていませんよ、経営者が応えていない」と呼ぶやっていますよ、経営者があんなにやたらと私に言ったんです、その人に。いや、やっていますと言うから、やって

いたってこの程度じゃないですかという話をしたんです。私はそういうふうに、今でも議事録が残っておりますので、ちよつと議事録が抹消になったかどうか知りませんが、ちよつとかなり激しくやり合ったことがあるんですけれども。

上げろ上げろと言っているのは我々が言っているのであって、何でもかきというのを申し上げたぐらい、これは随分やってきたんですよ。

それでも上がらないという事実は、やはり労働分配率等々は明らかに下がっていますのでしょう。あれは、企業に対して分配率を上げると、政府は、我々、社会主義をやっているんじゃないやありませんし、統制経済をやっているんじゃないやありません、自由主義ですから、それはなかなか言える限度があるんですよ。それでも結構言って、毎年、少なくとも、昔はベアなんて言葉は全くありませんでしたけれども、この八年間、ベアという言葉が出てきたでしょうが、いつから出たんですか。民主党なんか一回もないよ、そんなもの。それが現実でしょう。

階さん、これは、真面目にやっていると云われたら、ちよつと待つてくたさいよ。やった上でまだ力が足りないと言っているのであれば、私どもとしては、内部留保が増えた割には設備投資また賃金に回る率が低いというのは事実だと思っておりますので、私ども、引き続き努力をせないかぬところだと思っております。

○階委員 やるべきことは明確になったと思うので、そこを更に前に進めていくということを是非お願いしたい。

それから、お話の中であった労使交渉の議事録ですか、政労使の何か会議の議事録ですか、これは後でいただけますかね。委員長、そこのお取り計らいをお願いします。

○越智委員長 理事会で協議します。

○階委員 それで、私がなぜ本気度が足りないというふうに思えたかという、今回、国債買入れによる名目長期金利押し下げ効果というものを試

算していますよね。これは、私の資料で四ページに二つの方法で押し下げ効果を推計していますけれども、いずれも押し下げ効果は1%程度と見えています。これが妥当なのかどうかということなんです。

もしこれが妥当だとすると、仮に国債買入れをやめても長期金利は1%程度しか上昇しないというふうに日銀は考えているということになりますけれども、それでいいんですか。黒田総裁、お答えください。

○黒田参考人 まず、今回の点検では、日本銀行の国債買入れが名目長期金利を押し下げる効果について定量的な分析を行ったわけですが、具体的には二つのアプローチで押し下げ効果を推計しております。第一に、過去のデータを用いて、有効求人倍率、消費者物価、それから米国長期金利の三つの経済変数で長期金利を説明する関係式を推計し、これを用いて、量的・質的金融緩和導入後に三つの経済変数が示唆する長期金利を計算して、その仮想的な長期金利と実際の長期金利の差がこの政策による押し下げ効果だということに考えて、当該効果を推計したわけです。

もう一つは、より経済学的というか、国債保有割合、実質GDP成長率予想、米国長期金利の三つの変数でやはり長期金利を説明する関係式を求めて、日本銀行の保有割合で説明される部分が国債買入れによる長期金利の押し下げ効果ということに考えて、当該効果を推計したわけです。

どちらの推計からも、国債買入れによる長期金利の押し下げ効果がマイナス1%程度であるという結果が示されたわけです。そういう意味では、今回の分析結果は一定の妥当性を有するというふうに考えておりますが、委員御指摘の、今、国債買入れをやめたら長期金利がどれだけ上がるかというの、この計算式から直接出てくるわけではありません。

ただ、この計算したときのような有効求人倍率とか消費者物価とか米国長期金利等々の変数が同じであれば、その程度の長期金利の上昇にとどま

るといふふうには推測はできませんけれども、あくまでも、将来に向かって、今の政策をやめたときに金利がどのくらい上がるかというのは、そもそもその状況における有効求人倍率とか消費者物価とか米国長期金利の状況がこの計算データで計算したときの過去八年間の状況と変わっている可能性がありますので、一概に、一％程度にとどまる、やめちゃっても一％程度しか長期金利は上がらないという言い切れないというふうに思います。

○階委員 相変わらず複雑で粘着的な答弁なんです、最後の方で本当のことをおっしゃられたと思いますよ。

やはり、日銀が国債買入れをやめたら、国債価格が暴落して、金利が急騰、急上昇することになると思います。だから国債買入れをやめられないのであって、一％の押し下げ効果があるから継続しているわけではないというふうには私は見ておりますけれども、そういうことでいいですか。正直に、端的にお答えください。

○黒田参考人 あくまでも、金融緩和の効果が、長期金利を一％程度引き下げているという効果があるというのを前提に、これまでの長短金利操作付量的・質的金融緩和を粘り強く続けていくことによって、一方で予想物価上昇率が徐々に引き上がり、経済に対する緩和効果も強まっていくというところでありますので、当然、現在の金融緩和と政策を続けることによって、名目金利の押し下げ効果ができるだけ長く継続させて、二％の物価安定の目標に向けて進んでいくということに変わりはありません。

○階委員 時間が来ましたのでもう質問しませんが、二点だけ指摘させていただきます。

五ページにありますとおり、金融仲介機能への影響ということも書かれておりますけれども、先ほどの押し下げ効果とかオーバーシュート型コミットメントの影響の分析に比べると、極めて抽象的で具体性を欠く内容になっています。この

分析も、きちんと具体的に定量的にやっていたきたいというのが一つ。

もう一つは、そのオーバーシュート型コミットメント、六ページ目ですけれども、オーバーシュート型コミットメントというのは、埋め合わせ戦略、すなわち、物価上昇率の実績値が目標を下回る期間が続いた場合には、そうした状況を勘案して金融緩和を行うという考え方を実践したものだと言っておりますけれども、だったら、今、実績値が目標を下回る期間が続いている中で、物価目標を達成した後も、しばらくこの金融政策は変わらないのではないかとこのように思えるわけです。その具体的な期間を明示すべきではないか。

もつと具体的に示すべきではないかという二つのことを申し上げまして、この点検、今のままで、この点検自体がこれまでの金融政策の失敗を埋め合わせる戦略にすぎないということを申し上げまして、質問を終わります。

○越智委員長 次に、吉田統彦君。

○吉田統彦 立憲民主党の吉田統彦でございます。

時間もありませんので、早速始めさせていただきます。

まず、日本の事業家や富裕層における、ともすれば脱法的な節税策についてお聞きしたいと思えます。

富裕層の究極の節税策の一つは、所得税法上の非居住者になることだと言われているようであります。ちまたでは、年間百八十三日以上海外に滞在していればよいのではないかと言われているとも聞きます。本日に海外に生活の本拠があるものであれば問題ないとも言えますが、そうではなくて、形式的に海外のケイマン諸島やスイス、バミューダなどのタックスヘイブンや軽税地に移しただけで、日本での事業を継続し、年間何回も戻ってくる、何日も戻ってくる、常に海外から日本に対し指揮命令をしている、こういったことも当然横行しています。

そこで、こういったケースについて、財務省は、本来納めるべき税金のどれくらいを不当に逃れて税収減となっていると考えているのか、また、このような、時として脱法的な節税手法について、どのように捕捉しようとしているのか、現状を、大臣、お答えください。

〔委員長退席、鈴木（馨）委員長代理着席〕
○麻生国務大臣 国税庁として富裕層に対する対応の話を聞いておられるんですね。

海外に住居を移している人というのは、お医者さんの仲間とどれくらいいるんだか知りませんが、高額の資産を有する人というものの管理とか、租税条約に基づいて、情報交換資料の積極的な活用等々、これは取り組んでおります。

一番でかいのは、これは、こんな人より企業の方がでかいですからね、御存じかと思えますけれども。そういった意味で、私どもとしては、まずは企業だろうというので、八年前から始めて今日まで、アメリカを説得して、ついにこの七月に、うまくいけば、ジャネット・イエレンというFRBをやっていた人もいますので、実態をこの八年間、民主党の人だったので最後の四年間はいたわけじゃないんですけれども、聞いていたものから。

去年の十二月から事は結構進み始めて、アメリカが降り、フランスもここで寄りまして、この二月、三月のG7等々の財務大臣会合でこれは結構詰めるところまで来まして、最後の最後は大体すつとやられますので、最後のところまで詰めないかぬということで、七月、G7、G20をイギリス、イタリアで、それぞれ現地でやることまでにはほぼ積み上げられると。先週でしたか、電話で再確認はしてありますけれども、国際連盟もつくっておいで最後にいらなかつたという国です。余り当てにはしちやいかぬ、常にそう心して思っておるんですけれども。

私どもとしては、今そういった問題は、非常に大きな制度的な見直しというものをやっていくので、まずは国際的法人の、額が余りにもかいかいG

A F A等々の話ですけれども、そういった意味で、法人税の下げ競争を、先進国で競争してやっているのは愚の骨頂というのを最初に言い始めて、それから今日まで日本がリードしてこまて来たと思っておりますけれども、最後は、一番でかいアメリカの部分とEUのところにあります。これをしない、ちよつと日本だけでどうにかなるわけではありませぬし、今百七十カ国ぐらいまで来ておりますので、最後にこれやることによってうまくいけると思っております。

御心配のところというのは、これをやつて次に富裕層のところまで行くと思っておりますが、今どれぐらいのものが抜けているか等々、どういふものをすればその人たちがこつちへ帰ってくるのかというところは、いま一つ、個人の部分につきましては、まだそこまで調べができ上がつていないわけではございません。

○吉田（統）委員 大臣、しっかりと御答弁いただきました、ありがとうございます。

それは法人の方が大きいですが、大臣。しかし、個人も、大臣ほどではないですけれども、いっぱい資産家が世の中にいますよ。本日に海外へ、かなりやはり行かれています。私の知っている方なんかそういう形でやっている方もいますので、しっかりとそこもまた捕捉をいただいて。細かいことはもちろん政府参考人でこの後も結構です。取りあえずは、私の最初の問いは大臣に答えていただきたいと思えます。

是非、まず法人をやつていただいで、個人もしっかりと、心から大臣、応援していますので、頑張つていただきたいと思えます。

では、次の問いに行きたいと思えます。この流れの中で質問なので、もし大臣、お答えがちよつと難しいようでしたら、これは参考人でも結構です。

法人というのはあまたあります。都とか道とか県も法人の一つですね。その中で特に公益性の高い法人、公益社団法人、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、学校法人、こういった法

人の理事長について、主たる収入が法人からの収入であるにもかかわらず、海外で租税回避している方がいらつしやいます。

そうすると、これは当然、繰り返しますが、公益性が高い、また、法人の課税の優遇などもあることから、ちよつと許し難い状況になっていると考えるんですが、ここに關して、参考人で結構です。端的にお答えいただけますか。大臣でももちろん結構です。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

一般社団法人等の役員の給与、報酬等の課税関係ということでございますが、個人の方の課税関係を考えます上では、まず、その方の形式的な住所だけではなくて、職業ですとか、資産の所在でありますとか、親族の方の居住状況、あるいは国籍などをしつかりと確認させていただいて、その実態に照らして日本の居住者であるというふうに判断される場合もございますので、そういう場合には、ほかの方々と同様、その給与や報酬について、累進税率で課税をされるということになります。

他方で、そういった実態を確認してもなお非居住者であると認められる場合には、日本法人から受け取る給与等を含めまして、多くの所得類型において比例税率の源泉分離課税が行われているというところでございますが、これは納税者等の事務負担や税務当局の執行可能性などの問題もござい

ますので、そういった観点から戦後採用されたものと考えております。

そういった非居住者に対しても居住者並みの累進課税を行うということは一つの考え方だと思えますけれども、これについては、経済のグローバル化といった経済社会の情勢の変化なども踏まえながら、税負担の公平性という観点ももちろん重要でございますし、事務負担でありますとか執行可能性の観点も踏まえて、丁寧に検討していく必要があるというふうに考えております。

○吉田(統)委員 おっしゃるとおりの制度になっていますね。つまり、非居住者であると、源泉徴

収だけですから約二割ですよ、約二割なんです。だから、五千万もらつていても、二割しか税を納めない。片や大臣は、やはり収入がたぶんある分、大臣はたくさん納めていらつしやいますよ。これは、汗水垂らして一生懸命税金を納めている一般庶民から見たら、やはり不公平に映ってくる可能性があります。

特に、公益性の高い法人に關しては、理事長、そういう税の逃れ方は、二割だけだと、五千万だと非常に、一千万ぐらゐまで抑えられますね、税金。これは通常ならあり得ないことです。そういう中で、やはり、こういう公益性の高い法人に關しては居住地を日本に限るだとか、そういうルールづくりもする中で公平な税制を求めている、そういうふうにご考えます。

さつき、局長、そういう考え方もあるということとで、今後も制度を、いろいろなことを大臣と一緒に考えていっていただきたいと思います。これはグローバルな社会でどんどんどんどん大きな問題になってきます。当然ですが、ですの、是非そこは留意をいたしまして、公平な税制を心がけていただきたいとお願ひして、次の質問に移ります。

大臣、大臣も病院経営を一族でされているわけですが、近年、分子標的剤、遺伝子治療薬、再生医療製品などの高価な医薬品が保険適用になっている。これで医療費負担は過度に増加しているという指摘がありますね。

例えば、オプジーボは二〇一四年九月の保険適用ですが、当初、百ミリグラム一瓶七十二万九千八百四十九円という高い薬価がついています。国内初のCAR-T細胞療法として注目されたキムリアは、一昨年の五月十五日に保険適用が決定し、一患者当たりの薬価は三千三百四十九万三千四百七円となりました。アメリカではこれは五千万円を、大臣、超えています。

こういった高度な医薬品が次々と保険適用されていくことによって保険財政の悪化を招くのではないかということが、様々なところから声が上がっています。一昨年十月九日の財政制度等審議

会、財政審の分科会において、財務省は、高額な医薬品については、費用対効果を勘案し公的保険の対象から外すことも検討するよう提案したと報道されていました。

そこで、改めて、このような高価な医薬品が保険適用となつて国の医療費負担を過度に増加させるとの懸念について、大臣はどのようにお考えになられますか。

○麻生国務大臣 これは大問題、一言で言えば大問題です。

財政審の話も読まれておられるようなので、医薬品の価格というのは、最近出たものではオプジーボですか、あれが一番有名になりましたけれども、元々別の薬でやつたものが、あれに効くと分かったことでほんと値段が上がったという形になったんですけれども。

財政審が言う、財政への影響というものを勘案して保険の収載の可否を判断するときには、これはいろいろ毎年末もめる話ですけれども、医薬品に対する予算の統制の在り方について抜本的に見直さないとどうにもならぬというのが財政審の指摘であります。

新規の医薬品というのは、本当に困難な病氣と闘っておられる方々にとっては、高くてもそれが絶対効くとなれば、それは少々なものでもというのとは分かるんですけれども、新しい薬が、AIの発達で何だ、いろいろなもので治療ができる可能性が増えてくると希望が出てくるのは確かなんですが、一方で、医薬品の高級化若しくは高度化によつて医療費の増加が、爆発的に増える可能性、高齢者が増える今からは特にそういうことになりました。

こうした中で、我々としては、アメリカなんかと違つて、国民皆保険制度というのを昭和三十五年ぐらゐからやらせていたでこまで来ているので、少なくとも、冠たるものだと思つてい

るに、そういった費用対効果、負担と受益、いろいろな表現はありますけれども、そういったようなものに真剣に、ちよつと時間をかけて取り組んでいきたいと思います。ということになるというのが私のあれで。

今年は、医薬品の改定を毎年やらせていただくということをやらせていただいたり、高齢者でも収入のおありになる方々がいらつしやいますので、そういった方は済みませんけれども二割払つていただい

ません。いろいろなことをさせていただいていたり、いろいろなことをさせていただいておりまして、団塊の世代が全部七十五歳に入つてこられ

すので。

そういったことを考えますと、きちんとしたものをやっておかないととも国民皆保険はもちませんので、私どもとしては、御指摘のように、これは真剣に考えないかぬ大問題だと思つております。

(鈴木馨 委員長代理退席、委員長着席)

○吉田(統)委員 大臣、二点、そういった状況を踏まえて、感想をちよつと大臣からお伺ひしたいと思ひます。

端的にお答えいただきたいんですが、高額な薬価という点、大臣、私が十年前、ちよつと二〇一一年三月二日に厚生労働委員会で、ルセンテイスという加齢黄斑変性に使う薬の日本における市場規模が当時百五十七億円になりました、この状況を鑑みて、当時、米国では、大腸がんに使われるアバスチンというものが加齢黄斑変性に、そもそも日本でも使われていたんです。適応外使用されていて、今もアメリカはアバスチンを結構使っているんです。日本も、アバスチンを加齢黄斑変性の治療に用いると、百分の一ぐらいの費用で済むんです。ルセンテイスが高価で治療を諦める方も、医療財政にとつてもよいのではないかと、趣旨の質疑を當時も行つています。

このまま放置したら、早晚市場規模は百億を超

えますよと、私、医療財政を圧迫すると予言をしました。私の予言、残念なことにもう的中しております。大臣。現在、ルセントイスや同様の抗VEGF剤の市場規模は一千億円を上回っています。我が国の医療財政圧迫の要因になっています。

だから、これも、アメリカもやっていることなんです。大臣がおっしゃったように、アメリカは国民皆保険じゃないです。そういった国でもアバスタチンを使っているんですよ。使えばこの一千億円を圧縮できるんです。こういったことをやるべきだと思えます。何回も私は言っていますが、なかなか厚生労働省は固い。ただ、アメリカでもやっていますし、日本でも元々使っていた薬なので、やるべきだと思えますが、大臣、御感想を端的にお願いいたします。

○麻生国務大臣 これは吉田先生、個別の医薬品とか治療について、ちょっと、全く所管じゃないからね、こっちは、金をいかに払わないかを考えるのが俺の仕事だから。だから、そういったことで、ちょっとこれは私の所管外で、お答えすることを控えさせてもらわないかぬのです。

一般論としては、保険適用というのがされていて、安全かつ有効とかいうのを前提として、費用対効果の高い医薬品の効用について、活用するということを促していくというのは、国民皆保険制度の持続性を高める意味でも非常に重要なんだと思っているんですが。

経済性も考えて、例えば、医薬品の使用方針というのが決まっているんですが、いわゆるジェネリック、ジェネリックを推進しろというのを六年前から始めて、あの当時、ジェネリックは二〇％台だったかな、今、八〇％ぐらいまで、ジェネリックの使用率がこの五、六年で増えていると思いますけれども、薬剤費というものの適正化というのをこれで図らせていただいているんですけれども。

今言われたように、保険で適用されていない

わゆる医薬品と治療の方法については、有効性が確認されるということが必要なんでしょうけれども、なかなか、ミドリ十字なんて覚えていられるかどうか知りませんが、あのときの話の思い出がありますので、なかなか、薬害についての恐怖心というのが非常に大きいというのは厚生省にあるんだと思えます。

いずれにしても、いろいろなものが今、コロナのおかげで、随分そういったものに対する対応が遅いとか、感染症対策ができていないとか、いろいろなところが今回のことで指摘されておりますけれども、昔でいう、戦争前はこれは旧内務省の所管だったんですけども、戦後、厚生省の所管になって、それで感染症対策はもう全然手が抜けていたというのが、感染症がなかったせいもありますけれども、今回それが明るみに出たという形になったかなという感じが私自身はしていますけれども。

いずれにしても、今言われましたように、いろいろな知恵というのを、これは役人だけじゃなくてみんなで考えないと、とても長くもたないなという感じがしております。

○吉田(統)委員 大臣、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、ただ、財務大臣の御所管ではないんですけども、時として財務省の方というのはいささか目を配っていたら、例えば、薬局の調剤の話が出ましたので。要は、門前薬局に対する調剤報酬の話が昔ありましたよね、ちょっとそれは少し削りましたよ。そのときに、一階に調剤薬局があつて、上にだあつとクリニックがあるところは対象外だったんですけども、やはり財務省の皆さんがちゃんと目をそこに配っていたら、対応していただいた例などというものもあるんですよ。

なので、やはり財務省の側から、ここはこうした方がいいんじゃないかということも時として必要だと思うので、大臣、本当にいろいろな知恵をおっしゃっていただいたので、是非やってください。

一般論として、もう一個申し上げます。これは個別の話ですが、一般論なので。

CAR-T製剤という、遺伝子治療、キムリアがさつき高いという話をしましたね。四月十四日の中医協で、三千二百六十四万七千七百六十一円に下がりましたが、依然として高額です。ただ、厚生省は、これは二百五十人ぐらいしか対象者がいないから保険財政への影響は限定的だと言っているんですね。ただ、その後も同様に、CAR-T製剤や様々な遺伝子治療が治験に入っています。このまま保険にのみ込んでいくと、大臣、当然、さつき大臣がおっしゃったように、保険財政に甚大な影響を与えます。

しかし、実は大臣、制度としてちょっとこれは財務省と厚生省に考えていただきたいんですけれども、大学とかアカデミアが自分たちで開発して、製薬メーカーの力をかりずにアカデミア内で完結されるCAR-T製剤治療を用いると、百万円ぐらいで済むんですよ。製薬メーカーを経由して保険収載していくと三千万円以上、しかし、アカデミアの中でしっかりと安全性を担保して治療するということをやると、これは名古屋大学やチュラロンコン大学が今タッグを組んでやっているんですけれども、チュラロンコン大学、タイの東大です。よね、百万円以内でできるんですよ。こういった医療費削減政策、かつ、クオリティも高いようなんですね、どうもそちらの方が。

こういったことを、財務省は、この問いでもう終わらせていただきますが、医療財政の観点から、世界的に遺伝子治療はどんどん進んで、もう大臣はよく分かっているように、これは保険でのみ込んでいくのはもう無理ですよ。大臣はもうよくお分かりだと思えますけれども、こういうアカデミアにおいて完結する医療を進めることで医療費の削減、保険財政の健全化を図ることができると思いますが、大臣、一般論として、ここに關してお答えをいただきたい。お願いします。

○麻生国務大臣 これはもうますます厚生省が跳

び上がるような話をしているので、厚生労働委員会が局長を呼んでこの話をされたら、まずそこで押聴させてもらいたいなと思えますけれども。

やはり感染症は、今回、ちょっと内務省所管だったものを厚生省に移したものですから、昔だったら警察が入れたわけですよ。吉田さん、おたくのおばあちゃん、おかしくないですかと、ばつと警察が入つてくれた。それで、隠していても、ちゃんとおばあちゃんを病院に連れていけたんです。今は保健所では入れませんから。それが実態でしょう。保健所の数も足りませんし、どんどんどん厚生省が減らしたんだから。結果としてそういうことになっているのが実態。

今言われた話も、これはひとえに有効性の確認というところなんです。よね。簡単に言えば、アメリカで学生で住んでいたときには、現役ですよ、二十二歳ぐらいのときですから。そのときに、ベトナム戦争の真っ最中で、輸血なんですよ、ね、輸血の血が足りないからと、みんなそれこそドネーションというか、ボランティアでやったわけですよ。日本の採血というのは大体こんなものなんですけれども、アメリカの採血は倍ですから。大学生のときに自分で、みんなで行くから、私もそれにいきますよといつて行つた。これ全部かよと思つた途端に、はい、私だけ、バスを出た途端にどんと貧血で倒れて、また自分の血を、献血した血をまた輸血されて、二度と来ないでくださいと言われたのを覚えているんですけども。絶対量が違うんですよ、あれは、輸血。あの量の多さに比べて、二度と行かないようにしましたけれども。

同じように、やはり、日本人には効くけれども、アメリカ人にはもう全く量が足りなくて効かないとか、そこらのところが薬のときにはめちゃくちゃ面倒くさいんだそうです。アメリカ人でも、ヒスパニック系、何とか系といういろいろあつて、これまた全部調べた上でやるんだという話をその後聞かされたんですけども。

是非、そういった意味で、この有効性のところの場合、日本人の場合は非常に繊細にできている

んだと思いますので、そこらのところをちよつと、今のところを、チュラロンコン大学の話がありましたけれども、いろいろなところであるというのには極めていいかなと私は思いますけれども、それを認可する立場に立つと、もしというのが最もというところをどうにかしないとならぬだろうなという感じはします。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。広範な見識、御披露いただきありがとうございます。

ただ、論文で担保は一応されていますので、大臣、またこういった件も御検討ください。

ありがとうございます。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

前回に続きまして、消費税のインボイス制度について質問いたします。

住澤主税局長は、この間、さも影響を受ける免税業者が少ないようなことを印象づける答弁を繰り返しておられましたけれども、これはやはり現場の実態を見ないものと言わなければなりません。非常に無責任です。

機械的に算出したとはいえ、軽減税率の財源を捻出するために、百六十一万の免税事業者が課税業者を選択することを想定して、インボイス制度の導入で二千四百八十億円の増収を見積もったのは、これは財務省ですからね。

配付資料一を御覧ください。

このとおり、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士連合会などが、中小企業の実態を現場で見ている多くの団体がこのインボイスの廃止や延期を求めている。これは事実なんです。

今日は、消費税のインボイス、この制度を導入された場合、課税を選択せざるを得ないケースについて、どういう実態が起こるのかということについて確認をしていきたいと思います。

消費税法で定められた消費税の納付税額は、配

付資料二を御覧ください。

ここにありますように、課税期間中に、課税売上高に七・八%を乗じた額から、課税仕入れ高に百分の七・八を乗じた額を差し引いて計算、軽減税率分を六・二四%で計算すると定められております。地方消費税分を足すと、それぞれ一〇%と八%。これを前提に質問させていただきたいと思ひます。

その二枚目の下にありますように、消費税法では、納税義務者は最終消費者ではなく事業者であり、課税売上高が一千万円以下の事業者は消費税の納税が免除されております。消費者が払った消費税を預かつて事業者が納税するとはどこにも書かれておりません。

これは当たり前なんですけれども、この法律を前提に、五百万者と言われる免税事業者が今も商売をして、その他、経済活動をして生活しているわけですよ。それだけ多くの中小企業者がこのルールの下で経済活動をしている。ここをまず理解しないとイケないと思ひます。

財務省が試算しました課税業者に転換する百六十一万免税業者の中には、建設業の一人親方、IT技術者、フリーライター、スナックのホステスさんなど多様な個人事業主、あるいはフリーランスの配達員、アニメーターなど、フリーランスとも言われる方々が含まれております。

初めに、建設業、一人親方のケースについて見ていきましょう。

配付資料の三を御覧ください。

課税業者のA工務店と免税業者の一人親方Bとの間で起こる消費税の負担関係を示したものでございます。分かりやすくするために、A工務店の売上げを一千百万円とし、簡易課税を選択しないこととしております。

Bさんが、これはインボイス導入後ですね、Bさんが免税業者のままインボイス制度が導入されると、A工務店の消費税納付額は八十万円に増えます。その結果、三十万円の収入が減るわけですよ。例えば、経営がぎりぎりのA工務店は、

ケース二のようにBさんに課税業者になつてもらうか、あるいは、ケース一のように自ら消費税の増額を負担するしかないわけでありまして。仮にBさんが課税業者になると、三十万円の消費税課税が発生するために収入が三十万円減つて、これは三百万円になるわけでありまして。

そこで、建設業を所管している国土交通省に確認させていただきます。

このケースでは、工務店Aが若しくは一人親方Bかのどちらかが消費税納付税額が増えるわけですよ。一人親方の収入が減れば、廃業が増える懸念も出てくるわけですよ。今、五十一万人全国でいる一人親方が部分的にも廃業の憂き目に遭えば、建設業界全体が成り立たなくなるのではないかと。国土交通省としては、そのような問題意識というのをもちでしようか。

○美濃政府参考人 お答え申し上げます。

消費税のいわゆるインボイス制度につきましては、多くの事業者の方々には制度の理解を促し、必要な準備や対応を十分に行つていただく観点から、これまで、事業者団体に対して、複数回にわたりました、制度改正の内容とともに、財務省、国税庁が開催する説明会の周知を行つてきております。

通常、事業者がどのような取引をどのような価格で行うかにつきましては、消費税の仕入れ税額控除ができるかどうかだけではなく、当該取引先との関係や工事内容、需給の状況など、様々な要素に影響を受けるものと承知しております。

他方で、インボイス制度に限らず、値下げ要求によりまして不当に低い請負代金を強いるなど建設業法違反が疑われるような場合は、駆け込みホットラインにおきまして違反疑義情報を収集し、不適切な取引が認められた事業者に対しては指導を実施しております。

インボイス制度の円滑な導入に向けまして、制度内容や相談窓口の十分な周知が図られるよう、引き続き財務省、国税庁と連携してまいりたい、このように考えてございます。

○清水委員 今おっしゃった建設業法の違反につながるような、いわゆる、不当に低い単価を求められるということがインボイス制度の導入によって懸念されるわけです。

美濃さん、もう一回聞きますけれども、例えば、この資料にあるように、Bさんが工務店から、あんだ、課税業者になれるかと打診されまして、駄目なら、残念だけれども、消費税込みで三百三十万円で請け負うと言っているCさんに契約を替えると言われたケースについて、私は十六日の当委員会が公正取引委員会に確認しましたが、その行為自体は基本的には独占禁止法又は下請法上問題とならない、こう答弁したわけなんです。これは国土交通省も同じ認識でよろしいですか。

○美濃政府参考人 お答え申し上げます。

具体的取引につきましては建設業法上の違反に該当するか否かにつきましては、個別の状況に応じて判断されるものでありまして、一概にお答えできるものではございませんけれども、いづれにしましても、インボイス制度の円滑な導入に向けまして、十分な周知が図られるよう、引き続き財務省、国税庁と連携するとともに、業界の方からの相談につきましては両省庁と連携して対応してまいりたい、このように考えてございます。

○清水委員 円滑な導入ができないからこそ、関係団体が反対されているんじゃないんですか。

住澤主税局長は、いわゆるそういう取引の問題が出たときに、独禁法や下請法で一人親方が守られるのかのような説明をされましたけれども、今、国土交通省からも答弁いただきましたけれども、いわゆる仕入れ税額控除ができるかできないか、インボイスが出せるか出せないかのみによつて契約を替えたり値引きをお願いしたりすること自体で取り締まることはできない、ならないということですから、これは大問題だと思ふんですよ。

インボイス導入はほかの業界でも実は大問題になつておりまして、個人タクシー事業者。

インボイス制度が導入されますと、ビジネス利用の客による選別の可能性があり、課税業者にならざるを得なくなる場合が出てきます。つまり、これはBトウーBのケースですね。

公定幅運賃のため、消費税分込みの課税売上として料金設定しているわけなんです。元々収入の低い業界のため、個人タクシ一の事業者が課税業者になるしかないとなると、稼げない事業者というのは廃業の懸念も出てくるんじゃないですか。

こうなるとまた個人タクシー業界にも大きな影響が出てくると思うんですが、これは国土交通省が所管されていると思うんですが、何か対策を講じておられるんでしょうか。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

個人タクシ一事業者の中には、インボイス制度が導入された場合、インボイスを発行できない免税事業者も存在するため、御指摘のとおり、個人タクシ一事業者から、企業が利用を控える可能性があるのではないかと懸念する声があるものと承知しております。

現在、このような課題につきまして、財務省と業界団体において実務的な対応を相談しているものと承知しております。

国土交通省として、財務省や業界団体とも連携して、制度の丁寧な周知広報を含めて、適切に対応してまいりたいと考えております。

○清水委員 やはり、制度の周知広報だけでなく、インボイス制度の導入そのものを中止あるいは延期することが大切ではないかなというふうに思います。

次に、資料の四を御覧ください。

これは、シルバー人材センターの仕組みについてお示したものであります。

現在の仕組みでは、配分金というんですけれども、配分金には消費税が含まれているため、高齢者が課税業者にならなければ、今後、シルバー人材センターが仕入れ額控除をできなくなるわけです。つまり、シルバー人材センターとして納める消費税の納税額が一気に増えるわけですね。それを避けるためには、配分金に含まれる消費税分を差し引いて配分するしかなくなるわけです。

仮に、千人の会員がおられるシルバー人材センター、これは中規模です、ここでは、高齢者一人一人が課税業者となつて、年収四十三万四千七百円の内税である消費税三万九千五百十八円を納税してもらうか、さもなくば、配当金を消費税相当分引き下げて、いわゆる三十九万五千八百十二円とするしかなくなるわけですね。若しくは、シルバー人材センターが三千九百五十一万八千円の消費税負担を引き受けるしかないわけです。

これは、シルバー人材センターから悲鳴が上がっているわけですが、厚生労働省は何らかの対策を講じていらっしゃるんでしょうか。

○達谷厚政府参考人 お答え申し上げます。

シルバー人材センターの会員の多くは免税事業者でございますため、令和五年十月からのインボイス制度の導入により、シルバー人材センターから支払われていた配分金は原則仕入れ税額控除の対象とならないため、新たな消費税の納税が生じるなどの懸念の声があることは承知しているところでございます。

このような中、免税事業者の仕入れにつきましては、激変緩和措置として、制度開始後の令和五年十月から三年間は八〇％、さらに、令和八年十月からの三年間は五〇％の仕入れ税額控除ができるという経過措置が講じられていると承知してございます。

厚生労働省といたしましては、シルバー人材センターの事業への影響や、制度導入後の、センター会員である高齢者が課税事業者とならないような場合を含めた実務上の対応等、実情を把握しつつ、財務省を含め、関係省庁とも連携して対応

してまいりたいと考えてございます。

○清水委員 お聞きいただいたように、やはり現場では不安と懸念の声が広がっているということなんですね。

政府は、全世代型社会保障検討会議で、高齢者の雇用を増やすための対策を検討してきたわけです。にもかかわらず、シルバー人材センターで頑張って働いて得た高齢者のなけなしの配分金を年間約四万円も消費税の納税で奪う。四万円ですよ。つまり、高齢者に一か月間ただ働きさせるということになるわけですね。余りにもひどい仕打ちだと言っほかありません。

お待たせしました、住澤主税局長にここで聞くわけですが。

シルバー人材センターで働く高齢者に、約四万円の消費税納税のために課税業者になれというのが財務省、政府の方針なんです。この間ずっと、簡易課税を選べるとか、あるいは経過措置があるとか、仕入れ額控除があるとか、いろいろ言われまされたけれども、今言った工務店の一人親方の問題、それから個人タクシ一の事業者のお話、そしてシルバー人材センターの現場での実態の懸念、これらを受けて、それでもこれは説明どおり懸念を払拭できるという切れるんですか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

今、資料も用いて御指摘をいただきました各業界からは、それぞれ御懸念の声はいただいております。

その上で、関係省庁とも御相談をしながら、それぞれの業界団体と直接間接に意見交換もさせていただいて、課題の把握に努めながら、制度の御説明などもさせていただいているというのが現状でございます。

その上で、やはり丁寧にこの制度を理解していただくということが大事だと思いますし、せっかく資料をお示しいただきましたので、少し誤解のないようにということで補足させていただきますと思います。

資料の三枚目で、一人親方と工務店のケースの

数値例が示されております。この現在の方を拝見いたしますと、仕入れをしている工務店の方は、売上げが一千百万円という比較的小規模の工務店ということだと思えますけれども、五千万円以下の売上げの事業者の場合には、先ほど資料の二枚目で御説明いただいたような原則的な消費税の税額計算ではなくて、簡易課税制度というのがありということです。これまで繰り返し申し上げてまいりました。

この工務店の場合は、これは本則計算しているケースで、五十万円の仕入れ控除をしているわけですが、一般的な建設業の場合、みなし仕入れ率は七〇％でございますので、簡易課税を選択される方がはるかに有利でございます。

その場合、百万円の売上税額から、みなし仕入れ税額が七十万円ということと、それを引きますので、納付税額は三十万円ということになります。納付後の粗利は五百二十万円というのがこの現状ということになります。

その上で、インボイスが導入された後も、五千万円以下の方ですと簡易課税制度の適用が引き続き可能でございますので、一人親方の方からインボイスを受け取らなくても、引き続き七十万円の税額控除を続けることができるということで、基本的にインボイスの導入による影響は生じない可能性が高いというケースでございます。

これまでも言っていましたように、課税事業者になる必要が生じるといふことは、BトウーCの取引がどの程度あるかということにもよりますし、こういった取引の相手方が簡易課税を適用可能な事業者かということによっても左右されます。

また、免税事業者からの仕入れについても、当初三年間は八〇％、仕入れ控除が可能だという仕組みになっておりますので、例えば、この数値例でいって、ケースの一の方で仮に本則課税をした場合でも、A工務店は、このケース一において、仕入れ控除できる金額というのは六万円しか減らないということになりますので、手取りの減少額

で、臨時、異例の措置、恒常化する危険性ということもおっしゃったし、また、先ほど株式市場のこともおっしゃいましたけれども、これは完全に機能低下しますよ、それは。だって、巨大に日銀が買うわけですから。その残りの中で株価が決まるということになりますから、まあ、それは後でまた申し上げたいと思いますけれども。

そのときは、年間の買入上限は四千五百億だったんです。今、十二兆でしょう。こういう臨時、異例の措置というものが、恒常化する危険性というものが当時認識されていて、そのときの上限は四千五百億。今、十二兆円ですから。

そして、ETFというのは国債と違って償還期限がありませんから、どんどんたまっていくという状況の中で、今は、簿価ベースで三十五兆円を超えて、時価では恐らく五十兆円程度と見られていて、これは総裁が答弁されたものを引用してありますけれども、東京証券取引所の時価総額の七〇程度を保有しているということになってます。これは、今、GPIFを抜き、世界最大の日本株保有者となっているわけですね。

今申し上げたように、市場に流通する株式が減ることで売買がしにくくなり、株価の形成がゆがみます。本来淘汰されるべき企業も延命されてしまうことは、これは今までも何度も指摘をしてまいりました。

問題は、最大の投資家であるにもかかわらず、投資家としての行動をしていないことなんです。株主としての議決権を行使するために投資をしていない、値上がり益を確保する意図もない、リスクを負っているのにリターンを目的としていない。

一般の投資家と全く真逆の行動を取っている巨大な投資家の行動が、先ほど触れられましたけれども、株式市場の機能を損なっているとは思われませんか。改めてお答えください。

○黒田参考人 このETFの買入れにつきまして、株式市場、特にコーポレートガバナンスの影響に関する指摘があることはよく承知しております。

す。この点、このETFを構成する株式については、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した投資信託委託会社によって適切に議決権が行使される扱いとなっております。これを通じて企業経営への規律づけを図っているわけであります。

また、三月の金融政策決定会合では、先行き、日本銀行が保有するETFの残高が更に増加するにつれコーポレートガバナンスに関する懸念が高まる可能性があることも踏まえ、機動性と持続性を高めるために、従来以上に張りをつけた買入れを行うべく、買入れ方針を見直したわけでございます。また、その際、買入れ対象について、個別銘柄に偏った影響ができるだけ生じないよう、指数の構成銘柄が最も大きいTOPIX連動型に一本化したわけでございます。

委員御指摘の点はよく理解しておりますけれども、他方で、二%の物価安定の目標を実現するために今幅広いマーケットで金融緩和を続けているわけですが、このETFの買入れというのも、そういう大幅な金融緩和の一環であるということこそ是非御理解いただきたいと思えます。

○前原委員 日本銀行は、アセットマネジャー、運用会社、例えば、野村アセット、大和アセット、日興アセット、三菱UFJ国際、こういったところに委託されていますね。そして、今総裁がお答えになられたように、スチュワードシップ・コード、いわゆる機関投資家向けの行動指針を持ったところに運用されているということでありますけれども、最大の株主、大株主である日本銀行は、これらのアセットマネジャーに対して議決権行使の指針を示されていますか。イエスかノーかでお答えください。

○黒田参考人 先ほど申し上げたように、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した投資信託委託会社によって適切に議決権が行使される扱いとなっております。日本銀行が個別に議決権について指示するということはしておりません。

○前原委員 今お答えになったように、日本銀行は、こういうアセットマネジャーに対しては議決権行使の指針を示していないんですよ。示していない。けれども、日本銀行は個別の銘柄も持つておられますでしょう、株。これに対しては議決権行使の指針を出しているんですよ。

要は、これだけ大株主になって、筆頭株主になっている大企業というのはいっぱいあるわけじゃないですか。でも、要は、日本銀行の直接の議決権行使の指針ではなくて、つまり、運用先のアセットマネジャーのスチュワードシップ・コードに委ねて、それを判断されているのかもしれないけれども、直接の日本銀行の議決権行使の指針ではないんですね。

そういう指針が、直接自分たちが反映されるような運用に変えられるおつもりはありませんか。もっとダイレクトに、つまりはアセットマネジャーのスチュワードシップ・コードを理解してじゃなくて、言ってみれば自分たちの議決権行使の指針が働かされるような、そういう運用方法に変えられる、私は運用は反対ですよ、ETFを買われるのは反対ですけれども、もしやられるとすればそういう形に変えられるべきではないですか。

○黒田参考人 この点につきましては、いろいろな議論があるということは理解いたしますけれども、あくまでもやはり日本銀行としては、個別企業への関与を避けるという意味から、と申しますのは、我々がETFを購入しておりますのは、株式市場においてリスクプレミアムが過大になることを防ぐという趣旨で、いわばマクロ的な趣旨で行っているわけでございますので、個別の企業への関与を避けるという観点から、あくまでも投資信託法に基づいて、ETFを組成した投資信託委託会社が議決権を行使する、その場合、ETFの管理機関である投資信託委託会社がそのスチュワードシップ・コードを受け入れているということとを明記して行っているということでございます。

○前原委員 黒田総裁、おっしゃっていること、分からないでもないんですよ。個別の企業に対しての関与を避ける。例えば人事とかそういうものの、具体的なところは避けるということは分かるんですが、

ちよっと、私がお配りした資料を見ていただけますか。まず一枚目、これはスイスの研究機関、IMDが出している世界競争力年鑑。これは菅総理とのこの委員会でのやり取りでも使わせていただきましたけれども、三十年前は日本は六十三か国・地域の中で一位だったものが、去年は三十四位まで落ちてきているんですね。このいわゆる競争力の分析は四つに分けているわけなんです。その中において一番落ちてきているのがビジネスの効率性なんです。五十五位まで落ちてきているんですね、五十五位。

つまりは、私は個別のことを言っているんじゃないんですよ、日本企業のビジネスの効率性というものが落ちてきているんじゃないか。そこはどこに原因があつて、日本銀行として、大株主としてこういったビジネスの効率性を上げるためには、個別企業の具体的なところというよりは、こういうことを日本銀行としては考えますよという議決権行使の指針というものがあつてもいいのではないかと考えるわけですね。

二枚目を御覧ください。これはまさに黒田総裁が任期になられた、このポジションに就かれた後のいわゆる様々な経済指標を表しているわけですね。

この異次元の金融緩和によって、コロナによって経常利益はどんと下がりましたけれども、ただ、大きな問題は、内部留保は七割増えて約六九%、設備投資は二〇%ちよっと、多いときで三〇%ぐらい。問題は人件費と実質賃金じゃないですか。人件費は、これは名目賃金ですね、変わらない。実質賃金はむしろ下がっているわけですね。

これは、この委員会で税制の改革の議論をするときに、財務省は今まで、設備投資をしただけ

いは給与を上乗せするということに対しては税制面の優遇措置を取っているんですよ。一生懸命に設備投資を促したり、そしてまた、どうやって人件費を上げるか、あるいは雇用の維持、こういったことについても税制面での努力は政府としてもされているわけですね。

じゃ、日銀として、この一枚目、二枚目、ビジネスの効率性は、世界の中でも言ってみればびりのランクだ。そして、設備投資や人件費に回っていないくて、内部留保に回り過ぎていらっしゃるんじゃないか。例えば、こういうような大きな大方針をしっかりと、ちゃんと示していないでしょう、今は。任せているんだから。だから、こういうものを本当に、異次元の金融緩和ということ、私はETFを買うことは反対だけれども、もしやるとすれば、こういった状況というものを改善する、企業に大株主として促すということがあってもいいんじゃないですか。だからこそ運用の改善をすべきだということをお願いしているんです。いかがですか。

○黒田参考人 日本銀行は一方で、一部の主要国の中央銀行もやっていますけれども、いわゆる貸出し支援という形で、金融機関が一定の企業、産業に貸し出すときに、それに対して一定の優遇的な金利でお金を融通するというをやっております。そういう意味では、その中で生産性とかそういうことも考慮した貸出し優遇措置を講じておりますが、株式市場、それをまとめているETFについては、そういった形で介入するということが必ずしも適切でない。やはりできる限りニュートラルな形で、しかも市場の全体を反映するようなTOPIXに今集約して、個別企業の動向とか個別企業の政策について、中央銀行として、間接的であっても介入するということは避けているわけでありませう。

それについて委員の御批判があるということは分かるんですけども、そこまで株式市場に介入するということが適切かどうかという点については、やはりためらうというか、そういうところは

ありまして、委員の御指摘の趣旨は分かりますけれども、今のやり方が一番マーケット全体に対してポジティブな影響を与えると同時に、余計な過剰な企業活動に対する介入を避けるという意味では好ましいやり方ではないかなというふうに思っております。

○前原委員 私、全く間違っていると思いますよ、その考え方は。やるんだしたら徹底的にやらなきゃ。中途半端ですよ。それは株価全体を押上げることはなっているかもしれないけれども、日本の企業の言ってみれば構造改革とか体質改善というものにつながないじゃないですか。

さっきの貸出しの話は、これはあくまでも貸出しでしょう。ETFというものを買ってリスクプレミアムに働かせるということをやっておられるわけでしょう。でも、それで、買うだけだ、何も口出ししない。そして、構造改革については責任を持たない。やっていることがあべこべじゃないですか。中途半端ですよ。やるんだしたら徹底的にやるということの中で責任を持つということが私は大事だと思いますよ。

麻生大臣、金融庁を所管される大臣として、GPIFにもスチュワードシップ・コードを求めているんですよ。日本銀行も、しっかりとこういった、今お話をしたようなスチュワードシップ・コードを果たすべきだと思われませんか。

○麻生国務大臣 日銀が最初に買うときはみんな何と言っていたか、介入するんじゃないぞとみんなで言っていたんですからね。今度は介入しろと言っておられるわけだから……(前原委員)違う、違う。僕は、ETFは反対だと言っているんです。やるんだしたら徹底してやれよと呼ぶのはなかなか、判断する立場は難しいですよ。僕はそう思うね。俺たちは、外野からわあわあわあ、日銀のことだからと思ってるわんわん言うよ。しかし、買うときは買えと言っておいて、それで、買った途端に介入するとか言っている

て、今度はもうちょっとやれと言っているんだから。それはちよっと、なかなか、日銀総裁なんかやるものじゃないなと思いが聞かれましたけれども。

いずれにしても、前原先生おっしゃるとおり、内部留保がたまり過ぎていることははっきりしているし、はつきりしていることは、労働分配率が、七十何%台が今六十何%ぐらいに下がったんじゃないの。何でそんなに下げちゃったんだよ、僕はつくづくそう思いますよ。一番の問題はこれでしょうが。

だから、そういった意味では、やはり、企業がその分だけをもっと人件費、給与等に上げておけばもっと物価は自然と上がっていったはずだし、そして、設備投資というものにもっと金を回しておけばいろいろなものがあったはずだと、それは思いますよ。私はもうずっと前からそう言っているんだから、六、七年ぐらい前から。

しかし、現実問題として、ここは統制経済をやっているんじゃないから、どうしたってそれは、介入、介入して、株主として介入しろということ、もうたまらぬからやれということの話のように聞こえましたけれども、どの程度にやるかというのは、うちは共産主義やら社会主義や統制経済じゃなくて自由主義をやっているから、そうすると、その点はなかなか難しいだろうなというのが正直なところですけども。

ただ、何となくこのところ、中西経団連の会長の話がこの二月ぐらいから聞いていると、ちよっと明らかに去年までとは話が変わっていて、内部留保等々に関しての話が出てみたり、人件費をもっとというような話が、会話として出てくるだけじゃなくて、公式の場で言われる機会が前に比べて増えてきているなと思ってる、ああ、やっと感じるようになったのかなと思わないでもないんですけども。

正直なところ言って、少しずつ状態を見ながら、変わりつつあるかなと思っはいますけれども

も、今みたいな御意見は、御意見としては分らないことはありませぬけれども、ちよっと、日銀の立場としてはなかなか難しいだろうなと思います。

○前原委員 それもおかしな答弁ですね。スチュワードシップ・コードを進めろという金融庁の立場で、日銀だけはかばう。国家統制経済じゃないんだからといって、国家統制経済じゃないですか、GPIFで株を引き上げて、ETFを買って株価を引き上げて。国家管理じゃないですか、完全な。上げ底経済じゃないですか。

だから、そういうことをやっておいて、日銀がETFの身についてはアセットマネジャーにある意味委ねているということになって、そして、政策目的というものについて、株価は上がっているけれども企業の効率性は上がっていない、内部留保がたまって設備投資や賃金には回っていない、そういうところまで責任を持つのを、それが中央銀行や政府の責任じゃないんですか。私は極めて中途半端だと思えますよ。

このことについてはまた議論させていただきたいと思います。終わります。

○越智委員長 次に、内閣提出、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等の影響により社会経済情勢に様々な変化が生じている中、これに対応して日本経済の回復、再生を力強く支える金融機能を確立することが、喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

第一に、金融グループの業務に、ポストコロナにおいて重要となります、デジタル化や地方創生などに資する業務を追加することとしたしております。また、金融グループによる、地域の活性化に資する事業活動を行う会社に対する柔軟な出資を可能といたします。

第二に、グローバルな拠点配置の見直しを行う海外の投資運用業者が日本拠点を新設する場合に、届出による参入を認める制度を創設いたします。

第三に、中小企業等を支援する立場にある地域銀行等が、合併や経営統合などの事業の抜本的見直しを行う場合に、預金保険機構が資金を交付する制度を創設いたします。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○越智委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十三日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の三十四」を「第五十二条の三十四の二」に改める。

第十条第二項に次の一号を加える。

二十一 当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第十条第四項中「定義」を「通則」に改め、同条

第七項、第八項及び第十項中「(定義)」を削る。

第十二条の二第三項第一号中「並びにその子会社である銀行、第五十二条の二十三の二第一項に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社」を「及びその子会社」に、「他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない」を「当該銀行持株会社グループの経営管理(第五十二条の二十一第四項に規定する経営管理をいう)を行う」に改める。

第十六条の二第二項第三号中「(以下)」を「第十一号口並びに第五十二条の二十三第一項第二号及び第十号口において」に改め、同項第四号中「(以下)」を「第十一号口並びに第五十二条の二十三第一項第三号及び第十号口において」に改め、同項第五号の二中「(以下)」を「第十一号口

並びに第五十二条の二十三第一項第四号の二及び第十号口において」に改め、同項第六号中「(以下)」を「第十一号口において」に、「会社(以下)」を「(同号口並びに第五十二条の二十三第一項第五号及び第十号口において」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行、その子会社第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては証券専門関連業務を、当該銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては保険専門関連業務を、当該銀行が信託兼営銀行(兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下この口及び第五十二条の二十三第一項第十号口において同じ。)、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合(当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。))にあつては信託専門関連業務を、それぞ

れ除く。)

第十六条の二第二項第十二号中「当該会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第十四号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(二)に、超えて」をいう。以下この条において同じ。を超える議決権を」に改め、同項第十四号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号中「前各号及び次号に掲げる会社」を

「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号の三「又はこれを」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号の二「当該会社の議決権を」を削り、「同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を超える議決権を」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第十六条の二第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項中「(以下)」を「(以下の国内)」に、「銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二を」を「銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号まで」に改め、同項ただし書中「又は第十二号の二を」を「第十四号まで」に改め、同条第四項から第十二項までを次のように改める。

4 銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。))又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第十六条の二第四項第一号、第五十三条第一項第三号及び第六十五条第六号において「子会社対象銀行等」という。を子会社としうとするとき(第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の

合併、会社分割又は事業の

譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社（第一項第十五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社（同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。）、持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第十六条の四第一項において「特例持株会社」という。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているもの）に限り、持株会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社（金融関連業務（第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項及び

第五十二条の二十三において同じ。）のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合（前号に掲げる場合を除く。）

7 第四項の規定は、銀行が、外国特定金融関連業務会社（当該銀行が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。）を子会社としようとするときについて準用する。

8 銀行は、第六項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

9 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をするものとする。

一 銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社に限る。次号において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他の事情に照らして、当該銀行が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 銀行が現に子会社としている子会社対象

外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

10 内閣総理大臣は、銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銀行の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該銀行が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該銀行が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該銀行が現に子会社として

引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

11 銀行は、現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。）をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式

等の取得、銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社（当該銀行の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由（当該銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他の内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の二に次の四項を加える。

13 第四項の規定は、銀行が、現に子会社として

掲げる会社（その業務により当該銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14 銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社としている第一項第十一号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社と

しようとする場合

二 現に子会社としてゐる外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。

15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

16 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の三第一項中「子会社対象会社」の下に「又は外国特定金融関連業務会社」を加える。
第十六条の四第一項中「及び第十二号の二から第十三号まで」を、「第十三号、第十五号及び第十六号」に、「同項第十二号の二を「同項第十三号」に改め、「除く。」の下に、「特例持株会社(当該銀行が子会社としてゐるものに限る。)」を、「この条の下に「及び第六十五条第六号」を加え、同条第四項第一号中「第十六条の二第七項を第十六条の二第四項」に改め、同項第三号中「認可」を削り、同条第七項中「又は特別事業再生会社」を、「特別事業再生会社又は同項第十四号に掲げる会社」に改め、同条第八項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第十六条の二第一項第十四号に掲げる会社

に該当しないものであつて」に、「同項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「第十六条の二第二項第十二号又は第十二号の二を「同条第一項第十二号から第十四号まで」に改め、同条第九項中「第一項から第七項まで」を「前各項」に改める。

第五十二条の二の五中「書面」を「書面等」に改め、「(同法第三十四条)の下に「(特定投資家への告知義務)」を加える。

第五十二条の二の二第一項中「次条において同じ」を削り、同条第二項中「並びに当該銀行持株会社の子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社」を「及びその子会社」に、「限る」を「限る。次条第一項において同じ」に改める。

第五十二条の二の二第二項中「は」を「(当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行うものに限る。次項において同じ。)」に、「当該会社」を「当該二以上の会社」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

第五十二条の二十三第一項第十号中「(第十項において「銀行持株会社等」という。)を削り、「営んでいる会社」を「営んでいるもの」に改め、同号イ中「(以下この条において「従属業務」という。))」を削り、同号ロ中「第十六条の二第二項第二号に掲げる」を削り、「同項第三号に掲げる」を「第十六条の二第二項第三号に規定する」に、「同項第四号に掲げる」を「同項第五号に規定する」に、「同項第五号に掲げる」を「同項第五号に規定する」に、「それぞれ除くものとする」を、「それぞれ除く」に改め、同項第十一号中「会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第十三号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(二)に、「超えて」をいう。以下この条及び次条において同じ。))」を「超える議決権を」に改

め、同項第十三号中「銀行又は前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「銀行又は前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の二中「会社の議決権を」を削り、「同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第五十二条の二十三第二項中「以外」を「以外の国内」に、「銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二を、銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号まで」に改め、同項ただし書中「又は第十一号の二を「から第十三号まで」に改め、同条第三項から第十項までを次のように改める。

3 銀行持株会社は、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社(同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第五十二条の二十四第四項第四号、第五十三條第三項第四号及び第六十五條第十七号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議

決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としてゐる子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社(同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。))、持株会社(子会社対象会社を子会社としてゐる会社に限る。第五十二条の二十四第一項において「特例持株会社」という。))又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子

会社としてゐるものに限る、持株会社を除く。をいう。以下この条において同じ。又は外国特定金融関連業務会社（金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合
二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合（前号に掲げる場合を除く。）

6 第三項の規定は、銀行持株会社が、外国特定金融関連業務会社（当該銀行持株会社が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としてゐるものを除く。）を子会社としようとするときについて準用する。

7 銀行持株会社は、第五項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第五項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

8 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 銀行持株会社が現に子会社としてゐる子会社対象外国会社（第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社に限る。次号において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他の事情に照らして、当該銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 銀行持株会社が現に子会社としてゐる子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合
内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銀行持株会社の申請により、一年を限り、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。
一 当該銀行持株会社が、現に子会社としてゐる子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としてゐる子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合
二 当該銀行持株会社が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該銀行持株会社が現に子会社としてゐる子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

社とすることが必要であると認められる場合

二 銀行持株会社が現に子会社としてゐる子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合
内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銀行持株会社の申請により、一年を限り、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該銀行持株会社が、現に子会社としてゐる子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としてゐる子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合
二 当該銀行持株会社が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該銀行持株会社が現に子会社としてゐる子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

10 銀行持株会社は、現に子会社としてゐる子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。）をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

11 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社（当該銀行持株会社の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を除外してゐる外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由（当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日まで子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

12 第三項の規定は、銀行持株会社が、現に子会社としてゐる第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としてゐる同項第十四号に掲げる会社（その業務により当該銀行持株会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

13 銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

社を子会社とすることができる。

第五十二条の二十三に次の五項を加える。
第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社（当該銀行持株会社の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を除外してゐる外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由（当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日まで子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

12 第三項の規定は、銀行持株会社が、現に子会社としてゐる第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としてゐる同項第十四号に掲げる会社（その業務により当該銀行持株会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

13 銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

14 第八項の規定は、前項の承認について準用する。

15 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該銀行持株会社の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他の内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の二十三の二第一項中「（以下「特例子会社対象会社」という。）を削り、同項第一号イ中「を営む会社をを営むもの」に、「営んでいる会社をを営んでいるもの」に改め、同号ロ及び同項第二号並びに同条第二項中「及び第十一号の二を」から第十四号まで」に改め、同条第三項中「特例子会社対象会社を」同項各号に掲げる会社」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項を」前項」に、「特例子会社

受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社としてゐる第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合
二 現に子会社としてゐる外国の会社（子会社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合（第五項第二号に掲げる場合、第十号及び第十一項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。）

14 第八項の規定は、前項の承認について準用する。

15 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該銀行持株会社の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他の内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の二十三の二第一項中「（以下「特例子会社対象会社」という。）を削り、同項第一号イ中「を営む会社をを営むもの」に、「営んでいる会社をを営んでいるもの」に改め、同号ロ及び同項第二号並びに同条第二項中「及び第十一号の二を」から第十四号まで」に改め、同条第三項中「特例子会社対象会社を」同項各号に掲げる会社」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項を」前項」に、「特例子会社

第五十二条の二十三の二第一項中「（以下「特例子会社対象会社」という。）を削り、同項第一号イ中「を営む会社をを営むもの」に、

「営んでいる会社をを営んでいるもの」に改め、同号ロ及び同項第二号並びに同条第二項中「及び第十一号の二を」から第十四号まで」に改め、同条第三項中「特例子会社対象会社を」同項各号に掲げる会社」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項を」前項」に、「特例子会社

対象会社が、前条第七項を「第一項各号に掲げる会社が、前条第四項」に改め、同項ただし書中「特例子会社対象会社」を「会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「特例子会社対象会社を同項を」第一項各号に掲げる会社を第三項（この項において準用する場合を含む。）又は前項ただし書に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 認定銀行持株会社（次項の認定を受けた銀行持株会社をいう。第八項及び第九項並びに第五十二条の三十四の二第一項において同じ。）は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、特例銀行業高度化等業務（同条第一項第十四号に掲げる会社が営むことができる業務のうち内閣府令で定めるものをいう。以下この条、第五十二条の三十四の二第二項及び第六十五条第十七号において同じ。）を専ら営む会社を持株特定子会社とすることができる。

第五十二条の二十三の二第七項中「第四項」を「前項に、「第五項本文を」第四項本文及び第九項本文に、「同項ただし書」を「第四項ただし書」に、「を除く」を「及び第九項ただし書の規定による届出をして持株特定子会社（第八項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び第五十二条の三十四の二第二項において同じ。）となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の四項を加える。

7 内閣総理大臣は、銀行持株会社の申請により、当該銀行持株会社が当該銀行持株会社並びに当該銀行持株会社の子会社である銀行及び特例銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要と認められる基準として内閣府令で定めるものに適合することについて、

8 認定銀行持株会社は、第六項の規定により特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としようとするとき（特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定める会社にあつては、当該認定銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、あらかじめ、その会社が営もうとする特例銀行業高度化等業務を定めて、内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定は、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により認定銀行持株会社の持株特定子会社（前項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び次項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該認定銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣に届出した場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定により特例子会社対象会社（第一項各号に掲げる会社又は特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が営む業務の内容その他の事情を勘案し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の二十四第一項中「及び第十一号

の二から第十二号まで」を「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「同項第十一号の二を」同項第十二号に改め、「除く。」の下に「特例持株会社（当該銀行持株会社が子会社としていないものに限る。）を、「この条の下に」及び第六十五号第十七号を加え、同条第四項第四号中「第五十二条の二十三第六項を」第五十二条の二十三第三項に改め、同条第七項中「又は特別事業再生会社を」、「特別事業再生会社又は同項第十三号に掲げる会社」に改め、同条第八項中「事業を」事業活動に、「当該会社の議決権を」を「第五十二条の二十三第一項第十三号に掲げる会社」に改め、同条第十三号に掲げる会社に該当しないものであつて、当該に、「同項に規定するを」そのに、「超えて」を「超える議決権を」に、「第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二を」同条第一項第十一号から第十三号まで」に改め、同条第九項中「第一項から第七項まで」を「前各項」に改める。

第七号の三第三節第四款中第五十二条の三十四の次に次の一条を加える。

（認定銀行持株会社の認定の取消し等）

第五十二条の三十四の二 内閣総理大臣は、認定銀行持株会社が第五十二条の二十三の二第七項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定銀行持株会社に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をし、又は同項の認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により第五十二条の二十三の二第七項の認定を取り消された銀行持株会社は、その持株特定子会社としていた特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認定を取り消された日から一年を経過する日までに当該会社が持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の四十五の二中「書面」を「書面

等」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第十二号の二を」第十四号に、「同条第七項を」同条第四項に改め、同項第三号中「第十六条の二第七項に規定する」を削り、「とき」を「とき第五号の場合を除く。」に改め、同条第三項第三号中「第十一号の二を」第十三号に、「同条第六項を」同条第三項に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第六項に規定する」を削り、「とき」を「とき第七号の場合及び第五十二条の二十三の二第八項の規定による届出をした場合を除く。」に改める。

第五十四条第一項中「又は承認」を「承認又は認定」に改める。

第五十五条第二項中「第五十二条の二十三第六項若しくは第七項ただし書を」第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書に改める。

第五十七条の六第二号中「第十六条の二第七項を」第十六条の二第四項に改め、「第二条第四項の下に（定義）」を加える。

第六十五条第六号中「第十六条の二第七項を」第十六条の二第四項に改め、「同項に規定する」を削り、「又は同条第九項を」（同条第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同条第七項の二を」同条第四項の二に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十五号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣総理大臣の

認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該銀行若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同条第十六号の二中「業務の下に（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を加え、同条第十七号中「第五十二号の二十三第六項」を「第五十二号の二十三第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、「若しくは同条第八項を（同条第一項第十四号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第六項において準用する同条第三項の規定による内閣府令で定める認可を受けずに同条第六項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、若しくは同条第十二項に、（同条第六項の）を（同条第三項の）に改め、「同条第六項に規定する」を削り、「又は第五十二号の二十三の二第六項」を「若しくは同項第十四号に掲げる会社（同条第十二項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣府令で定める認可を受けずに同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該銀行持株会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、第五十二号の二十三の二第三項の規定による内閣府令で定める認可を受けずに特例子会社対象会社を持株特定

子会社としたとき、若しくは同条第五項に、「同項の）を（同項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同条第四項ただし書の）に、「とき」を「とき、又は同条第八項の規定による届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をして、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としたとき（同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）」に改め、同条第二十号中「第十六条の二第七項（同条第九項）を（第十六条の二第四項同条第七項又は第十三項）に、（第三十条第一項から第三項まで）を（第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、第三十条第一項から第三項まで）」に、「第五十二号の二十三第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）を（第五十二号の二十三第三項（同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。）第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項）に（同条第六項）を（同条第五項）に（又は）を（若しくは第七項又は）に、（認可）を（認可、承認又は認定）に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第二条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項第八号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十四項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該農業協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該農業協同組合連合会の行う第一項第二号又は第三号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第十一条の二第二項中「及び第四節」を、「第

四節及び第一百一条第二十三号」に改める。
第十一条の六十四第一項中「（第四項において「農業協同組合等」という。）を削り、同条第四項中「（会社が農業協同組合等の行う事業若しくは営む業務のために又は）を削り、「（従属業務）の下に（信用事業に従属する業務を除く。）」を加え、「当該農業協同組合等又は」を削る。

第十一条の六十六第一項中「第四項」を「第十号、第七項及び次条第一項に改め、同項第一号中「もの」の下に（第五号口において「信託兼営銀行」という。）を加え、同項第二号及び第三号中「（以下）を（第五号口において）に改め、同項第四号中「次項第六号」を「次号口」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会、その子会社（第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として主務省令で定めるもの）の行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）
イ 従属業務

ロ 金融関連業務（当該農業協同組合連合

会が証券専門会社及び証券仲介専門会社（のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該農業協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合）当該農業協同組合連合会が第十條第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

第十一条の六十六第一項第六号中「当該会社の議決権を、」を削り、「並びに次条第三項」を「及び第八号並びに第十一条の六十七第三項」に、「合算して、」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第七号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」

に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号の二中「次条第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改め、「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。）

九 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該農業協同組合連合会が行う第十條第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化若しくは当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として主務省令で定める会社

第十一条の六十六第二項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「又は第六号の二」を「から第八号まで」に改め、同条第四項中「子会社対象会社のうち」を削り、「又は第七号」を「第九号又は第十号」に、「掲げる従属業務を」規定する従属業務に改め、「以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ」及び「（従属業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会が行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を削り、「とき」の下に（第一項第九号に掲げる会社主務省令で定める会社を除く。）にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第五項中「となる」を（同項第九号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会

社を除く。にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。』と改め、同条第六項中「そのを現に」に改め、同条第七項中「第四項の規定により」を「第四項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりそのを」を第五項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としうとするとき、又は第六項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に」に改め、同条第八項中「農業協同組合連合会が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同条第九項及び第十項を削り、同条第六項の次に次の一項を加える。

第一項の農業協同組合連合会は、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有している子会社対象会社(当該農業協同組合連合会の子会社及び同項第九号に掲げる会社、第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。を除く。が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を有することに於いて行政庁の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。第十一号の六十六の次に次の一条を加える。

第十一号の六十六の二 第十号第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会(子会社対象会社を子会社としているものに限る。は、当該農業協同組合連合会の属する農業協同組合連合会グループ(農業協同組合連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。の経営管理を行わなければならない。

前項の「経営管理」とは、次に掲げるものを

いう。

一 農業協同組合連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 農業協同組合連合会グループに属する農業協同組合連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 農業協同組合連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、農業協同組合連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

第十一号の六十七第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「第十一号の六十六第一項第一号から第四号まで」に、「従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社(同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)、同条第一項第六号の二を同項第五号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社、同項第七号に、「及び同項第七号」を、「同項第九号及び第十号」に、「い」を「いう。第四項において同じ」に改め、同条第二項中「第十一号の六十七第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第十一号の六十五第二項から前項まで」を「第二項から前項まで並びに第十一号の六十七第一項、第三項及び第四項」に、「第十一号の六十七第一項」と読み替えるを「同条第一項」と読み替える」に改め、同条第三項中「前条第一項第六号」を「第十一号の六十六第一項第六号」に、「又は特別事業再生会社」を、「特別事業再生会社又は同項第八号に掲げる会社」に改め、同条第四項

中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を、同項を」第十一号の六十六第一項第八号に掲げる会社に該当しないものであつて、第一項に、「合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第六号又は第六号の二を」同条第一項第六号から第八号まで」に改める。

第十一号の六十八第四項中「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「この条及び」を「この項、第六項及び」に、「掲げる関連業務」を「規定する関連業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第五項中「から第八項まで」を「第六項、第八項及び第九項」に、「前項」とあるのは「第十一号の六十八第四項」を「前項の規定」とあるのは「第十一号の六十八第四項の規定」に改め、「同条第一項」と、「の下に」その他のを「を加え、」農林水産省令」と、「その他の農林水産省令」と、「子会社同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。に」あつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。とあるのは「子会社」とに、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九十七号第六号中「から第六号の二まで」を

(金融商品取引法の一部改正)

第三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 適格機関投資家等特別業務に関する特例(第六十三号―第六十三号の七)」を「第六節 適格機関投資家等特別業務に関する特例(第六十三号―第六十三号の七)」に改める。

第六節の二 海外投資家等特別業務に関する特例(第六十三号の八―第六十三号の十五)」に改める。

第二十四号の七第一項中「及び第二十七号の三十の十」を、「第二十七号の三十の十及び第二十七号の三十の十一第一項」に、「この条並びに」を「この条」に改め、「及び第五項」の下に「並びに第二十七号の三十の十一第一項」を加え

る。

第二十七号の二第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十七号の十第一項中「第二十七号の三十の十一第三項」を「第二十七号の三十の十一第四

削り、「除く。」の下に「又は同条第一項第六号から第八号までに掲げる会社」を加える。

第一百一条第一項第二十三号中「又は同条第六項」を「(同条第一項第九号に掲げる会社同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。にあつては、第十号第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社が合算して第十一号の六十七第一項に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき、第十一号の六十六第六項に、「とき」を「とき、又は第十号第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社が第十一号の六十六第七項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第九号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該同号に掲げる会社の議決権を合算して第十一号の六十七第一項に規定する基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第五十五号中「又は」を「若しくは第七項又は」に改める。

附則に次の一項を加える。

第十一号の六十六の二の規定は、当分の間、第十一号の六十六第一項第九号に掲げる会社を子会社としていない第十号第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会には、適用しない。

項に改める。

第二十七条の二十三第一項中「第二十七条の三十の十一第四項」を「第二十七条の三十の十一第五項」に改める。

第二十七条の三十の九第一項中「ならない者」の下に「又は第二十三条の十二第七項(第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類を交付する者」を、「当該目録見書の下に「又は当該書類を、「その他の」の下に「情報通信の技術を利用する方法であつて」を加え、「方法」を「もの」に、「当該事項」を「これらの事項」に改める。

第二十七条の三十の十一の見出し中「公開買付届出書」を「親会社等状況報告書」に改め、同条第四項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

親会社等は、内閣府令で定める場合には、第二十四条の七第四項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により当該親会社等の提出子会社に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る親会社等状況報告書(その訂正報告書を含む。)に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この

場合において、当該親会社等は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

第二十九条の四第一項第一号イ中「の廃止を命ぜられ」の下に、「第六十三条の十三第三項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定により海外投資家等特例業務(第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。)の廃止を命ぜられ」を加え、「と同種類」を「若しくは海外投資家等特例業務と同種類」に改め、同号ロ(9)中「(9)及び次号へ(9)」を「(11)及び次号へ(11)」に改め、同号ロ(9)を同号ロ(11)とし、同号ロ(8)を同号ロ(10)とし、同号ロ(7)を同号ロ(9)とし、同号ロ(6)を同号ロ(8)とし、同号ロ(5)の次に次のように加える。

(6) 第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。以下この号及び次号において同じ。)の地位を承継した旨の第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日以前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていいた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

るときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていいた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) 第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第二項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日以前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていいた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

る場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者に、「と同種類の業務」を「若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務」に改め、同号へ(9)を同号へ(11)とし、同号へ(6)から(8)までを同号へ(8)から(10)までとし、同号へ(5)の次に次のように加える。

(6) 第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた法人とし、当該通知があつた日以前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併(海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていいた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の

日から五年を経過しないもの

(7) 第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第二項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十三第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人(第五十条の二第二項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人とし、当該通知があつた日前に合併(同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、解散をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第三十五条第一項に次の一号を加える。

十七 当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの

第三十七条の六の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条第一項中、「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げるものにより行う前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

- 一 書面 当該書面を発した時
- 二 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例

(海外投資家等特例業務)
第六十三条の八 この節において「海外投資家等特例業務」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

- 一 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。)に係る当該権利を有する者が海外投資家等(次のいずれにも該当しないものに限る。)のみであるものに限り、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号及び次条第九項において同じ。)の運用を行う第二条第八項第十五号に掲げる行為(その出資又は拠出を受けた金銭が主として非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条第九項において同じ。)から出資又は拠出を受けた金銭であるもの)に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)
- イ その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する資産対応証券をいう。)を海外投資家等以外の者が取得している特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

いう。

口 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。)で、海外投資家等以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者になろうとする者

- ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
- 二 その行う前号に掲げる行為に関して海外投資家等で同号イからハまでのいずれにも該当しない者を相手方として行う第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る募集又は私募(海外投資家等(前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。))以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの)に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

- 2 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、その知識、経験及び財産の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの
 - 二 適格機関投資家(これに準ずる者として内閣府令で定める者を含み、前号に掲げる者を除く。)
 - 三 前二号に掲げる者のほか、前項各号に掲げる行為を行う者と密接な関係を有する者として政令で定める者

(海外投資家等特例業務の届出等)
第六十三条の九 金融商品取引業者及び第三十条第一項に規定する金融機関以外の者は、第二十九条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣府令に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次条第三項第二号に該当することとなつ

たときは、この限りでない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 三 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 五 業務の種類(前条第一項各号に掲げる行為に係る業務の種類をいう。)
- 六 主たる営業所又は事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。)の名称及び所在地
- 七 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 八 他に事業を行つているときは、その事業の種類
- 九 その他内閣府令で定める事項

- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 法人である場合においては、第六項第一号及び第二号(二を除く。)に該当しないことを誓約する書面、定款(これに準ずるものを含む。)並びに法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
 - 二 個人である場合においては、第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
 - 三 その他内閣府令で定める書類

- 3 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。
- 4 内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない

出者(第一項の規定による届出をした者をいう。次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。)に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない

ならない。

5 海外投資家等特例業務届出者は、第一項又は第七項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該海外投資家等特例業務届出者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

6 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(金融商品取引業者等を除く。)は、海外投資家等特例業務(特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行うものを除く。)を行つてはならない。

一 次のいずれかに該当する者
イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ハ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するため必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者

ニ 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者

ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者
ハ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者

ニ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は海外投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同

条第二項第一号の保証がない者

ホ 個人である主要株主(第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいい、当該法人が持株会社の子会社(同条第四項に規定する子会社をいう。)であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。へにおいて同じ。)のうちに同条第一項第五号二(1)又は(2)に該当する者のある者

ヘ 法人である主要株主のうちに第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者

三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者

ロ 外国に住所を有する者

7 海外投資家等特例業務届出者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務を行う場合においては、当該海外投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款、第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九条第四項及び第六項を除く。、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七、第四十三条の六及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

9 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二條第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号に規定する権利に該当しな

くなつたとき、又は当該権利を有する海外投資家等(同条第二項に規定する海外投資家等をいう。)から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し三月以内の期間を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

10 海外投資家等特例業務届出者は、前項に規定するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

11 海外投資家等特例業務届出者が行う海外投資家等特例業務については、適格機関投資家等特例業務に該当しないものとみなす。
(海外投資家等特例業務届出者の地位の承継等)

第六十三条の十 海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務に係る事業の全部を譲渡したとき、又は海外投資家等特例業務届出者について合併、分割(当該事業の全部を承継させるものに限る。若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人(相続人が二人以上ある場合においてはその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)は、当該者が金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する金融機関である場合を除き、その海外投資家等特例業務届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 海外投資家等特例業務届出者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 海外投資家等特例業務を休止し、又は再開したとき。
二 海外投資家等特例業務を廃止したとき。
三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

4 海外投資家等特例業務届出者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
(金融商品取引業者等が海外投資家等特例業務を行う場合)

第六十三条の十一 金融商品取引業者(第六十三条の八第一項各号の行為を業として行うことを除く。)は、同条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、海外投資家等特例業務を行う旨、第六十三条の九第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次項において準用する前条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

2 第六十三条の九第四項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、前条第三項並びに次条から第六十三条の十四までの規定は、前項の規定による届出をした金融商品取引業者について準用する。この場合において、第六十三条の九第四項中「第一項の」とあるのは「第六十三条の十一第一項の」と、同条第五項中「第一項又は第七項」とあるのは「第六十三条の十一第一項又は同条第二項において準用する第七項」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる事項」とあるのは「第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為を行う業務 第二節第一款(第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七條の四、第三十八條(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九條(第四項及び第六項を除く。))及び第四十条を除く。及び第三款(第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四及び第四十二条の七を除く。))の規定
- 二 第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為を行う業務 第二節第一款(第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。))、第三十九條(第四項及び第六項を除く。)、第四十条、第四十條及び第六項を除く。、第四十條、第四十條の三及び第四十條の三の二を除く。))の規定

(業務に関する帳簿書類等)
第六十三条の十二 海外投資家等特例業務届出者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 海外投資家等特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内(当該海外投資家等特例業務届出者が外国法人である場合にあつては、政令で定める期間内)に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 海外投資家等特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、前項の事業報告書に記載されている事項のうち投資者保護のため必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した説明書類

を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。(海外投資家等特例業務届出者に対する監督上の処分等)

第六十三条の十三 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 海外投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。

二 海外投資家等特例業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとき。

三 海外投資家等特例業務に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いととき。

3 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が前項各号のいずれかに該当する場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

ない。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をすることとしたときは、書面により、その旨を海外投資家等特例業務届出者に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定により海外投資家等特例業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(報告の徴取及び検査)

第六十三条の十四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、海外投資家等特例業務届出者、これと取引をする者若しくは当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この条において同じ。))に対し当該海外投資家等特例業務届出者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該海外投資家等特例業務届出者若しくは当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの者の業務の状況に関し質問(当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務に関し必要なものに限る。))をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務に関し必要なものに限る。))をさせることができる。

(政令への委任)

第六十三条の十五 この節に定めるもののほか、海外投資家等特例業務に係る届出の手続その他この節の規定の適用に関し必要な事項

は、政令で定める。

第六十五条の二中「又は特例業務届出者」を「特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者」に改める。

第六十五条の四中「及び第六十三条の七」を「第六十三条の七及び第六十三条の十五」に改める。

第七十九条の二十九第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「前二項」を「第八項及び第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう。第七十九条の四十四の四第三項において同じ。))により議決をすることができる。

第七十九条の四十四の四第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法により議決をすることができる。

第八十八条の三第三項中「会社法」の下に「第二十六条第二項及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二十六条第二項中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

第八十八条の五第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。

(以下同じ。)により議決をすることができる。
第八十八条の十九第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法により議決をすることができる。

第二百二条の四第三項中「会社法」の下に「第二十六條第二項及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二十六條第二項中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

第二百五十六條の三十八第三項中「第六十三條第一項第一号」の下に「又は第六十三條の八第一項第二号」を加え、同条第五項中「第六十三條第一項第二号」の下に「又は第六十三條の八第一項第一号」を加える。

第百八十八條中「特例業務届出者」の下に「、海外投資家等特例業務届出者」を加える。

第百九十条第一項中「第六十六條の二十二を「第六十三條の十四(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の二十二」に改める。

第百九十三條の三第一項中「書面で」を「書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「書面で」を「書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより」に改め、同条第三項中「書面で」を「書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより」に改める。

第百九十四條の六に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第六十三條の九第一項の規定に基づく届出を受理した

場合には、当該者に係る同項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。
一 第六十三條の八第一項第一号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

二 第六十三條の八第一項第二号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

第百九十四條の七第二項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第六十三條の十四(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。))の規定による権限(第六十三條の八第一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

第百九十四條の七第三項中「第六十六條の二十二を第六十三條の十四(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の二十二」に改める。

第百九十七條の二第十号の九中「の規定による適格機関投資家等特例業務」を「又は第六十三條の十三第三項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。))の規定による業務」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の十 第六十三條の九第一項若しくは第六十三條の十一第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をし、又は第六十三條の九第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者

第百九十八條の五中「特例業務届出者」の下に「海外投資家等特例業務届出者」を加え、同条第二号中「第六十三條の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。)、第六十三條の十三第二項(第六十三條の十一第二項)を加える。

第百九十八條の六第三号中「第六十三條の三第二項」の下に「において準用する場合を含む

む。)、第六十三條の十二第一項(第六十三條の十一第二項)を加え、同条第四号中「第六十三條の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。)、第六十三條の十二第二項(第六十三條の十一第二項)を加え、同条第六号中「第六十六條の十七第二項」を「第六十三條の九第五項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の十二第三項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の十七第二項」に改め、同条第七号中「又は第六十三條第十三項」を「第六十三條第十三項に「の規定を又は第六十三條の九第十項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。))の規定」に改め、同条第十号及び第十一号中「第六十三條の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。)、第六十三條の十四(第六十三條の十一第二項)を加え、同条第十四号中「の規定」を「又は第六十三條の九第九項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。))の規定」に改める。

第二百五五條の二の三第一号中「若しくは第四項」の下に「第六十三條の九第七項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の十第二項、第三項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。))若しくは第四項」を加える。

第二百八条中「特例業務届出者」の下に「、海外投資家等特例業務届出者」を、「である特例業務届出者」の下に「、外国法人である海外投資家等特例業務届出者」を加え、同条第五号中「含む。))」の下に「第六十三條の十三第一項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。))」を加える。

附則第三條の二の次に次の一条を加える。
(移行期間特例業務に関する特例)

第三條の三 金融商品取引業者、第三十三條第一項に規定する金融機関、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において投資運用

業(第二十八條第四項に規定する投資運用業をいう。以下この条において同じ。)を行う者(以下この条において「外国投資運用業者」という。))は、第二十九條及び第五十八條の二の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、移行期間特例業務を行うことができる。ただし、その届出の日から五年を経過したとき(当該期間が経過するまでの間に、金融商品取引業者等投資運用業を行う者に限る。)、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたときは、当該金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたとき、又は第四項の規定により適用される第六十三條の十第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法人であるときは、役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。))の氏名又は名称

四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五 業務の種類(第五項各号に掲げる行為に係る業務の種類をいう。)

六 主たる営業所又は事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。))の名称及び所在地

七 移行期間特例業務を行う営業所又は事務所(名称及び所在地)

八 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

九 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法

律(令和三年法律第 号)の施行の日から起算して五年を経過する日までにしなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、移行期間特例業務を行つてはならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 外国(投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域として内閣府令で定めるものに限る。ロ及び次号二並びに第五項第一号において同じ。)の法令の規定により当該外国において投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を受けていない者

ロ 外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者(政令で定める場合に該当する者を除く。)

ハ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ニ 移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ホ 移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者

ヘ 主として第二項第一項第九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券に対する投資として、運用対象財産(当該者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。)の運用を行う者

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者

ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者

ハ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者

二 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は投資運用業を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

ホ 個人である主要株主(第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいい、当該法人が持株会社の子会社(同条第四項に規定する子会社をいう。第七項において同じ。)であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。ヘにおいて同じ。)のうちに同条第一項第五号二(1)又は(2)に該当する者のある者

ヘ 法人である主要株主のうちに第二十九条の四第一項第五号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者

三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者

ロ 外国に住所を有する者

4 第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律(第二十九条の四第一項第一号ロ(7)及び第二号ヘ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三條の十一を除く。)並びに住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)、金融サービスの提供に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この場合において、

て、第六十三条の九第二項第一号及び第二号中「第六項第一号」とあるのは、附則第三条の三第三項第二号」と、同条第八項中「第三十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」と、「第四十二条の七」とあるのは「第四十二条の七、第四十二条の八」と、同条第九項中「海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二項第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号」とあるのは「移行期間特例業務として開始した附則第三条の三第五項第一号イに掲げる行為に係る投資一任契約が同号イに規定する投資一任契約に該当しなくなつたとき、同号ロに掲げる行為に係る外国投資信託の受益証券に表示される権利が同号ロに規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利に該当しなくなつたとき、又は同号ハに掲げる行為に係る第二項第二項第六号に掲げる権利が附則第三条の三第五項第一号ハ」と、「とき、又は当該権利を有する海外投資家等(同条第二項に規定する海外投資家等をいう。)」から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたときは」とあるのは「とき」と、第六十三条の十三第二項第一号中「又は」とあるのは「(外国の法令を含む。又は当該と、第百九十四条の七第二項第二号の三中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは附則第三条の三第五項各号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第一項及び前二項の「移行期間特例業務」とは、外国投資運用業者が国内に設ける営業所又は事務所において次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 外国の法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業に係る次に掲げる行為

イ 投資一任契約(その相手方が海外投資家等(次のいずれにも該当しないものに限る。))のみであるものに限る。に基づき行う第二項第八項第十二号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

(1) その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を海外投資家等以外の者が取得している特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

(2) 第二項第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。)で、海外投資家等以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者にならうとする者

(3) (1)又は(2)に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

ロ 第二項第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利(当該権利を有する者が海外投資家等(イ)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項において同じ。)のみであるものに限る。を有する海外投資家等から拠出を受けた金銭の運用を行う同条第八項第十四号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

ハ 第二項第二項第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。)に係る当該権利を有する者が海外投資家等のみであるものに限る。を有する海外投資家等から出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。))の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずる

るおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

二 前号に掲げる行為に関する次に掲げる行為

イ その行う前号イに掲げる行為に関し

海外投資家等を相手方として行う第二項第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券、同項第十一号に規定する外国投資証券又は同条第二項第六号に掲げる権利に係る募集の取扱い又は私募の取扱い(海外投資家等以外の者がこれらの有価証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの)に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

ロ その行う前号ロに掲げる行為に関し
海外投資家等を相手方として行う第二項第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に係る募集又は私募(海外投資家等以外の者が当該受益証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの)に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

ハ その行う前号ハに掲げる行為に関し
海外投資家等を相手方として行う第二項第二項第六号に掲げる権利に係る募集又は私募(海外投資家等以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの)に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

6 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。
一 外国人又は外国に住所を有する個人
二 前号に掲げる者のほか、外国投資運用業者と密接な関係の有する者として政令で定める者
三 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣

府令で定める者

7 第一項、第二項、第三項(第一号イ及びロ並びに第三号を除く。)、及び第四項の規定は、外国投資運用業者(第三項第一号又は第二号(ロ及びハを除く。))に該当する者を除く。の子会社が国内に設ける営業所又は事務所において投資一任契約(その相手方が当該外国投資運用業者のみであるものに限る。)(に基づき第二項第八項第十二号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。))を業として行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「移行期間特例業務」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第一項第五号中「第五項各号に掲げる行為に係る業務の種別」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第四項中「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の五第二項中「並びに第二項第一号及び第二号」を、「第二項第一号及び第二号並びに第四項」に改める。
第十一条の八第二項中「及び第二百二十二条」を「第二百二十二条及び第三百三十条第一項第五十号」に改める。

第十七条の十四第一項中「(第四項において「組合等」という。))を削り、同条第四項中「会社が組合等の行う事業若しくは営む業務のために又はを削り、「に従属業務」の下に「信用事業に従属する業務を除く。))を加え、「当該組合等又は」を削る。

第八十七条第四項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。
十三 当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う第一

項第三号又は第四号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの
第八十七条第十一項ただし書中「第十二号及び第十三号」を「及び第十二号から第十四号まで」に改める。

第八十七条の二第一項中「第四項」を「第十号、第七項及び次条第一項」に、「及び次条」を「から第八十七条の三まで」に改め、同項第一号中「もの」の下に「(第五号ロにおいて信託兼営銀行」という。))を加え、同項第二号及び第三号中「(次項)」を「(第五号ロ」に改め、同項第四号中「(次項第六号)」を「(次号ロ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。))その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては証券専門関連業務を、当該連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合(当該連合会が前条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。))にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第八十七条の二第二項第六号中「当該会社の議決権を」を削り、「並びに次条第三項」を「及び第八号並びに第八十七条の三第三項」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(に、「超えて」をいう。以下この条において同じ。))を超える議決権を」に改め、同項第七号中

「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号の二中「次条第一項」を「第八十七条の三第一項」に改め、「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「を超える議決権を」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。)

九 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該連合会の行う前条第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化若しくは当該連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として主務省令で定める会社

第八十七条の二第二項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「取得」を「子会社」とあるのは「子会社(同項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。))」のと、「取得」を「同項の」を「同条第一項の」に、「又は第六号の二」を「から第八号まで」に改め、同条第四項中「子会社対象会社のうちを削り、「又は第七号」を「第九号又は第十号」に、「掲げる従属業務を」規定する従属業務」に改め、「以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ」及び「(従属業務を営む会社にあつては、当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。))」を削り、「(とき」の下に「(第一項第九号に掲げる会社(主務省令で定める会社を除く。))にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準

議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第五項中「となるを」(同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。))にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。となる」に改め、同条第六項中「その」を現に」に改め、同条第九項を削り、同条第八項中「連合会が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項の規定により」を「第四項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第五項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社しようとするとき、又は第六項において現に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の連合会は、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有している子会社対象会社(当該連合会の子会社及び同項第九号に掲げる会社(第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。))を除く。が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を有することについて行政庁の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第八十七條の二第二十項を削る。

第八十七條の二の次に次の一条を加える。

(漁業協同組合連合会による漁業協同組合連合会グループの経営管理)

第八十七條の二の二 第八十七條第一項第四号の事業を行う連合会(子会社対象会社を子会社として限る。))は、当該連合会の

属する漁業協同組合連合会グループ(連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。))の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 漁業協同組合連合会グループの経営の基
本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 漁業協同組合連合会グループに属する連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 漁業協同組合連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、漁業協同組合連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

第八十七條の三第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「第八十七條の二第一項第一号から第四号まで」に、「従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社(同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)、同条第一項第六号の二を「同項第五号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社、同項第七号」に、「及び同項第七号」を「同項第九号及び第十号」に、「いう」を「いう。第四項において同じ」に改め、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七條の三第一項」との下に、「子会社が」とあるのは「子会社(第八十七條の二第二項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。))が」とを加え、「国内の会社(同項を「国内の会社(第八十七條の三第一項に改め、以下」の下に「この条において」を加え、「当該

組合がを「第五十四條の二第三項に改め、「当該連合会が」を削り、「又は」の下に「第五十四條の二第三項を加え、「第八十七條の三第一項及び同条第二項において準用する第十七條の十五第二項から前項まで」を「第二項から前項まで並びに第八十七條の三第一項、第三項及び第四項」に、「第八十七條の三第一項」と読み替える」を「同条第一項」と読み替える」に改め、同条第三項中「前条第一項第六号」を「第八十七條の二第一項第六号」に、「又は特別事業再生会社を「特別事業再生会社又は同項第八号に掲げる会社」に改め、同条第四項中「事業を「事業活動」に、「当該会社の議決権を、同項を「第八十七條の二第一項第八号に掲げる会社に該当しないものであつて、第一項」に、「合算して、同項に規定するを「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第六号又は第六号の二を「同条第一項第六号から第八号まで」に改める。

第九十七條第三項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う第一項第一号又は第二号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第九十七條第七項ただし書中、「第十二号及び第十三号」を「及び第十二号から第十四号までに改める。

第九十七條第一項中「及び第八十七條の三」を「から第八十七條の三までに、「並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに」を「及び第二項第一号中「前条第一項第四号」とあり、並びに第八十七條の二の二第一項及び」に改め、「第百條第一項」と、」の下に「同項第五号ロ中「前条第六項」とあるのは「第九十七條第五項」と、同項第九号並びに」を加え、「第八十七條第一項第三号」を

「前条第一項第三号」に改め、「第百條第五項」の下に「と、第八十七條の二の二(見出しを含む。))中「漁業協同組合連合会グループ」とあるのは「水産加工業協同組合連合会グループ」を加える。

第百條の三第五項中「同項の組合又はその子会社」を「子会社」に、「連合会又はその子会社(第百條の三第二項)を「子会社(同条第二項に、「と、「取得」を「と、その他主務省令」に、「取得」を「と、同条第一項の」に、「同条第一項第五号」を「同項第五号」に、「の取得」を「の取得その他農林水産省令」に、「(連合会)を「(当該連合会)に、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条第六項中「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「この条を「この項、第八項」に、「掲げる関連業務」を「規定する関連業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第八十七條の二第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、認可対象会社について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定」とあるのは「第百條の三第六項の規定」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社(同条第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。))の」と、「その他の主務省令」とあるのは「その他の農林水産省令」と、「子会社(同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。))にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。）」とあるのは「子会社」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第百條の三第六項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第百條の三第一項」と、「第四項」とあるのは「同条第六項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第九項中「第一項」とあるのは「第百條の三第一項」と、「主務省

令で定める会社を除く。))にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。）」とあるのは「子会社」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第百條の三第六項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第百條の三第一項」と、「第四項」とあるのは「同条第六項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第九項中「第一項」とあるのは「第百條の三第一項」と、「主務省

令で定める会社を除く。))にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。）」とあるのは「子会社」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第百條の三第六項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第百條の三第一項」と、「第四項」とあるのは「同条第六項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第九項中「第一項」とあるのは「第百條の三第一項」と、「主務省

令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第二百二十六条第六号中「から第六号の二まで」を削り、「を子会社を」又は第八十七条の二第二項第六号から第八号まで（第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社を子会社」に改める。

第百三十条第一項第五十号中「又は同条第六項を（同条第一項第九号第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる会社（第八十七条の二第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）にあつては、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（第百条第一項において準用する場合にあつては、第九十七号条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会。以下この号において同じ。）又はその子会社が合算して第八十七条の三第一項第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき、第八十七条の二第六項に、「とき。」を「とき、又は第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会若しくはその子会社が第八十七条の二第七項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による行政庁の認可を受けないで第八十七条の二第七項に規定する子会社対象会社が同条第一項第九号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該同号に掲げる会社の議決権を合算して第八十七条の三第一項に規定する基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第五十七号中「又は」を「若しくは第七項（第百条第一項において準用する場合を含む。）又は」に改める。

附則に次の二項を加える。

（漁業協同組合連合会による漁業協同組合連合会グループの経営管理に関する特例）

5 第八十七号の二の二の規定は、当分の間、

第一類第五号 財務金融委員会議録第十二号

第八十七号の二第二項第九号に掲げる会社を子会社（同項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。）としていない第八十七号第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会には、適用しない。

（水産加工業協同組合連合会による水産加工業協同組合連合会グループの経営管理に関する特例）

6 第百条第一項において準用する第八十七条の二の二の規定は、当分の間、同項において準用する第八十七号の二第二項第九号に掲げる会社を子会社（第百条第一項において準用する第八十七号の二第二項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。）としていない第九十七号条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会には、適用しない。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第五条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十号の二（指図証券）、「（記名式所持人私証券）」、「その他の記名証券）」、「（無記名証券）」及び「（定義）」を削り、同項第十二号中（定義等）及び「（営業の免許）」を削り、「（次条第六項第一号の三）」を「（次条第六項第三号）」に改め、同項第十七号中（定義）」を削り、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 当該信用協同組合の保有する人材、

情報通信技術、設備その他の当該信用協同組合の行う前項第一号から第三号までの事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの

第九条の八第五項中（定義）」を削り、同条第六項第一号イ中（権利の帰属）」を削り、同号ロ中（短期投資法人債に係る特例）」を削り、同号ハ中（全国連合会の短期債の発行）」を削り、同

号二中（短期社債に係る特例）」を削り、同号ホ中（定義）」を削り、同号ヘ中（短期農林債の発行）」を削り、同号ト中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号の二中（定義）」及び「（金融機関の有価証券関連連業の禁止等）」を削り、同項第二号の二から第四号までの規定中（定義）」を削り、同条第七項第一号中（通則）」を削り、同項第二号中（金融機関の有価証券関連連業の禁止等）」を削り、同項第三号中（兼営の認可）」を削り、同項第四号中（信託の方法）」を削り、同条第八項中（商号）」を削る。

第九条の九第六項中「第二号から第七号まで」を「第七号から第十二号まで」に改め、同項第一号中「第二十四号」を「第二十五号」に改め、同項第七号を同項第十二号とし、同項第六号を同項第十一号とし、同項第五号中「信託の方法）」を削り、同号を同項第十号とし、同項第四号中「（兼営の認可）」を削り、同号を同項第九号とし、同項第三号中「（金融機関の有価証券関連連業の禁止等）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第二号中（通則）」を削り、同号を同項第七号とし、同項第一号の五を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 当該協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該協同組合連合会に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの

第九条の九第六項第一号の四中「（信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等）」及び「（信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第七項中「（次条第六項第五

号及び第六号）」を「（次条第六項第十号及び第十一号）」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第六条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条の二第二項第一号及び第八項を除き」を削る。

第三条第一項第二号中「（第九条の九第六項第一号の三）」を「（第九条の九第六項第三号）」に改める。

第四条第一項中「この条から第四条の四まで及び第四条の六において」を削り、同条第二項中「又は第四百四十八条第一項を（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）又は第四百四十八条第一項（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）」に改める。

第四条の二第一項中「この条の下に」及び「次条第一項」を加え、同項第一号中「（第八項において「信用協同組合等」という。）を削り、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同号イ中「（第八項において「従属業務」という。）を削り、同項第二号中「当該会社の議決権を」を削り、「並びに次条第七項及び第九項を」及び「第四号並びに第四号の三第七項及び第八項に」、「合算して」、「を合算してその基準議決権数（に）」、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。」を「超える議決権を」に改め、同項第三号中「前三号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「（持株会社）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中「（次条第一項）」を「（第四条の三第一項）」に改め、「当該会社の議決権を」を削り、「（同条第一項に規定する）」を「その二に」、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会

令和三年四月二十日

社(当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用協同組合の行う中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令で定める会社

第四条の二第二項中「又は第二号の二」を「から第四号まで」に改め、同条第三項中「子会社対象会社のうち、第一項第三号を」第一項第五号又は第六号に改め、「この条の下に」及び第十二条第一項第二号の二を、「ときの下に」(第一項第五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該信用協同組合又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第四項中「となる」を「第一項第五号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該信用協同組合又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。」となる」に改め、同条第五項中「その」を「現に」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「信用協同組合が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項の規定により」を「第三項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第四項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第五項において準用する第三項の規定による認可を受けて現に」に改め、同

項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 信用協同組合は、当該信用協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該信用協同組合の子会社及び第一項第五号に掲げる会社(第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。))を除く。が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第四条の二の次に次の一条を加える。
(信用協同組合による信用協同組合グループの経営管理)

第四条の二の二 信用協同組合(子会社対象会社を子会社として認めるものに限る。))は、当該信用協同組合の属する信用協同組合グループ(信用協同組合及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。))の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 信用協同組合グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 信用協同組合グループに属する信用協同組合及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 信用協同組合グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備
四 前三号に掲げるもののほか、信用協同組

合グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第四条の三第一項中「前条第一項第一号、第二号の二及び第三号を」第四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第六号に、「同項第二号の二を」同項第三号に改め、「いう。以下この条の下に」及び第十二条第一項第二号の二を加え、同条第四項第一号中「限る。」を「限る。」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号中「認可」を削り、「限る。」を「限る。」に改め、同条第七項中「前条第一項第二号を」第四条の二第一項第二号に、「又は特別事業再生会社を」特別事業再生会社又は同項第四号に掲げる会社」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」第四条の二第一項第四号に掲げる会社に該当しないものであつて「に、」同項に規定する」を「その二に、超えて」を超える議決権を「に、」前条第一項第二号又は第二号の二を「同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9 第四条第二項の規定は、前各号の場合において信用協同組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。
第四条の四第一項中「第三項」を「第十一号」に改め、同項第一号中「もの」の下に「(第六号口において「信託兼営銀行」という。))」を加え、同項第二号、第三号及び第四号中「以下」を「(第六号口において」に改め、同項第四号の二中「次項第七号」を「第六号口」に改め、同項第五号中「会社(以下」を「もの(次号口において」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用協同組合連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。))その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの

の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該信用協同組合連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあっては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合(当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。))にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第四条の四第一項第七号中「当該会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第九号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数」に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。))」を超える議決権を「に改め、同項第八号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号の三中「(協同組合連合会)」を削り、「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の二中「当該会社の議決権を」を削り、「同条第一項に規定する」を「その二に、超えて」を超える議決権を「に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第四条の四第二項第六号から第八号までを削

り、同条第三項中「子会社対象会社のうち」を削り、「第七号の三又は第八号」を「第十号又は第十一号」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に改め、「以下この項及び第七項において同じ」及び「(従属業務を営む会社にあつては、当該信用協同組合連合会の行う事業のためはその業務を営んでいる会社に限る。)」を削り、「次項」を「次項及び第十二条第一項第二号の五」に、「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)」に、「子会社が」を「子会社が」に改め、「(第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ。」「(信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け)」及び「(合併の認可)」を削り、同条第四項中「その」を「現に」に、「とき」を「とき及び現に子会社として」に、「同項第十号に掲げる会社」を「同項第十号に掲げる会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)」を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。))に該当する子会社として扱うとすると、同条第五項中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「又は第七号の二」を「から第九号まで」に、「又は第七号の二」を「から第九号まで」に、「同条第四項中「前項」を「同条第四項中「前項の二」に、「と、」認可対象会社が」とあるのは「を」の」と、「認可対象会社」とあるのは「に」に、「が」と、「子会社となる」を「と」、「第一項第五号」に、「子会社(同条第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその」を「同条第一項第十号」と、「前項に」とあるのは「同条第三項に」と、「基準議決権数」とあるのは「に」を「超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる」と、「同条第六項中「第三項」とあるのは「を」と、「同条第七項中「第三項」とあるのは「に」

に、「前項」とあるのは「同条第四項」を「第五項において準用する第三項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第三項」に、「読み替える」を「に」、「該当する」とあるのは「該当する子会社として扱う」ととき若しくは現に子会社として扱っている同項第十号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社に限る。))を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。))に該当する」と読み替える」に改め、同条第六項中「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。))」に、「が」を「に」について、「に」、「ことを」を「ことその他内閣府令で定める事実を」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

第四号の六第一項中「及び第七号の二から第八号まで」を「第八号、第十号及び第十一号」に、「同項第七号の二」を「同項第八号」に、「いう」を「いう。第四項及び第十二条第一項第二号の五において同じ」に改め、同条第二項中「又は特別事業再生会社を」、特別事業再生会社又は同項第九号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「第八項の二」を「第九項の二」に改め、「規定と」の下に「同項第一号中」を加え、「事業」を削り、「中小企業等協同組合法第六十六条第一項」を「同項第二号中「第六十六条第一項」に、「あるのは「中小企業等協同組合法」を「あるのは「第六十六条第一項」と、同項第三号中「第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項」とあるのは「に」、「同条第八項」を「同条第九項に」、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同条第四項中「事業を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第四条の四第一項第九号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「同項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「第四条の四第一項第七号又は第七号の二」を「同条第一項第七号から第九号まで」に改める。

第六号の五の十一の次に次の一条を加える。

(電子公告調査の規定の適用)
第六条の五の十二 信用協同組合等に対する中小企業等協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条(電子公告調査)の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項において準用する銀行法第十六条第一項」とする。

組合連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同項第五号中「記録し」を「記載し」に改め、同項第十四号中「含む」の下に「若しくは第六項を加える。附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。
(信用協同組合による信用協同組合グループの経営管理に関する特例)
2 第四条の二の二の規定は、当分の間、第四条の二第一項第五号に掲げる会社を子会社としていない信用協同組合には、適用しない。
(信用金庫法の一部改正)
第七条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第三十二条第六項中「この条及び第五章の四」を「この項及び次項、第五章の四並びに第九十一条第一項第十九号の二及び第十九号の五」に改め、同条第七項中「又は第四百四十八条第一項」を「(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)又は第四百四十八条第一項(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)に改める。

「(同条第一項第十号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))」にあつては、信用協同組合連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社に限る。))を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。))に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該信用協同

第三十五条の八第五項中「前項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「とき」を「場合(第三項の規定による書面の提出があつた場合に限る。))」に、「総会の」を「その請求に係る役員に対し、総会の」に、「その請求に係る役員に対し、前項の」を「当該」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。
6 第一項の規定による解任の請求があつた場合(第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。))には、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、その請求に係る役員に対し、総会の会日の七日前までに第四項の規定により提供された事項を記載した

書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、金庫は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。第三十五条の八第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十一条第二項中「請求を「解任の請求」に改め、同条第四項中「理事は」を「第一項の規定による解任の請求があつた場合(第二項の規定による書面の提出があつた場合に限る。）」には、理事は、その支配人に対し」、「その支配人に対し、第二項の」を「当該」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「請求」を「解任の請求」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十一条に次の二項を加える。

6 第一項の規定による解任の請求があつた場合(第三項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。))には、理事は、その支配人に対し、第四項の可否を決する日の七日前までに第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、理事は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定め

るところにより、その請求に係る支配人の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十三条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、会員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の規定による書面に記載すべき事項及び理由の電磁的方法(内閣府令で定める方法を除く。))による提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第四十五条第一項中「この条の下に」から第四十七条までを加え、同条第四項中「同項の」を「当該」に改める。

第五十三条第三項に次の一号を加える。

二十 当該信用金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第五十三条第五項第一号ト中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号の二中「定義」を「通則」に改め、同項第二号の二、第三号、第四号及び第五号中「(定義)」を削り、同条第六項第一号中「(通則)」を削り、同項第二号中「(金融機関の有価証券関連業の禁止等)」を削り、同条第七項中「(規定)」を「(余裕金の運用の規定)」に改め、同条第八項第一号中「(第九条第一号)」の下に「(基金)」を加え、同項第二号中「(第三十四条第二号)」

の下に「(余裕金の運用)」を加える。

第五十四条第四項に次の一号を加える。

二十 当該信用金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第五十四条の二十一第一項中「この条の下に」及び次条第一項を加え、同項第一号中「(第八項において「信用金庫等」という。))」を削り、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同号イ中「(第八項において「従属業務」という。))」を削り、同項第二号中「当該会社の議決権を」を削り、「並びに次条第七項及び第九項を」及び第八号並びに第五十四条の二十二第七項及び第八項に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(二)に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。))」を超える議決権を」に改め、同項第三号中「前三号に掲げる会社を」を「子会社対象会社」に改め、「(持株会社)」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中「次条第一項」を「第五十四条の二十二第一項」に改め、「当該会社の議決権を」を削り、「同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。))

五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用金庫の第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該信用金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域

の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令で定める会社

第五十四条の二十一第二項中「又は第二号の二」を「から第四号まで」に改め、同条第三項中「子会社対象会社のうち、第一項第三号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、「この条の下に」及び第九十一条第一項第十九号の二を、「とき」の下に「(第一項第五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該信用金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第四項中「となる」を「(第一項第五号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該信用金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。))となる」に改め、同条第五項中「その」を「現に」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「信用金庫が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項の規定により」を「第三項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第四項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とし」とするときは、又は第五項において準用する第三項の規定による認可を受けて現に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 信用金庫は、当該信用金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該信用金庫の子会社及び第一項第五号に掲げる会社(第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決

象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該信用金庫連合会が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として、子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社(同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社)に限る。第五十四条の二十五第一項において「特例持株会社」という又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているもの)に限り、持株会社を除く。をいう。以下この条において同じ。又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務(第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項において同じ。のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合(前号に掲げる場合を除く。)

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

7 第四項の規定は、信用金庫連合会が、外国特定金融関連業務会社(当該信用金庫連合会が認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における

当該認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

8 信用金庫連合会は、第六項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

9 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 信用金庫連合会が現に子会社として、子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社に限る。次号において同じ。又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。の確保その他の事情に照らして、当該信用金庫連合会が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 信用金庫連合会が現に子会社として、子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

10 内閣総理大臣は、信用金庫連合会につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該信用金庫連合会の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該信用金庫連合会が、現に子会社として、子会社対象会社以外の外国の会社と

は当該会社を現に子会社として、子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該信用金庫連合会が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該信用金庫連合会が現に子会社として、子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

11 信用金庫連合会は、現に子会社として、子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

12 第五十四条の二十三に次の七項を加える。

第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用金庫連合会又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社(当該信用金庫連合会の子会社となつた認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社として、外国特定金融

関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

13 第四項の規定は、信用金庫連合会が、現に子会社として、第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社として、同項第十四号に掲げる会社(その業務により当該信用金庫連合会又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社として、第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社として、外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

16 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を

超える議決権を保有している子会社対象会社（当該信用金庫連合会の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他の内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

17 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を定款で定めなければならない。

一 第四項又は第十一項の規定による認可を受けて認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとするとき。

二 第五項ただし書若しくは第十二項ただし書の規定による認可又は第八項の規定による承認を受けてその子会社となつた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。

三 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としてゐる第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき。

四 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としてゐる第一項第十四号に掲げる会社（第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める

会社を除く。）に該当する子会社としようとするとき。

五 第十四項の規定による承認を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。

18 信用金庫連合会が前項の規定により定款で定めた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としてゐる場合には、当該信用金庫連合会の理事は、当該認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の業務及び財産の状況を、内閣府令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第五十四条の二十四第一項中「子会社対象会社」の下に「又は外国特定金融関連業務会社」を加える。

第五十四条の二十五第一項中「及び第十一号の二から第十二号まで」を「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「同項第十一号の二を同項第十二号」に、「並びに」を「特例持株会社（当該信用金庫連合会が子会社としてゐるものに限る。）並びに」に改め、「いう」の下に「第四項及び第九十一条第一項第十九号の五において同じ」を加え、同条第二項中「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第十三号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「第八項の」を「第九項の」に改め、「規定」と、「の下に」同項第一号中を、「第六十一条の六第四項」と、「の下に」同項第二号中「第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項」とあるのは「第六十一条の六第四項」と、同項第三号中を加え、「事業を削り」、「一次条第六項」を「次条第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同条第四項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第五十四条の二十三第一項第十三号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「同項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、

「第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二を」同条第一項第十一号から第十三号まで」に改める。

第八十七条第一項第二号中「第二号の二を」第四号」に、「第十一号の二を」第十三号」に、「同条第六項」を「同項第十号に掲げる会社にあつては、同条第四項」に改め、同項第四号中「第五十四条の二十三第六項」を「第五十四条の二十三第四項」に、「とき」を「とき（次号に該当する場合を除く。）」に改める。

第八十七条の四第三項第二号中「の規定」を「（臨時休業等）の規定」に改め、同条第四項中「信用金庫法」の下に「と」、「第四百四十条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十六条第一項」を加える。

第八十九条の二中「第二条第十四項」の下に「（定義）を加え、「書面」を「書面等」に改め、「書面による解除」を削り、「（同法第三十条）の下に（特定投資家への告知義務）」を加える。

第九十一条第一項第三号中「第三十五条の八第四項又は第四十一条第四項」を「第三十五条の八第五項若しくは第六項又は第四十一条第五項若しくは第六項」に改め、同項第四号の二中「記録」を「記載」に改め、同項第十九号の二中「同項に規定する」を削り、「又は」を「（同条第一項第五号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）にあつては、信用金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき、又は同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該信用金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保

有したとき」に改め、同項第十九号の五中「第五十四条の二十三第六項」を「第五十四条の二十三第四項」に改め、「同項に規定する」を削り、「又は同条第七項」を「（同条第一項第十四号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、信用金庫連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同条第六項の」を「同条第四項の」に改め、「同条第六項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十四号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該信用金庫連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同項第二十四号中「第五十四条の二十三第六項（同条第七項）を」若しくは第六項、第五十四条の二十三第四項（同条第七項又は第十三項）に、（若しくははを）、第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項」に、「認可」を「認可又は承認」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。
（信用金庫による信用金庫グループの経営管理に関する特例）
2 第五十四条の二十一の二の規定は、当分の間、第五十四条の二十一第一項第五号に掲げ

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イ）に掲げる業務を営む会社にあつては、当該長期信用銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業

第十三条の二（第一項第十二号中当該会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第十四号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数に」、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。」を超える議決権株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）」に改め、同項第十四号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号の

号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社(従属業務 第四項第一号に規定する従属業務をいう。)又は第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第二十七条第四号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項までで(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲

一 当該長期信用銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社(第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社(同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。))又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているもの)に限り、持株会社を除く。)をいう。以下こ

定するに、「同項第五号に掲げる」を「同項第五号に規定する」に、「それぞれ除くものとする」を「それぞれ除く」に改め、同項第十一号中「会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第十三号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数に」、「超えて」を「超える」という。以下この条及び次条において同じ。を「超える議決権を」に改め、同項第十三号中「長期信用銀行又は前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の三中「又はこれを」若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の二中「会社の議決権を」を削り、「第十七条において準用する銀行法第五十二條の二十四第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

第十六條の四第二項中「以外」を「以外の国内」に、「長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二を」、長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号まで」に改め、同項ただし書中「又は第十一号の二を」から第十三号まで」に改め、同条第三項から第十項までを次のように改める。

3 長期信用銀行持株会社は、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第

十号イに掲げる業務又は第六條第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第二十七條第六号において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするとき（第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第十七條において準用する銀行法第五十二條の三十五第一項から第三項まで（銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。）

4 前項の規定は、長期信用銀行等が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社（第一項第十四号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた長期信用銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該長期信用銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 長期信用銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日ま

での間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該長期信用銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としていた子会社対象外国会社（第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社（同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。）、持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社（金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、同項第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合（前号に掲げる場合を除く。）

6 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、外国特定金融関連業務会社（当該長期信用銀行持株会社が長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としていたものを除く。）を子会社としようとするときについて準用する。

7 長期信用銀行持株会社は、第五項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第五項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

8 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとす

る。

一 長期信用銀行持株会社が現に子会社としていた子会社対象外国会社（第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社に限る。次号において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他の事情に照らして、当該長期信用銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 長期信用銀行持株会社が現に子会社としていた子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

9 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に、当該長期信用銀行持株会社の申請により、一年を限り、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該長期信用銀行持株会社が、現に子会社としていた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該長期信用銀行持株会社が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関

12 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社

実を知つたときは、引き続きその基準議決権

よる届出をして持株特定子会社(第八項に規定

特定子会社となつた会社を引き続き持株特定

子会社とすることについて内閣総理大臣に届出をした場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 長期信用銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定により特例子会社対象会社（第一項各号に掲げる会社又は特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。次項及び第二十七条第六号において同じ。）を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が営む業務の内容その他の事情を勘案し、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

第十七条中「第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社」を「子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社」に、「並びにその子会社である長期信用銀行、第十六条の四第一項各号に掲げる会社及び特例子会社対象会社を」と及びその子会社に、「銀行代理業者」を、「認定銀行持株会社に係るものにあつては認定長期信用銀行持株会社について、銀行代理業者」に改める。

第十七条の二中「第二条第十四項」の下に「（定義）を加え、「書面」を「書面等」に改め、「（書面による解除）」を削り、「（同法第三十四条の下に）（特定投資家への告知義務）」を加える。

第十九条第一項中「又は承認」を、「承認又は認定」に改める。

第二十条第二項中「第十六条の四第六項若しくは第七項ただし書」を「第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書」に改める。

第二十一条中「又は」を、「認定又は」に改める。

第二十七条第四号中「第十三条の二第九項」を「第十三条の二第六項」に改め、「同項に規定す

る」を削り、「又は同条第十一項」を「（同条第十一項第十五号に掲げる会社（同条第六項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき、第十三条の二第九項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第九項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十五項に、「同条第九項の」を「同条第六項の」に改め、「同条第九項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十五号に掲げる会社（同条第十五項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき又は同条第十八項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該長期信用銀行若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同条第六号中「第十六条の四第六項」を「第十六条の四第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、「若しくは同条第八項」を「（同条第一項第十四号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき、第十六条の四第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十二

項に、「同条第六項の」を「同条第三項の」に改め、「同条第六項に規定する」を削り、「又は第十六条の四の二第六項」を「若しくは同項第十四号に掲げる会社（同条第十二項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、第十六条の四の二第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象業務を営む特例子会社対象会社を持株特定子会社としたとき若しくは同条第五項に、「同項の」を「同項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同条第四項ただし書の」に、「とき」を「とき又は同条第八項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としたとき（同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）」に改め、同条第七号中「第十三条の二第九項（同条第十一項）」を「第十三条の二第六項（同条第九項又は第十五項）」に、「含む」を「含む」に、第十項、第十三項、第十六項若しくは第十八項、「第十六条の四第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）」を「第十六条の四第三項（同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。）」、第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「この規定を」若しくは第七項の規定に、「認可」を認可、承認又は認定に改め、同条第

十四号の三中「業務」の下に「（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第九条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中 第五十四条を「第五十四条の六」に改める。

第十三条第三項ただし書中「（総会招集の手続）を削り、同条第五項中「当該を」これらの」に改め、「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。第六十九条第二項第九号を除き、以下同じ。）を削り、「代議員」を「当該代議員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 会員は、前項の規定によるほか、定款の定めるところにより、第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。第六十九条第二項第九号を除き、以下同じ。）によつて議決権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権を行使する会員は、総会における出席した代議員とみなす。

第十三条に次の一項を加える。

8 会員の書面による議決権の行使については会社法第三百十一条第二項を除く。（書面による議決権の行使の規定を、会員の電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二条（第三項を除く。）（電磁的方法による議決権の行使）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第二百九十九条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（労働金庫法第四十九条第三項）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条第五項中「この条及び第五章の二を」の項、次項、第五章の二並びに第一百一条第一項第十八号の二及び第十八号の五」に改め、同条第六項中「又は第四百八十八条第一項を」〔振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い〕又は第四百八十八条第一項〔口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い〕に改める。

第三十七条の六第五項中「前項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「とき」を「場合（第三項の規定による書面の提出があつた場合に限る。）に」、総会の「を」を「その請求に係る役員に対し、総会の」に、「その請求に係る役員に対し、前項の」を「当該」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第一項の規定による解任の請求があつた場合（第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。）には、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、その請求に係る役員に対し、総会の会日の七日前までに第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、金庫は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。第三十七条の六第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十一条の二第三項中「この条及び第六十二条の四第三号において」を削り、同条第十三

項中「監事」を、「監事」に改める。

第四十五条第四項中「理事は」を「第一項の規定による解任の請求があつた場合（第二項の規定による書面の提出があつた場合に限る。）には、理事は、その参事に対し」に、「その参事に対し、第二項の」を「当該」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 第一項の規定による解任の請求があつた場合（第三項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。）には、理事は、その参事に対し、第四項の可否を決する日の七日前までに第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、理事は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十七条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項中「が」を「次項において同じ」に、「決定しなければならない」を「決しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、会員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の規定による書面に記載すべき事項及び理由の電磁的方法（内閣府令・厚生労働省令で定める方法を除く。）による提供は、

勸省令で定める方法を除く。）による提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第四十九条第一項中「この条の下に」から第四十九条の三までを加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 会員が書面によつて議決権を行使することができるときは、その旨
四 会員が電磁的方法によつて議決権を行使することができることをするとき、その旨

第四十九条第二項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

第四十九条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 理事は、第一項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、当該書面による通知を発したものとみなす。

4 前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

第四十九条の次に次の見出し及び二条を加える。

（総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）
第四十九条の二 理事は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び会員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書

面」という。）を交付しなければならない。

2 理事は、前条第三項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。

第四十九条の三 理事は、第四十九条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、総会参考書類を交付しなければならない。

2 理事は、第四十九条第三項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、総会参考書類を当該会員に交付しなければならない。

3 理事は、第一項に規定する場合には、第四十九条第三項の承諾をした会員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 理事は、第一項に規定する場合において、第四十九条第三項の承諾をしていない会員から総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該会員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

第四章第七節第五十四条の次に次の五条を加える。

(電子提供措置をとる旨の定款の定め)

第五十四条の二 金庫は、理事が総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料(第五十四条の四第二項において「総会参考書類等」という。)の内容である情報について、電子提供措置(電磁的方法により会員(個人会員を除く。次条から第五十四条の六までにおいて同じ。)が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一 総会参考書類

二 議決権行使書面

三 第四十一条第五項の計算書類及び業務報告

四 第四十一条の二第五項の計算書類及び業務報告

(電子提供措置)

第五十四条の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の理事は、総会の日(二週間前の日又は第四十九条第一項の通知を発した日のいずれか早い日(第五十四条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。))から総会の日後三月を経過する日までの間(第五十四条の六において「電子提供措置期間」という。)、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第四十九条第一項各号に掲げる事項

二 第四十九条の二第一項に規定する場合に

は、総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三 第四十九条の三第一項に規定する場合に

は、総会参考書類に記載すべき事項

四 理事が通常総会を招集するときは、第四

十一条第五項の計算書類及び業務報告に記

載され、又は記録された事項

五 特定金庫である場合において、理事が通常総会を招集するときは、第四十一条の二

第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項(前号に掲げるものを除く。)

六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 前項の規定にかかわらず、理事が第四十九

条第一項の通知に際して会員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

(総会の招集の通知等の特則)

第五十四条の四 第四十九条第一項及び第四項

の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十九条第一項又は第三項の通知には、同条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 電子提供措置をとっている旨

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生

労働省令で定める事項

2 第四十一条第五項、第四十一条の二第五

項、第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫において

は、理事は、第四十九条第一項の通知に際し

て、会員に対し、総会参考書類等を交付し、

又は提供することを要しない。

(書面交付請求)

第五十四条の五 電子提供措置をとる旨の定款

の定めがある金庫の会員(第四十九条第三項の承諾をした会員を除く。)は、金庫に対し、第五十四条の三第一項各号に掲げる事項(次項及び第三項において「電子提供措置事項」と

いう。)を記載した書面の交付を請求することができる。

2 理事は、第五十四条の三第一項の規定によ

り電子提供措置をとる場合には、第四十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求(第四項及び第五項において「書面交付請求」という。)をした会員に対し、当該総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 金庫は、電子提供措置事項のうち内閣府

令・厚生労働省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4 書面交付請求をした会員がある場合におい

て、その書面交付請求の日(当該会員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日)から一年を経過したときは、金庫は、当該会員に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下この条において「催告期間」という。)内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一月を下ることができない。

5 前項の規定による通知及び催告を受けた会

員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該会員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

(電子提供措置の中断)

第五十四条の六 第五十四条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(会員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかつたこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと(同項第六号の規定により修正されたことを除く。))をいう。以下この条において同じ。)が生じた場合

において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき

金庫が善意でかつ重大な過失がないこと又は金庫に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計

が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から総会の日までの

期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 金庫が電子提供措置の中断が生じたこと

を知つた後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

第五十八条第二項に次の一号を加える。

二十五 当該労働金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫の前項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条第六項第一号ト中「すべて」を「全

て」に改め、同項第一号の二中「定義」を「通則」に改め、同項第二号の二、第三号、第三号の三及び第四号中「(定義)」を削り、同条第七項第一号中「(通則)」を削り、同項第二号中「(金融機関の有価証券関連業の禁止等)」を削る。

第五十八条の二第二項に次の一号を加える。

二十三 当該労働金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫連合会の前条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用

して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の三第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同項第一号中「第八項において「労働金庫等」という。」を削り、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同号イ中「（第八項において「従属業務」という。）」を削り、同項第二号中「当該会社の議決権を」と削り、「並びに次条第七項及び第九項を」と及び第四号並びに第五十八条の四第七項及び第八項に、「合算して」とを「合算してその基準議決権数（に、「超えて」という。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第三号中「前三号に掲げる会社を」を「子会社対象会社」に改め、「（持株会社）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中「次条第一項を」と第五十八条の四第一項に改め、「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該労働金庫の第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該労働金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社第五十八条の三第二項中「又は第二号の二」を

「から第四号まで」に改め、同条第三項中「子会社対象会社のうち、第一項第三号を」と第一項第五号又は第六号に改め、「この条」の下に「及び第一百一条第一項第十八号の二を」と「とき」の下に「（第一項第五号に掲げる会社（内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）にあつては、当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）」を加え、同条第四項中「となるを」（第一項第五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）にあつては、当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる」に改め、同条第五項中「その」を「現に」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「労働金庫が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項の規定により」を「第三項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第四項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第五項において準用する第三項の規定による認可を受けて現に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

六 労働金庫は、当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該労働金庫の子会社及び第一項第五号に掲げる会社（第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣府令及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日まで当該同号に掲げる会社が当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議

決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十八条の三の次に次の一条を加える。

（労働金庫による労働金庫グループの経営管理）

第五十八条の三の二 労働金庫（子会社対象会社を子会社として認めるものに限る。）は、当該労働金庫の属する労働金庫グループ（労働金庫及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 労働金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 労働金庫グループに属する労働金庫及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 労働金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、労働金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の四第一項中「前条第一項第一号、第二号の二及び第三号」を「第五十八条の三第一項第一号、第三号、第五号及び第六号」に、「同項第二号の二」を「同項第三号」に改め、「いう。以下この条の下に」と及び第一百一条第一項第十八号の二を加え、同条第四項第一号中「とき」を「とき」に改め、同項第二号中「認可」を削り、「限る。」を「限る。」に改め、同項第三号中「限る。」を「限る。」に改め、同条第七項中「前条第一項第二号」を「第五十八条の

三第一項第二号」に、「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第四号に掲げる会社」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「事業を」と「当該会社の議決権を」とを第五十八条の三第一項第四号に掲げる会社に該当しないものであつて、「合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を超える議決権を「前条第一項第二号又は第二号の二」を「同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9 第三十二条第六項の規定は、前各項の場合において労働金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第五十八条の五第一項中「第三項を」。第十一号に、「並びに次条第一項を」、次条第一項並びに第一百一条第十八号の五に改め、同項第一号中「もの」の下に「第六号口において「信託兼営銀行」という。」を加え、同項第二号、第三号及び第四号中「（以下）」を「（第六号口において）に改め、同項第四号の二中「次項第七号」を「第六号口」に改め、同項第五号中「会社（以下）」を「もの（次号口において）」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該労働金庫連合会、その子会社（第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務（当該労働金庫連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該労働金庫連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該労働

金庫連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合(当該労働金庫連合会が第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。

第五十八条の五第一項第七号中「当該会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第九号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(二)に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ」を「超える議決権を」に改め、同項第八号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の二中、「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社(当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第五十八条の五第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項中「子会社対象会社のうち」を削り、「第七号の三又は第八号」を「第十号又は第十一号」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に改め、「以下この項及び第七項において同じ」及び「(従属業務を営む会社にあつては、当該労働金庫連合会の行う業務のため)」にその業務を営んでいる会社に限る。を削り、「次項を」次項及び第百一条第一項第十八号の五に、「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社(内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)」に改め、「第

五十八条の七第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ。を削り、同条第四項中「その」を「現に」に、「とき」を「とき及び現に子会社として」に、「同項第十号に掲げる会社(その業務により当該労働金庫連合会又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。を同号に掲げる会社(当該内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。に該当する子会社として」とするときに改め、同条第五項中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「又は第二号の二」を「から第四号まで」に、「又は第七号の二」を「から第九号まで」に、「同条第四項中「前項」を「同条第四項中「前項の」に、「二」と、認可対象会社が」とあるのは「二」を「の」と、「認可対象会社」とあるのは「二」に、「が」と、「子会社となる」を「二」と、「第一項第五号」に、「子会社(同条第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその」を「同条第一項第十号」と、「前項に」とあるのは「同条第三項」と、「基準議決権数」とあるのは「二」に、「を」を「超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「二」を「二」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「二」に、「前項」とあるのは「同条第四項」を「第五項において準用する第三項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第三項」に、「読み替える」を「「該当する」とあるのは「該当する子会社として」とするときに若しくは現に子会社として」に同項第十号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。を同号に掲げる会社(当該内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。に該当する」と読み替える」に改め、同条第六項中「及び第一項第七号の三に掲げる会社」を削り、「二」を「二」について、当該子会社対象会社(第一項第十号に掲げ

る会社(第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。を除く。が」に、「二」を「二」とその他内閣府令・厚生労働省令で定める事実を」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

第五十八条の七第一項中「及び第七号の二から第八号まで」を「第八号、第十号及び第十一号」に、「同項第七号の二」を「同項第八号」に、「いう」を「いう。第四項及び第百一条第一項第十八号の五において同じ」に改め、同条第二項中「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第九号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「第八項の」を「第九項の」に改め、同条第三項中「第八項の」を「第九項の」に改め、「及び第二号」を削り、「同項第三号」を「同項第二号中「第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項」とあるのは「第六十四条第四項」と、同項第三号」に改め、「事業」を削り、「同条第八項を「同条第九項」に、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同条第四項中「事業を事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第五十八条の五第一項第九号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「第五十八条の五第一項第七号又は第七号の二」を「同条第一項第七号から第九号まで」に改める。

第六十九条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第五十四条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第九十一条第一項第二号中「第二号の二」を「第四号」に、「第七号の二」を「第九号」に、「会社(を)会社(同項第六号に掲げる会社にあつては、」に改め、同項第四号中「とき」を「とき(次号に該当する場合を除く。)」に改める。

第九十一条の四第三項第二号中「の規定」を「(臨時休業等)の規定」に改め、同条第四項中

「すること」を「行うこと」に改め、「労働金庫法」の下に「と、」第四百四十条第一項」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十六条第一項」を加える。

第百一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十三条第八項において準用する会社法第三百十一条第三項又は第三百十二条第四項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

第百一条第一項第三号中「第三十七条の六第四項又は第四十五条第四項を」第三十七号の六第五項若しくは第六項又は第四十五号第五項若しくは第六項」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第五十四条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第百一条第一項第十八号の二中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第五号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。にあつては、労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき。)」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき。」を「とき、又は同条第六項の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該労働金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第十八号の五中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第十号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。にあつては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した

とき。」「に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき。」「を」とき若しくは同項第十号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けないで当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該労働金庫連合会の子会社を除く。)について当該子会社対象会社(同号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。)を除く。)が同条第一項第十号に掲げる会社となつたことその他同条第六項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該労働金庫連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」「に改め、同項第二十三号中「含む。」「を含む。若しくは第六項。」「に改め、「若しくは」の下に「第六項。」「を加える。

附則第一項を附則第一条とする。
附則第二項の前の見出しを削り、同項を附則第二条とし、同条に見出しとして「(信用協同組合の労働金庫への組織変更)」を付する。
附則第三項から第十三項までを削る。
附則第十四項の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同項中「第二項」を「前条」に改め、「(金庫の事業)」を削り、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。
(労働金庫による労働金庫グループの経営管理に関する特例)
第四条 第五十八條の三の二の規定は、当分の間、第五十八條の三第一項第五号に掲げる会社を子会社としていない労働金庫には、適用しない。

附則第十五項を削る。
附則第十六項中「前各項に定めるものの外」を「この附則に規定するもののほか」に改め、同項を附則第五項とする。
附則第十七項から第二十八項までを削る。
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)
第十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ」を削り、「内閣総理大臣」の下に「(当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が労働金庫である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項において同じ。)」を、「とき」の下に「合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「前項中」を第三項中「合併の日」とあるのは「転換の日」と、前項中「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」とに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 前項に規定する計画につき同項の承認を受けた吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、当該計画の変更につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、消滅金融機関の事業に関する法令により行うことができる業務の範囲内において、かつ、当該変更後の計画に従ひ、合併の日における第一項に規定する契約の総額を超えて当該契約に関する業務(資金の貸付け又は手形の割引の業務に限る。)を継続することができる。

第五十一條の二 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる種類の金融機関である場合には、合併の日において現に当該各号の中欄に掲げる許可又は承認を受けている者(当該合併における消滅金融機関を所屬銀行(銀行法第二条第十六項(定義等)に規定する所屬銀行をいう。)、所屬長期信用銀行(長期信用銀行法第十六条の五第三項(長期信用銀行代理業の許可)に規定する所屬長期信用銀行をいう。)、所屬信用金庫(信用金庫法八十五条の二第三項(許可)に規定する所屬信用金庫をいう。)、所屬労働金庫(労働金庫法八十九条の三第三項(許可)に規定する所屬労働金庫をいう。))又は所屬信用協同組合(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号。以下「協同組合金融事業法」という。))第六条の三第三項(信用協同組合代理業の許可)に規定する所屬信用協同組合をいう。))として現に当該各号の下欄に掲げる許可又は承認を受けている者を除く。は、当該合併の日において現に当該各号の下欄に掲げる許可又は承認を受けたものとみなす。この場合において、当該各号の中欄に掲げる許可又は承認に条件が付されているときは、当該条件は、当該各号の下欄に掲げる許可又は承認に付されたものとみなす。

第五十一條の二 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる種類の金融機関である場合には、合併の日において現に当該各号の中欄に掲げる許可又は承認を受けている者(当該合併における消滅金融機関を所屬銀行(銀行法第二条第十六項(定義等)に規定する所屬銀行をいう。)、所屬長期信用銀行(長期信用銀行法第十六条の五第三項(長期信用銀行代理業の許可)に規定する所屬長期信用銀行をいう。)、所屬信用金庫(信用金庫法八十五条の二第三項(許可)に規定する所屬信用金庫をいう。)、所屬労働金庫(労働金庫法八十九条の三第三項(許可)に規定する所屬労働金庫をいう。))又は所屬信用協同組合(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号。以下「協同組合金融事業法」という。))第六条の三第三項(信用協同組合代理業の許可)に規定する所屬信用協同組合をいう。))として現に当該各号の下欄に掲げる許可又は承認を受けたものとみなす。この場合において、当該各号の中欄に掲げる許可又は承認に条件が付されているときは、当該条件は、当該各号の下欄に掲げる許可又は承認に付されたものとみなす。

一 普通銀行	二 普通銀行	三 長期信用銀行
長期信用銀行法第十六条の五第一項、信用金庫法第八十五条の二第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可	長期信用銀行法第十七条(銀行法の準用)、信用金庫法第八十九条第五項(銀行法の準用)、労働金庫法第九十四条第三項(銀行法の準用)又は協同組合金融事業法第六条の五第一項(信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用)において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項業務の範囲)の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)	銀行法第五十二条の三十六第一項、信用金庫法第八十五条の二第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可
銀行法第五十二条の三十六第一項(許可)の許可	銀行法第五十二条の四十二第一項の承認	長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可

四 長期信用銀行	銀行法第五十二条の四十二第一項又は信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項若しくは協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)	長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認
五 信用金庫	銀行法第五十二条の三十六第一項、労働金庫法第八十九条の第三項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可	信用金庫法第八十五条の二第一項の許可
六 信用金庫	銀行法第五十二条の四十二第一項又は労働金庫法第九十四条第三項若しくは協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)	信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認
七 労働金庫	信用金庫法第八十五条の二第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可	労働金庫法第八十九条の三第一項の許可
八 労働金庫	信用金庫法第八十九条第五項又は協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)	労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認
九 信用協同組合	信用金庫法第八十五条の二第一項又は労働金庫法第八十九条の第三項の許可	協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可
十 信用協同組合	信用金庫法第八十九条第五項又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二	協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二

いて準用する銀行法第五十二条の条の四十二第一項の承認
四十二第一項の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)

2 前項の規定により次の各号に掲げる許可を受けたものとみなされる者は、当該合併の日から起算して一月以内に当該各号に定める書類を内閣総理大臣(第四号に掲げる許可を受けたものとみなされる者にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣)に提出しなければならない。

一 前項の表の第一号の下欄に掲げる許可 銀行法第五十二条の三十七第一項各号(許可の申請)に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

二 前項の表の第三号の下欄に掲げる許可 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

三 前項の表の第五号の下欄に掲げる許可 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

四 前項の表の第七号の下欄に掲げる許可 労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

五 前項の表の第九号の下欄に掲げる許可 協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

3 第一項の規定により次の各号に掲げる許可を受けたものとみなされる者については、当該各号に定める規定は、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

一 第一項の表の第一号の下欄に掲げる許可 銀行法第五十二条の三十九(変更の届出)

二 第一項の表の第三号の下欄に掲げる許可 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九

三 第一項の表の第五号の下欄に掲げる許可 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十九

四 第一項の表の第七号の下欄に掲げる許可 労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九

五 第一項の表の第九号の下欄に掲げる許可 協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九

(合併前の信用金庫電子決済等代行業の登録等に関する特例)

第五十一条の三 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる種類の金融機関である場合には、合併の日において現に当該各号の中欄に掲げる登録を受けている者(当該合併における消滅金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業、信用金庫法第八十五条の四第二項(登録)に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。)、労働金庫電子決済等代行業

一 信用金庫	労働金庫法第八十九条の五第二項 又は協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録	信用金庫法第八十五条の四第一項の登録
二 労働金庫	信用金庫法第八十五条の四第一項 又は協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録	労働金庫法第八十九条の五第二項の登録
三 信用協同組合	信用金庫法第八十五条の四第一項 又は労働金庫法第八十九条の五第一項の登録	協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録

第三号」とあるのは「次条第一項の表の第一号」と、「第八十九条第五項」とあるのは「第八十九条第七項」と、「第五十二条の三十九」とあるのは「第五十二条の六十一の六（変更の届出）」と、同項第四号中「第一項の表の第七号」とあるのは「次条第一項の表の第二号」と、「第九十四条第三項」とあるのは「第九十四条第五項」と、「第五十二条の三十九」とあるのは「第五十二条の六十一の六」と、同項第五号中「第一項の表の第九号」とあるのは「次条第一項の表の第三号」と、「第六条の五第一項」とあるのは「第六条の五の十第一項」と、「第五十二条の三十九」とあるのは「第五十二条の六十一の六」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣（この項の規定により第二号に掲げる事項を登録する場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）は、前項において準用する前条第二項の規定による書類の提出があつたときは、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める登録簿に登録するものとする。

一 当該書類に記載された信用金庫法第八十条第七項（銀行法の準用）において準用す

び第五十一条の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第五十一条の二第一項及び第五十一条の三第一項中「吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関」とあるのは「転換後金融機関」と、「合併における消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と読み替えるものとする。

（預金保険法の一部改正）

第十一条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十

第十一條 預金保險法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七條」を「第三十七條の二」に改める。

第二条第五項第五号中「以下」を「第三百二十五条第四項を除き、以下」に改める。

第十四条第十一号中「第二百二十七条若しくは」を「第二百二十七条第一項若しくは」に、「及び」を「及び第二百二十八条の三又は」に改める。

第三十七条第三項中「対し、破綻金融機関」の下に、「破産手続開始の決定を受けた者（当該破

産手続開始の決定を受ける前において銀行等であつた者に限る。以下この項、次条及び第四百十五條第一項において同じ。」を、「『破綻金融機関』及び『又は破綻金融機関』の下に、『破産手続開始の決定を受けた者』を加え、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、機構は、他の法令に基
づき当該破綻金融機関若しくは破産手続開始
の決定を受けた者の財産を管理し、又は処分
する権限を有する者による当該権限の行使を
妨げてはならない。

第三十七条第三項第一号中「破綻金融機関」の
下に又は破産手続開始の決定を受けた者」を加

え、第二章第五節中同条の次に次の一条を加える。

(破綻金融機関等の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)

第三十七条の二 機構は、破綻金融機関又は破産手続開始の決定を受けた者(以下この項に

において「破綻金融機関等」という。)の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人(破綻金融機関等が監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与又は会計監査人、破綻金融機関等が指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、破綻金融機関等が第六十六條第二項に規定する信用金庫等である場合にあつては、理事、監事又は会計監査人)又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。この場合において、機構は、他の法令に基づき当該破綻金融機関等の財産を管理し、又は処分する権限を有する者による当該権限の行使を妨げてはならない。

2 機構は、その役員又は職員が前項の措置に係る職務を行うことにより犯罪があると史料するときは直ちに所要の報告をさせ、当該報告があつたときは告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

第五十四條第一項及び第三項並びに第五十四條の二第一項中「第百二十七條を」「第百二十七條第一項に改める。

第五十四條の三第一項中「第一号に掲げる金額」及び「第二号に掲げる金額」の下に「の合計額を加え、同項第一号中「第百二十七條を」「第百二十七條第一項に」「積立金をいう。以下この条を」「積立金をいう。第三号に」改め、「係るもの」の下に「(次項において「確定拠出年金預金等債権」という。を、「この項の下に」「次項及び第五項を、「次項」の下に「から第四項まで」を加え、「の合計額」を削り、同項第二号中「の合計額を削り、同条第四項中「の場合」を」「に規定する場合」に、「並びに」を「及び」に、「及び第二項を」「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「の場合」を」「に規定する場合」に、「から同項第二号に掲げる金額」を「(当該加入者等が保険事故日におい

て死亡している場合にあつては、遺族等に係る第二項第一号に定める金額)から第一項第二号に掲げる金額(当該加入者等が保険事故日において死亡している場合にあつては、遺族等に係る第二項第二号に定める金額)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号を」「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項第一号の規定により第五十四條第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 第二項第一号の規定を適用する前の当該遺族等の支払対象預金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該遺族等の支払対象預金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

三 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権と当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権に係る元本を先とする。

四 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

第五十四條の三第一項の次に次の一項を加え

る。

2 前項の場合において、当該加入者等が保険事故日において死亡しているときは、次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に掲げる金額 当該資産管理機関等の確定拠出年金預金等債権について、確定拠出年金法第四十條(同法第七十三條において準用する場合を含む。)の規定により当該加入者等に係る死亡一時金が支給される当該加入者等の遺族その他の政令で定める者(以下この項、第四項及び第五項において「遺族等」という。)のそれぞれにつき、保険事故日において当該資産管理機関等が金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権当該加入者等の遺族等が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。)及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

二 前項第二号に掲げる金額 当該資産管理機関等の確定拠出年金預金等債権について、当該遺族等のそれぞれにつき、保険事故日において当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

第五十九條の二第一項中「承継させるものに限る」の下に「第六十三條第一項において同じ」を加え、「同条第一項第一号を」「前条第一項第一号」に改める。

第六十三條を次のように改める。

(預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者

間の衡平を図るための資金の貸付け)

第六十三條 機構は、合併等に係る破綻金融機関から預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2 前項の申込みは、当該合併等に係る救済金融機関と連名で行うものとする。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣(当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。)に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による貸付けを行う旨の決定をしたときは、当該貸付けの申込みに係る破綻金融機関との間で当該貸付けに関する契約を締結するものとする。

第六十四條第二項中「及び」を「(第五十九條第二項に規定する合併等の円滑な実施に要すると見込まれる費用を含む。及び」に改める。

第六十七條第二項中「の」を「次項において同じ」の「に、同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する計画につき同項の承認を受けた救済金融機関は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、当該計画の変更につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、破綻金融機関の営業又は事業に関する法令により行うことができる業務の範囲内において、かつ、当該変更後の計画に従い、合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割の日における第一項に規定する契約の総額を超えて当該契約に関する業務(資金の貸付け又は手形の割引の業務に限

る。)を継続することができる。

第六十九條の四第一項中「引き受けた者」の下にその他内閣府令・財務省令で定める者」を加え、「第二百二十七條を「第二百二十七條第一項」に改め、同条第四項中「前項」を「同項」に改める。

第二百一十條第七項中「第四項から第七項まで」を「前条第四項から第七項まで」に、「第四項」を「前条第四項」に、「及び第六十八條中」を「中」に、「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十七條中「譲受け、付保預金移転」とあるのは「譲受け」と、第六十八條中「に改める。

第二百一十條第一項第一号中「この章」の下に「及び第二百三十五條第四項」を加える。

第二百一十條に次の一項を加える。

4 第一項の規定による管理を命ずる処分を受けた金融機関は第七十四條第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関とみなして、第六十九條の三及び第二百一十七條の規定を適用する。この場合において、第六十九條の三第一項中「并済(第五十四條の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四條第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る。)」とあるのは「并済」と、「当該決済債務に係る第五十四條の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四條第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは「その必要の限度において」と、第二百二十七條第一項中「払戻し(保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象預金等につき行うものに限る。)」とあるのは「払戻し」と、「準用する。」この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四條の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四條第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは「その必要の限度において」と、第二百二十七條第一項中「払戻し(保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象預金等につき行うものに限る。)」とあるのは「払戻し」と、「準用する。」

第一類第五号 財務金融委員会議録第十二号

あるのは「準用する」とする。

第二百二十六條の二第六項及び第二百二十六條の五第五項中「第二百二十七條を」を「第二百二十七條第一項」に改める。

第二百二十六條の十三第一項中「株主」とあるのは「全ての株主」と、「同項の株主総会の日」とあるのは「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二百二十六條の十三第十一項の公告のあった日」とあるのは、「全ての」に改める。

第二百二十六條の三十七中「第一項を」を「第一項及び第四項を」に改める。

第二百二十六條の三十八第七項中「第六十七條中」の下に「譲受け」を加え、「特定債務引受け」を「譲受け」に改める。

第二百二十七條に次の一項を加える。

2 機構は、第六十九條の三第一項各号に掲げる者が行う前項に規定する支払対象預金等の払戻しに係る事務に要する費用を負担することができる。

第二百二十七條の三中「第二百二十七條を」を「第二百二十七條第一項」に、「において準用する前条第一項に規定する預金等の払戻し」を「規定する支払対象預金等の払戻し」に、「預金等の種別」を「支払対象預金等の種別」に改める。

第二百二十八條の二の次に次の見出し及び一條を加える。

(資産の買取り)

第二百二十八條の三 機構は、第五十六條第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をした場合又は第二種保険事故が発生した場合において、これらの保険事故が発生した金融機関(これらの保険事故が発生した時において金融機関であつた者を含む。)が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、第一項に規定する金融機関から同項の資産の買取りに係る申込みがあつたとき、又は当該資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出があつた場合において、当該入札に係る資産の買取りをしようとするときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該決定に係る第一項に規定する金融機関との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

6 機構は、第一項に規定する金融機関との間で前項の契約を締結しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二百二十九條の見出しを削り、同条第一項中「及び前章を」を「前章及び前条」に改める。

第二百三十一條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「事業譲渡等における債権者保護手続の特例等」を付し、同条第一項中「この条の下に」及び「次条」を加え、同条の次に次の一條を加える。

第二百三十一條の二 特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転(預金等に係る契約に係るものであつて、契約の条項(金利その他の政令で定めるものに限る。)の変更を伴うものに限る。以下この条において同じ。)は、当該契約上の地位の移転に係る預金者等の承諾を得ないでこれを行うことができる。この場合において、破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等(次項において「破綻金融機関等」という。)

は、当該契約上の地位の移転の前に、当該特定事業譲渡等の内容の要旨及び当該変更の内

容並びにこれらに対し異議のある預金者等は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、住所又は居所が知れている預金者等には各別にこれを催告しなければならない。

2 破綻金融機関等は、前項の規定により特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転をしようとするときは、同項の公告及び催告をする前に、内閣総理大臣(当該破綻金融機関等のうちに労働金庫又は労働金庫連合会がある場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該破綻金融機関等のうちに株式会社、商工組合中央金庫がある場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)の承認を受けなければならない。

3 第一項の期間は、政令で定める期間を下つてはならない。

4 第一項の期間内に異議を述べた預金者等に係る契約上の地位の移転は、効力を生じない。

5 前条並びに銀行法第三十四條及び第三十五條(これらの規定を長期信用銀行法第三十七條、信用金庫法第八十九條第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項及び労働金庫法第九十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第一項の公告又は催告に係る契約上の地位の移転については、適用しない。

第二百三十五條に次の一項を加える。

4 銀行その他の政令で定める者(以下この項において「銀行等」という。)が、第一号措置を行うべき旨の第五十五條第四項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該第一号措置に関する株式の取得又は特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の第二百二十六條の二十二第六項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、政令で定めるもの

による資本金の額の増加を行つた場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、内閣府令・財務省令で定めるところによりこれらの決定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

一 当該銀行等 当該資本金の額の増加
二 当該銀行等が行う株式移転により当該銀行等の株式移転設立完全親会社となつた株式会社 当該株式会社の設立

第四百四十五条第一項中「破綻金融機関若しくは破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者若しくは」に改める。

第四百四十七条第二号中「第六十四条第三項」を「第六十三条第三項、第六十四条第三項」に、「第二百二十七条を」(「第二百二十七条第一項」に改め、「第二百二十六条の三十五第三項」の下に、「第二百二十八条の三第四項」を加える。

附則第十條第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百二十八条の三第三項の規定により同条第一項に規定する金融機関の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

附則第十條第四項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、「含む。」の下に、「第二百二十八条の三第五項を、」(「おいて同じ。」の下に「又は第二百二十八条の三第一項に規定する金融機関であつて、当該資産を保有している者」を加え、同条第六項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

附則第十五条の四第七項中「及び第六十八条中」を「中」に、「読み替えるを、」第六十七條中「譲受け、付保預金移転」とあるのは「譲受け」と読み替える」に改める。
(保険業法の一部改正)

第十二条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二百七十二条の十四」を「第二百七十二条の十四の二」に改める。

第四条第三項中「いう。」の下に「第三百九条第一項及び第四項第二号を除き、」を加える。
第十六条第二項第四号中「いう。」の下に「第二百六十五条の二十七の四第三項を除き、」を加える。

第九十八条第一項に次の一号を加える。

十五 当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めらるもの

第九十八条第五項中「又は、特定社債」とはを「特定社債」又は「特定短期社債」とはに、「又は第七項を、」第七項又は第八項に、「又は特定社債をいい、」特定短期社債とは同法第二条第八項に規定するを、「特定社債又は」に改め、同条第七項中「(定義)」を削り、同条第八項中「第二条第二十項(定義)」を「第二条第二十項」に、「第二百二十八条第八項第六号(定義)」を「第二百二十八条第八項第六号(通則)」に改め、同条第九項中「(定義)」を削る。

第一百条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定 保険会社がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 保険持株会社グループ(保険持株会社及びその子会社の集団をいう。以下この項、第二百七十一條の二十一及び第二百七十一條の二十一の二第一項において同じ。)に属する二以上の会社(保険会社を含む場合に限る。)が当該保険持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に共通する

業務を委託する場合(当該保険持株会社グループに属する保険持株会社(当該保険持株会社グループの経営管理(第二百七十一條の二十一第四項に規定する経営管理をいう。))を行うものに限る。次号において同じ。))が、内閣府令で定めるところにより、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。)

二 保険持株会社グループに属する二以上の会社(保険会社を含む場合に限る。)が当該保険持株会社グループに属する保険持株会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合

第一百条の三ただし書中「又は行為を」を「若しくは行為を」に、「おいて、」を「おいて」に、「とき」を「とき、又は当該保険会社が子会社とする保険持株会社(他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。))の子会社(当該保険会社以外の保険会社に限る。))との間で当該取引若しくは行為を行う場合において当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣府令で承認を受けたとき」に改める。

第一百六条第一項中「この条の下に」及び次条第一項を加え、同項第五号中「(以下)」を「第十二号口及び第二百七十一條の二十二第二項第一号において」に改め、同項第六号中「(以下)」を「第十二号口及び第二百七十一條の二十二第二項第六号において」に改め、同項第七号中「次項第八号イ」を「第十二号口」に、「会社(以下)」を「もの(同号口及び第二百七十一條の二十二第二項第七号において)」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該保険会社、その子会社第一号、第二号及び第八号に掲げる会社に限る。その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるもの

のに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該保険会社が銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては銀行専門関連業務を、当該保険会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該保険会社が信託兼営銀行(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。))、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合(当該保険会社が第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。))にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第一百六条第一項第十三号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」及び「当該会社の議決権を」を削り、「次条第七項を」次号及び第十五号並びに第七十七項及び第八項に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(に)」に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。」を超える議決権を」に改め、同項第十五号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同項第十八号とし、同項第十四号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同項を同項第十七号とし、同項第十三号の二中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同項を同項第十六号とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

十四 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画

又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社(第百七条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。)にあつては、当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。

十五 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第百六条第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項中「以外」を「以外の国内」に改め、「同項第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項ただし書中「同号」を「同項第十三号から第十五号まで」に改め、同条第四項から第十一項までを次のように改める。

4 保険会社は、第一項第一号から第十二号まで又は第十六号から第十八号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。))又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第百七条第四項第二号、第百二十七条第一項第三号及び第百三十三条第一項第三十三号において「子会社対象保険会社等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十六号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第九十六条の十第一項、第百四十二条、第百六十七

条第一項又は第百七十三条の六第一項の規定により組織変更(第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を伴うものに限る。第百七条第四項第一号において同じ。)、事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受

ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社(第一項第十六号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 保険会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができ、

一 当該保険会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社(第一項第八号から第十二号まで及び第十六号に掲げる会社(同項第十二号及び第十六号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。)、持株会社子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第百七条第一項において「持株会社」という。))又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているもの)に限り、持株会社を除く。をいう。以下この条において同じ。又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務(第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第二

項第二号に規定する金融関連業務をいう。第二

九項において同じ。))のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、

第一項第十二号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

7 第四項の規定は、保険会社が、外国特定金融関連業務会社(当該保険会社が子会社対象保険会社等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象保険会社等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

8 保険会社は、第六項各号のいずれかに該当する場合には、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができ、

9 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとす

一 保険会社が現に子会社としている子会社対象外国会社(第一項第八号から第十二号まで及び第十六号に掲げる会社に限る。次号において同じ。))又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。))の確保その他の事情に照らして、当該保険会社が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 保険会社が現に子会社としている子会社

対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

10 内閣総理大臣は、保険会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険会社の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該保険会社が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該保険会社が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該保険会社が現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

11 保険会社は、現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。))をその子会社としようとする場合には、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができ、

第百六条に次の五項を加える。

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定

は、子会社対象会社以外の外国の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、保険会社又はその子会社による第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社(当該保険会社の子会社となった子会社対象保険会社等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としており、当該外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて内閣府令で定める事由を除く。当該子会社対象会社又はその子会社による同項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

13 第四項の規定は、保険会社が、現に子会社としており第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象保険会社等に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としており同項第十六号に掲げる会社(その業務により当該保険会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあることを認められないことその他の要件を満たす子会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14 保険会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣府令の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社としており第一項第十二号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としており外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

16 保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該保険会社の子会社及び第一項第十六号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)について、同号に掲げる会社となったことその他内閣府令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣府令で定める事由を除く。これを免れた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社(当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。)

第百六条の二 保険会社(子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社を子会社としており、かつ、他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。)は、当該保険会社の子会社である保険会社グループ(保険会社及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 保険会社グループの経営の基本方針その

他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 保険会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 保険会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、保険会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第百七条第一項中「前条第一項第一号から第七号まで」を「第百六条第一項第一号から第七号まで」に、「第十三号の二及び第十四号に掲げる会社」を「第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる会社(同項第十四号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。)、特例持株会社(当該保険会社が子会社としており、かつ、当該「二」に、「いう。次項から第六項まで」を「いう。以下この条及び第三百三十三条第一項第十三号」に改め、同条第四項第二号中「前条第七項」を「第百六条第四項」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める」を「第百六条第一項第十三号に掲げる会社、特別事業再生会社又は同項第十五号に掲げる」に改め、同条第八項中「前条第一項第十三号」を「地域活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(第百六条第一項第十五号に掲げる会社に該当しないものであつて、当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。及び同条第一項第十三号から第十五号まで」に改め、「会社」の下に「当該を加え、同条第九項中「第一項から第七項まで」を「前各項」に改める。

第百二十七条第一項第二号中「又は第十三号」を「から第十五号まで」に、「同条第七項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第百六条第七

項に規定する」を削る。

第二百四十条第一項第一号中「第百条の二まで」を「第百条まで、第百条の二第一項」に改める。

第二百六十五条の七第三項中「書面により」を削る。

第二百六十五条の二十七の四第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の委員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう。)により議決をすることができる。

第二百七十一條の二十一の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(保険持株会社の業務範囲等)」を付し、同条第一項を次のように改める。

「保険持株会社(他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。は、当該保険持株会社の属する保険持株会社グループの経営管理を行わなければならない。

第二百七十一條の二十一第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険持株会社は、当該保険持株会社の属する保険持株会社グループの経営管理(当該保険持株会社及びその子会社に係るものに限る。次条第一項において同じ。)及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができる。

第二百七十一條の二十一に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 保険持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確

保

二 保険持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 保険持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、保険持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第二百七十一条の二十一の二を第二百七十一条の二十一の三とし、第二百七十一条の二十一の次に次の一条を加える。

第二百七十一条の二十一の二 保険持株会社（当該保険持株会社の属する保険持株会社グループの経営管理を行うものに限る。次項において同じ。）は、前条第二項の規定にかかわらず、当該保険持株会社の保険持株会社グループに属する二以上の会社（保険会社を含む場合に限る。）に共通する業務であつて、当該業務を当該保険持株会社において行うことが当該保険持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該二以上の会社に代わって行うことができる。

2 保険持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

第二百七十一条の二十二第一項中「以外」を「（以下この条及び第二百七十一条の三十二第二項第三号において「届出対象子会社」という。）以外」に改め、同項第十二号中「者に限る。第五項において同じ。」を「会社に限る。」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同号イ中「第五項において「従属業務」という。」を削り、同号ロ中「掲げる」を「規定する」に改め、同項第十三号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認め

られる新たな事業活動を行う会社」を削り、「会社の総株主等の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数を超える議決権を、」を「保険持株会社又はその子会社のうち」に、「が保有している」を「（次号及び第十五号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算してその基準議決権数（第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。次号及び第十五号において同じ。）を超える議決権を保有していない」に改め、同項第十五号中「前各号に掲げる会社」を「届出対象子会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「届出対象子会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

十四 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十五 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

第二百七十一条の二十二第四項中「同項各号に掲げる会社」を「届出対象子会社」に改め、「同項第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項ただし書中「同号」を「同項第十三号から第十五号まで」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第二百七十一条の三十二第二項第三号中「第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社」を「届出対象子会社」に、「第二百七十一条の

三十一第一項から第三項まで」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第四号中「第二百七十一条の三十一第二項」を「前条第二項」に改める。

第二百七十二条の十三第二項中「第百条の二を「第百条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項において準用する第百条の二第一項の規定少額短期保険業者がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。）は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 少額短期保険持株会社グループ（少額短期保険持株会社（第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。以下この号及び次号並びに第二百七十二条の十四の二第一項において同じ。）及びその子会社の集団をいう。以下この項、第二百七十二条の三十八及び第二百七十二条の三十八の二第一項において同じ。）に属する二以上の会社（少額短期保険業者を含む場合に限る。）が当該少額短期保険持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合（当該少額短期保険持株会社グループに属する少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社グループの経営管理（第二百七十二条の三十八第四項に規定する経営管理をいう。）を行うものに限る。次号において同じ。）が、内閣府令で定めるところにより、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。）

二 少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社（少額短期保険業者を含む場合に限る。）が当該少額短期保険持株会社グループに属する少額短期保険持株会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合

第二編第十二章第二節第二百七十二条の十

四の次に次の一条を加える。

（少額短期保険業者による少額短期保険業者グループの経営管理）

第二百七十二条の十四の二 少額短期保険業者（前条第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社を子会社としているものであつて、他の少額短期保険業者又は少額短期保険持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該少額短期保険業者の属する少額短期保険業者グループ（少額短期保険業者及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 少額短期保険業者グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 少額短期保険業者グループに属する少額短期保険業者及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 少額短期保険業者グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、少額短期保険業者グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第二百七十二条の三十八の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（少額短期保険持株会社の業務範囲等）」を付し、同条第一項を次のように改める。

少額短期保険持株会社（他の少額短期保険持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該少額短期保険持株会社の属する少額短期保険持株会社グループの経営管理を行わなければならない。

第二百七十二条の三十八第二項を同条第三項

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 少額短期保険持株会社は、当該少額短期保険持株会社の属する少額短期保険持株会社グループの経営管理(当該少額短期保険持株会社及びその子会社に係るものに限る。次条第一項において同じ。)及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。
第二百七十二条の三十八に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 少額短期保険持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 少額短期保険持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 少額短期保険持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、少額短期保険持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第二百七十二条の三十八の次に次の一条を加える。

第二百七十二条の三十八の二 少額短期保険持株会社(当該少額短期保険持株会社の属する少額短期保険持株会社グループの経営管理を行うものに限る。次項において同じ。)は、前条第二項の規定にかかわらず、当該少額短期保険持株会社の少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社(少額短期保険業者を含む場合に限る。)に共通する業務であつて、当該業務を当該少額短期保険持株会社において行うことが当該少額短期保険持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に

資するものとして内閣府令で定めるものを、当該二以上の会社に代わって行うことができる。

2 少額短期保険持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

3 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項がその子会社である少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。
第二百七十二条の三十九第五項及び第六項中「前条第一項」を「第二百七十二条の三十八第二項」に改める。

第二百七十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。
第二百七十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「釈明のための証拠を提出する機会を与えるため」を削り、「聴取させなければ」を「聴取させ、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「意見を聴取される者が」を「釈明のための証拠を提出する機会を付与された者が、」に、「意見の聴取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

第二百八十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。
第二百八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「釈明のための証拠を提示する機会を与えるため」を削り、「聴取させなければ」を「聴取させ、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「意見を聴取される者が」を「釈明のための証拠を提出する機会を付与された者が、」に、「意見の聴取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

第二百八十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。
第二百八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「釈明のための証拠を提示する機会を与えるため」を削り、「聴取させなければ」を「聴取させ、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「意見を聴取される者が」を「釈明のための証拠を提出する機会を付与された者が、」に、「意見の聴取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

第二百八十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。
第二百八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「釈明のための証拠を提示する機会を与えるため」を削り、「聴取させなければ」を「聴取させ、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「意見を聴取される者が」を「釈明のための証拠を提出する機会を付与された者が、」に、「意見の聴取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

第二百八十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。
第二百八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「釈明のための証拠を提示する機会を与えるため」を削り、「聴取させなければ」を「聴取させ、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「意見を聴取される者が」を「釈明のための証拠を提出する機会を付与された者が、」に、「意見の聴取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

第三百条の二中「第二条第十四項」の下に「(定義)を加え、「書面」を「書面等」に改め、「同法第三十四条」の下に「(特定投資家への告知義務)」を、「第四十条第一号」の下に「(適合性の原則等)」を加える。

第三百九条第一項中「書面」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四項第二号において同じ。)」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 次の各号に掲げるものにより行う保険契約の申込みの撤回等は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

一 書面 当該書面を発した時
二 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時
第三百一一条の三第一項第二号中「第六百六条第七項」を「第六百六条第四項」に改める。

第三百三十三条第一項第三十号中「第二百七十一條の二」を「第二百七十二條の三十八第二項」に改め、同項第三十三号中「第六百六条第七項」を「第六百六条第四項」に、「認可を受けないで同項に規定する」を「認可を受けないで」に、「若しくは同条第九項」を「(同条第一項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項」に、「同条第七項

の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、同項第十六号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他の同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は」に改め、同項第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 第二百七十一條の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。
第三百三十三条第一項第七十五号を同項第七十六号とし、同項第七十四号を同項第七十五号とし、同項第七十三号を同項第七十四号とし、同項七十二号の次に次の一号を加える。
七十三 第二百七十二條の三十八の二第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。

附則第一条の二第二項中「第六百六条第七項」を「第六百六条第四項」に改める。
(農林中央金庫法の一部改正)
第十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第四項中「この条及び第六章」を「この項、次項、第六章及び第百条第一項第二十四号」に改める。

の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、同項第十六号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他の同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は」に改め、同項第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 第二百七十一條の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。
第三百三十三条第一項第七十五号を同項第七十六号とし、同項第七十四号を同項第七十五号とし、同項第七十三号を同項第七十四号とし、同項七十二号の次に次の一号を加える。
七十三 第二百七十二條の三十八の二第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。

附則第一条の二第二項中「第六百六条第七項」を「第六百六条第四項」に改める。
(農林中央金庫法の一部改正)
第十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第四項中「この条及び第六章」を「この項、次項、第六章及び第百条第一項第二十四号」に改める。

の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、同項第十六号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他の同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は」に改め、同項第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 第二百七十一條の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。
第三百三十三条第一項第七十五号を同項第七十六号とし、同項第七十四号を同項第七十五号とし、同項第七十三号を同項第七十四号とし、同項七十二号の次に次の一号を加える。
七十三 第二百七十二條の三十八の二第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。

附則第一条の二第二項中「第六百六条第七項」を「第六百六条第四項」に改める。
(農林中央金庫法の一部改正)
第十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第四項中「この条及び第六章」を「この項、次項、第六章及び第百条第一項第二十四号」に改める。

の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、同項第十六号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他の同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は」に改め、同項第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 第二百七十一條の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。
第三百三十三条第一項第七十五号を同項第七十六号とし、同項第七十四号を同項第七十五号とし、同項第七十三号を同項第七十四号とし、同項七十二号の次に次の一号を加える。
七十三 第二百七十二條の三十八の二第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。

附則第一条の二第二項中「第六百六条第七項」を「第六百六条第四項」に改める。
(農林中央金庫法の一部改正)
第十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第四項中「この条及び第六章」を「この項、次項、第六章及び第百条第一項第二十四号」に改める。

第五十四条第四項に次の一号を加える。

二十三 農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの

第七十二条第一項第一号中「もの」の下に「第八号口において「信託兼営銀行」という。」を加え、同項第二号中「(以下)」を「(第八号口において)」に改め、同項第三号中「次項第五号」を「第八号口」に改め、同項第四号中「次項第六号」を「第八号口」に改め、同項第七号中「次項」を「次号口並びに次項第二号及び第四号」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 次に掲げる業務を専ら営む会社イに掲げる業務を営む会社にあつては、農林中央金庫、その子会社(第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(農林中央金庫が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、農林中央金庫が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合(農林中央金庫が第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第七十二条第一項第九号中「当該会社の議決権を」とを削り、「合算して」とを合算してその基準議決権数に、「超えて」とをいう。以下この条において同じ。」を超える議決権を」に改

め、同項第十一号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に、「第四項」を「第六項第一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号の三中「又はこれを」若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号の二中「当該会社の議決権を」とを削り、「合算して、同条第一項に規定する」とを合算してその「に」、「超えて」とを超える議決権を」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。)

第七十二条第二項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「以外」を「以外の国内」に、「農林中央金庫又はその子会社」による同項第九号又は第九号の二を、「農林中央金庫又はその子会社」による同項第九号から第十一号まで「に改め、同項ただし書中「又は第九号の二を」から第十一号まで「に改め、同条第四項から第十五項までを次のように改める。

4 農林中央金庫は、第一項第一号から第八号まで又は第十二号から第十四号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下「認可対象会社」という。)を子会社としようとするとき第一項第十二号に掲げる会社主務省令で定める会社を除く。)にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取

得し、又は保有しようとするときは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第十五条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社(第一項第十二号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。))にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる場合には、適用しない。

ただし、農林中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 農林中央金庫が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としていた子会社対象外国会社(第二項第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる会社(同項第八号及び第十二号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としていた会社に限る。第七十三条第一項において「特例持株会社」という。又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの

(子会社対象会社を子会社としていたものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務(第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項において同じ。))のうち主務省令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第八号に掲げる会社を除く。以下同じ。を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

7 第四項の規定は、農林中央金庫が、外国特定金融関連業務会社(農林中央金庫が認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としていたものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

8 農林中央金庫は、第六項各号のいずれかに該当する場合において、主務大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

9 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をするものとする。

一 農林中央金庫が現に子会社としていた子会社対象外国会社(第一項第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる会社に限る。次号において同じ。又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。))の確保その他の事情に照らして、農林中央金庫が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社と

二 農林中央金庫が現に子会社としてゐる子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

る場合には、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができ

二 農林中央金庫が子会社とした子会社対象
外国会社又は外国特定金融関連業務会社の

農林中央金庫は、現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社社が、子会社対象会社以外の外国の会社の項において同じ。）をその子会社としようとする場合において、主務大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

は、子会社対象会社以外の外国の会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、農林中央金庫又はその子会社による第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由により農林中央金庫

いる外国特定金融関連業務会社を除く。）を引
き続き子会社とすることについて主務大臣の
認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会
社以外の外国の会社が当該事由（農林中央金
庫又はその子会社による同項第九号から第十
一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得
その他主務省令で定める事由を除く。）の生じ
た日から一年を経過する日までに子会社でな
くなるよう、所要の措置を講じなければなら
ない。

会社としての第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としてゐる同項第十二号に掲げる会社その業務により農林中央金庫又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

当する場合において、主務大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社

一 現に子会社としてゐる第一項第八号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社として扱う場合

15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（農林中央金庫の子会社を除く。）について、当該子会社対象会社（第一項第十二号に掲げる会社）（第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除くが同号に掲げる会社となつたことその他主務省令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを免れた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

当するときは、その旨を定款で定めなければならない。

一 第四項又は第十一項の規定による認可を受けて認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとするとき。

書の規定による認可又は第八項の規定による承認を受けてその子会社となつた認可対

社を引き続き子会社としようとするとき。

二 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき。

による認可を受けて現に子会社としてゐる第一項第十二号に掲げる会社(第十三項の主務省令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該主務省令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするとき。

社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としてするとき。

農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。又は第一項第九号から第十一号までに掲げる会社を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可（第百条第一項第二十二号において「合併等認可」と

二 その子会社が子会社でなくなったとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となったとき。

第七十二条の二第一項中「子会社対象会社」の下に「又は外国特定金融関連業務会社」を加える。

第七十三條第一項中「及び第九号の二から第十号まで」を、「第十号、第十二号及び第十三号」に、「同項第九号の二を「同項第十号」に改め、「除く。」の下に「、特例持株会社（農林中央金庫が子会社としてゐるものに限る。）を、「この条の下に「及び第百条第一項第二十四号」を加え、同条第七項中「又は特別事業再生会社」を「、特別事業再生会社又は同項第十一号に掲げる会社に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「事業を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第七十二条第一項第十一号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「第七十二条第一項第九号又は第九号の二を「同条第一項第九号から第十一号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

第二十四条第五項の規定は、前各項の場合において農林中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第百条第一項第二十二号中「第七十二条第十
三項又は」を「第七十二条第十九項第一号に係
る部分に限る。」の規定による届出若しくは公告
をしないで農林債を発行したとき、若しくは同
号に規定する会社を子会社としたとき（合併等
認可を受けた場合を除く。）、若しくは不正の届
出若しくは公告をしたとき、又は同項（第二号
に係る部分に限る。）若しくは」に、「に規定す
るを」の規定による」に、「又は」を「若しく
は」に改め、同項第二十四号中「第七十二条第七
項」を「第七十二条第四項」に、「又は同条第九

第一類第五号 財務金融委員会議録第十二号

項」を「(同条第二項第十二号に掲げる会社(同条

第四項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第七項において準用す

る同条第四項の規定による主務大臣の認可を受ける同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三

項」に、「同条第七項」を「同条第四項」に、「とき」を「とき若しくは同項第十二号に掲げる会社（同条第十三項の主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社当該主務省令で定める

る会社を除く。)に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による主務大臣の認可を受けないで農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(農林中央金庫の

子会社を除く。）について当該子会社対象会社（同号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）を

除く。)が同条第一項第十二号に掲げる会社となつたことその他同条第十六項の主務省令で定める事実を知つた日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会

「第七十二条第七項（同条第九項）を「第七十二条

第四項(同条第七項又は第十三項)に、「」のを第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項の「に、認可」を「認可又は承認」に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第十四条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成三十四年十月一日」を

和三年四月二十日

「令和八年十月一日」に改める。

第三十三条の第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する

方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう。）により議決をすることができる。

第三十八条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条

第三項第二号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第一号」を「同号」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号中「平成四十四年三月三十一

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律）
第十六条 金融機能の強化のための特別措置に關
のように改正する。

目次中「第五章 預金保険機構の業務の特例
機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に
機構の業務の特例等(第三十五条 第四十七条)」

六
「に改める。

第五条第四項中「いう。」の下に「第三十四条の十第四項及び」を加える。

第十四条第一項中「及び第二十四条」を、「第二十四条及び第三十四条の十第八項」に改める。
第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

日」を令和十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第一号」を、「同号」に改める。

第三十八条の五第一項及び第三十八条の六第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「平成三十四年十月一日」

を「令和八年十月一日」に改める。

第五十八条第二項中「が、」の下に「令和十四年三月三十一日以前に開始する」を加え、同条第三項中「機構の」の下に「令和十四年三月三十一

日以前に開始する」を加える。
(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

一部改正)

る法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次の
第三十五条―第四十七条」を「第四章の三　金融
第五章　預金保険

する特別措置(第三十四条の十一第三十四条の十

(実施計画の認定)

第三十四条の十 金融機関等（銀行持株会社等

を除く。以下この章において同じ。）であつて、その主として業務を行つてゐる地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサ

ビスとして主務省令で定めるもの（次項第四号及び第三項において「基盤的金融サービス」という。）の提供の維持のために必要な事業の

抜本的な見直しとして経営基盤の強化のための措置(次に掲げる行為(以下この条において「組織再編成等」という。)を含むものに限る。)を実施するもの(以下第三項までにおいて「経営基盤強化実施金融機関等」という。)は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該措置の実施に関する計画(以下この条及び次条第一項において「実施計画」という。)を作成し、令和八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。この場合において、実施計画に係る組織再編成等が第一号から第四号までに掲げるものであるときは、経営基盤強化実施金融機関等以外の当該組織再編成等の当事者である金融機関等と当該実施計画を共同して作成し、主務大臣の認定を申請するものとする。

- 一 合併(各当事者が金融機関等である場合に限る。)
- 二 事業の全部を承継させる会社分割(金融機関等が共同して行う新設分割及び吸収分割(各当事者が金融機関等である場合に限る。))に限る。)
- 三 会社分割による事業の全部の承継(吸収分割各当事者が金融機関等である場合に限る。))によるものに限る。)
- 四 事業の全部の譲渡又は譲受け(各当事者が金融機関等である場合に限る。)
- 五 株式交換(当該株式交換により株式交換完全親株式会社となる者が金融機関等又は銀行持株会社等である場合に限る。)
- 六 株式移転(金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社が銀行持株会社等である場合に限る。)
- 七 他の金融機関等又は銀行持株会社等への株式の交付(当該交付により当該他の金融機関等又は銀行持株会社等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な

影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第三号及び前二号に掲げる場合を除く。)

八 他の金融機関等又は銀行持株会社等から株式の取得(当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。)

九 前各号に掲げる行為以外の金融組織再編成その他の金融機関等の業務の効率の向上を図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるものとして主務省令で定めるものとする。

- 一 前項の申請をする金融機関等(以下第四項までにおいて「申請金融機関等」という。)の商号又は名称
- 二 実施計画の実施期間(五年を下らないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)
- 三 組織再編成等その他の事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び実施時期
- 四 前号に規定する措置の実施による経営の改善その他の申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。))が主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項
- 五 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。))が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
- 六 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの

七 申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。))のうちに機構が第三号に規定する措置の実施に要する経費(主務省令で定めるものに限る。))の一部に充てるための資金を交付するための契約(第三十四条の十五及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。))の締結の申込みを予定している金融機関等がある場合にあっては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項

八 その他政令で定める事項

三 主務大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請金融機関等が基準適合金融機関等であること。

- 二 申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。))により提供される基盤的金融サービスが、その主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として主務省令で定める場合に該当するものであること。
- 三 申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。))が、その主として業務を行っている地域の全部又は相当部分における人口の減少等により、当該地域における基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあるものであること。
- 四 当該実施計画に記載された組織再編成等の当事者である金融機関等が、主として対面により基盤的金融サービスを提供している金融機関等(全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供しているものと認められるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。))であること。

五 当該実施計画の実施により申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。))が主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られると見込まれること。

六 当該実施計画に記載された前項第三号に規定する措置によつて金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。

七 当該実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

八 申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

九 その他政令で定める要件

四 主務大臣は、申請金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会である場合において、前項の認定をしようとするときは、当該農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事に協議しなければならない。

五 主務大臣は、第三項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る実施計画を公表するものとする。ただし、実施計画につき当該認定を受けた金融機関等(以下この章及び第三十五条第三項において「認定金融機関等」という。))が当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等により新たに設立される銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。))又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該認定金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害

するおそれのある事項及び当該認定金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

6 主務大臣は、第三項の認定をした場合において、当該認定に係る実施計画に第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該実施計画の内容を機構に通知しなければならない。

7 主務大臣が第三項の認定をした場合において、当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等が新たに金融機関等を設立するものであるときは、当該組織再編成等の後においては、当該組織再編成等により新たに設立された金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。

8 認定金融機関等が合併等(次条第一項に規定する認定実施計画に係る組織再編成等が行われた後に行うものに限る。)を行ったことにより当該認定実施計画に係る事業の全部を承継した金融機関等(以下この項において「承継金融機関等」という。)があるときは、当該合併等の後においては、当該承継金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。

(認定を受けた実施計画の変更)
第三十四条の十一 認定金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定金融機関等の組織再編成その他実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第三項の認定を受けた実施計画(この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。以下この章において「認定実施計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、

第一類第五号 財務金融委員会議録第十二号

て、同条第三項第一号中「申請金融機関等」とあるのは、「申請金融機関等(次条第一項の認定の申請をした金融機関等をいう。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。(認定実施計画の履行を確保するための監督上の措置)

第三十四条の十二 主務大臣は、認定実施計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定実施計画の履行を確保するため、当該認定実施計画に係る認定金融機関等に対し、当該認定実施計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。(認定の取消し)

第三十四条の十三 主務大臣は、認定実施計画が第三十四条の十第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

2 第三十四条の十第四項から第六項まで(第五項ただし書を除く。)の規定は、前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第四項中「申請金融機関等」とあるのは「認定金融機関等」と、同条第五項中「に係る実施計画」とあるのは「が取り消された旨」と、同条第六項中「実施計画の内容」とあるのは「認定が取り消された旨」と読み替えるものとする。(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の特例)

第三十四条の十四 主務大臣が第三十四条の十第三項の認定(第三十四条の十一第一項の認定を含む。)をした場合には、認定金融機関等について、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条の認定を受けたものとみなして、同法第三章及び第十七条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条第一項		金融機関等(以下この項
第十二条第一項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画(金融機能強化法第三十四条の十一第一項に規定する認定実施計画をいう。以下同じ。)
	第七条	金融機能強化法第三十四条の十第五項(金融機能強化法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)
第十二条第三項	同法	信用金庫法
	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
第十二条第五項	第七条	金融機能強化法第三十四条の十第五項
	同法	信用金庫法
第十三条第一項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
	第七条	金融機能強化法第三十四条の十第五項
第十三条第三項	同法	労働金庫法
	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
第十三条第五項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
	第七条	金融機能強化法第三十四条の十第五項
第十七条第一項及び第五項	同法	労働金庫法
	認定経営基盤強化計画	認定実施計画

(資金交付契約)

第三十四条の十五 認定金融機関等(認定実施

令和三年四月二十日

計画に第三十四条の十第二項第七号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第四項並びに第三十五条第三項において同じ。は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行うことができる。

2 前項の規定による申込みを行った認定金融機関等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申込みがあった場合において、その財務の状況その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金交付契約を締結することができる。

4 機構は、前項の規定により締結した資金交付契約に基づき認定金融機関等に資金(第三十四条の十第二項第七号に規定する資金をいう。次項及び第三十五条第三項において同じ。)を交付したときは、直ちに、主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 第三項の規定により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における第四十三条の二第一項に規定する積立金の一部をもって充てるものとする。

6 前各項の規定は、資金交付契約の変更について準用する。この場合において、第一項中「対し、令和八年三月三十一日まで」とあるのは、「対し」と読み替えるものとする。

(金融機能強化審査会の意見の聴取)

第三十四条の十六 内閣総理大臣は、第三十四条の十第一項の申請があつたときその他必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くことができる。

第三十五条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項及び預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第三十四条の十五第

三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により資金交付契約の締結又は変更をし、当該資金交付契約の履行として認定金融機関等に資金を交付すること及びこれに附帯する業務を行うことができる。

第四十二条中「(以下「金融機能強化業務」という。)を削る。

第四十三条中「金融機能強化業務」を「第三十五条第一項及び第三項の規定による業務(以下「金融機能強化業務」という。)に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(利益及び損失の処理)

第四十三条の二 機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、前二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、政令で定める金額の範囲内で内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る預金保険法第三十九条の認可を受けた予算及び資金計画の定めるところにより、当該翌事業年度における第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができる。

第四十四条第一項中「を行う」を「第三十五条第三項の規定による業務を除く。」を行う」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(金融機能早期健全化勘定からの繰入れ)

第四十五条の二 機構は、金融機能早期健全化勘定(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号))

第十五条第一項に規定する金融機能早期健全化勘定をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。の廃止の際、金融機能早期健全化勘定に残余があり、かつ、金融機能強化勘定に属する財産の状況及びその見込みに照らして特に必要があると認めるときは、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から当該残余の額の全部又は一部を金融機能強化勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定により金融機能強化勘定に繰り入れた額がある場合における金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十八条第三項の規定の適用については、同項中「により」とあるのは、「により金融再生勘定に繰り入れた額及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)第四十五条の二第一項の規定により同法第四十三条に規定する金融機能強化勘定」とする。

第四十六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に属する財産をもってその債務を完済することができない場合には、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。

第四十九条第一項中「委員五人以内」を「五人以上政令で定める人数以内の委員」に改める。

第五十四条中「第四十二条」を「第四十三条」に改める。

第五十八条中「第三十六条第二項」を「第三十条の十五第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第三十六条第二項」に改める。

該違反行為をした者は」に改め、同項第一号から第八号までの規定中「者」を「とき」に改め、同項第九号中「者」を「とき」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第三十四条の十二の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

附則第二十一条第一項中「(平成十年法律第百四十三号)」を削る。

附則第二十二條第三項及び第二十九條第三項中「から第六章まで」を「第五章及び第六章」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条及び第十六条の規定並びに附則第二十三條の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中銀行法第五十二条の二の五の改正規定及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第三条中金融商品取引法第三十七条の六(見出しを含む。)の改正規定、第七條中信用金庫法第八十九条の二の改正規定、第八條中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定並びに第十二條中保険業法第四條第三項の改正規定、同法第三百條の二の改正規定及び同法第三百九條の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第九條のうち、労働金庫法の目次の改正規定、同法第四十一条の二第三項の改正規定、同法第四章第七節中第五十四条の次に五条を加える改正規定、同法第六十九条第二項第六号の次に一号を加える改正規定及び同法第一百一条第一項第十二号の次に一号を加える改正

規定、同法第四十一条の二第三項の改正規定、同法第四章第七節中第五十四条の次に五条を加える改正規定、同法第六十九条第二項第六号の次に一号を加える改正規定及び同法第一百一条第一項第十二号の次に一号を加える改正

規定 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という。)第十六条の二第三項本文に規定する事由(銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。))又はその子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この条、次条、附則第五条及び第六条において同じ。))による旧銀行法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式等(銀行法第二条第七項に規定する株式等をいう。以下この項及び附則第五条第一項において同じ。))の取得及び旧銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。))により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。))以外の外国の会社を子会社としていたる銀行は、第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。))第十六条の二第二項本文に規定する事由(銀行又はその子会社による同条第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得及び同条第十二号から第十四号までに掲げる会社以外の外国の会社を子会社としていたる銀行とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。)

対象会社以外の外国の会社が子会社となった日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第三条 新銀行法第十六条の二第四項、第十三項(銀行が、現に子会社としていたる同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する子会社対象銀行等に限定。))に該当する子会社としようとするときに係る部分を除く。及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に銀行が旧銀行法第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。))、第八項ただし書又は第十項の規定による認可を受けて当該銀行又はその子会社が同条第一項第十二号の三に掲げる会社の議決権(銀行法第二条第六項に規定する議決権をいう。附則第六条において同じ。))を合算してその基準議決権数(旧銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。))を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にされている旧銀行法第十六条の二第七項の規定による認可の申請は、従属業務(新銀行法第十六条の二第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。))を営む会社に係るもの以外のものにあつては新銀行法第十六条の二第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新銀行法第五十三条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定によりした届出とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧銀行法第五十二条の二十三第二項本文に規定する事由(銀行持株会社(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。))又はその子会社による旧銀行法第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得及び同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。))により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。))以外の外国の会社が子会社となった日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第六条 新銀行法第五十二条の二十三第三項、第十二項(銀行持株会社が、現に子会社としていたる同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限定。))に該当する子会社としようとするときに係る部分を除く。及び第十五項の規定は、この法律の施行の際現に銀行持株会社が旧銀行法第五十二条の二十三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。))、第七項ただし書又は第九項の規定による認可を受けて当該銀行持株会社又はその子会社が同条第一項第十一号の三に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数(旧銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。))を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現にされている旧銀行法第五十二条の二十三第六項の規定による認可の申請は、従属業務(新銀行法第五十二条の二十三第一項第十号イに掲げる業務をいう。以下この条において同じ。))を営む会社に係るもの以外のものにあつては新銀行法第五十二条の二十三第三項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新銀行法第五十三条第三項(第三号に係る部分に限る。))の規定によりした届出とみなす。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現にされている第二条の規定による改正前の農業協同組合法第十一条の六十六第四項の規定による認可の申請は、従属業務(第二条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農業協同組合法」という。))第十一条の六十六第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。))を営む会社に係るもの以外のものにあつては新農業協同組合法(以下「旧水産業協同組合法」という。))第八十七条の二第四項(旧水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。))の規定による認可の申請は、従属業務(第四条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水産業協同組合法」という。))第八十七条の二第二項第一号(新水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。))を営む会社に係るもの以外のものにあつては新水産業協同組合法第八十

第九条 この法律の施行の際現にされている第四条の規定による改正前の水産業協同組合法(以下「旧水産業協同組合法」という。))第八十七条の二第四項(旧水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。))の規定による認可の申請は、従属業務(第四条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水産業協同組合法」という。))第八十七条の二第二項第一号(新水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。))を営む会社に係るもの以外のものにあつては新水産業協同組合法第八十

2 この法律の施行の際現に旧銀行法第十六条の二第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。))以外の外国の会社を子会社としていたる銀行については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該銀行の子会社となった日を、新銀行法第十六条の二第六項に規定する子会社

七条の二第四項(新水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新水産業協同組合法第百二十六条(第六号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十條 第六條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下「新協同組合金融事業法」という。）第四条の四第三項、第四項（信用協同組合連合会（新協同組合金融事業法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。）が、現に子会社・新協同組合金融事業法第四条第一項に規定する子会社をいう。）としていいる新協同組合金融事業法第四条の四第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社（新協同組合金融事業法第四条第一項に規定する子会社をいう。）としよいうとすることに係る部分を除く。）及び第六項の規定は、この法律の施行の際現に信用協同組合連合会（第六条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律（以下「旧協同組合金融事業法」という。）第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。）が旧協同組合金融事業法第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、同条第五項において準用する旧協同組合金融事業法第四条の二第四項ただし書又は旧協同組合金融事業法第四条の四第六項の規定による認可を受けて当該信用協同組合連合会又はその子会社・旧協同組合金融事業法第四条第一項に規定する子会社をいう。）が旧協同組合金融事業法第四条の四第一項第七号の三に掲げる会社の議決権（旧協同組合金融事業法第四条第一項に規定する議決権をいう。）を合算してその基準議決権数（旧協同組合金融事業法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している場合における当

該会社については、適用しない。

第十一條 この法律の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法第四条の四第三項の規定による認可の申請（新協同組合金融事業法第四条の四第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に係るものを除く）は、新協同組合金融事業法第四条の四第三項の規定によりした認可の申請とみなす。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第七條の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）第五十四條の二十三第四項、第十三項（信用金庫連合会が、現に子会社（新信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）としている新信用金庫法第五十四條の二十三第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社（新信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）としようとするときに係る部分を除く。）及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に信用金庫連合会が第七條の規定による改正前の信用金庫法（以下「旧信用金庫法」という。）第五十四條の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）、同条第八項において準用する旧信用金庫法第五十四條の二十一第四項ただし書又は旧信用金庫法第五十四條の二十三第九項の規定による認可を受けて当該信用金庫連合会又はその子会社（旧信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）が旧信用金庫法第五十四條の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社の議決権（旧信用金庫法第三十二條第六項に規定する議決権をいう。）を合算してその基準議決権数（旧信用金庫法第五十四條の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第十三条 この法律の施行の際現にされている旧信用金庫法第五十四条の二十三第六項の規定による認可の申請は、従属業務(新信用金庫法第

五十四條の二十三第三項第一号に規定する從屬業務をいう。以下この条において同じ。）を営む會社に係るもの以外のものにあつては新信用金庫法第五十四條の二十三第四項の規定によりした認可の申請と、從屬業務を営む會社に係るものにあつては新信用金庫法第八十七條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に旧信用金庫法

第五、四、三、二、一各条の二十三第八項において準用する旧信用金庫法第五十四條の二十一第二項本文に規定する事由（信用金庫連合会又はその子会社（旧信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）による旧信用金庫法第五十四條の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第八項において準用する旧信用金庫法第五十四條の二十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により子会社対象会社（旧信用金庫法第五十四條の二十三第三項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社（旧信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）としてゐる信用金庫連合会は、新信用金庫法第五十四條の二十三第十二項本文に規定する事由（信用金庫連合会又はその子会社（新信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）による新信用金庫法第五十四條の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社（新信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）としてゐる信用金庫連合会とみなして、新信用金庫法第五十四條の二十三第十二項の規定を適用する。この場合において、旧信用金庫法第五十四條の二十三第八項において準用する旧信用金庫法第五十四條の二十一第二項ただし書に規定する事由の生じた日は、新信用金庫法第五十四條の二十三第十二項ただし

書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧信用金庫法第五十四條の二十三第三項本文に規定する場合に該當して子会社対象会社（同條第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社（旧信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）としている信用金庫連合会については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該信用金庫連合会の子会社（旧信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）となつた日を、新信用金庫法第五十四條の二十三第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同條第八項から第十項までの規定を適用する。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第九条の規定による改正後の労

法（以下「新労働金庫法」という。）第五十八条の五第三項、第四項（労働金庫連合会が、現に子会社新労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）としている新労働金庫法第五十八条の五第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社（新労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）としようとするとときに係る部分を除く。）及び第六項の規定は、この法律の施行の際現に労働金庫連合会が第九条の規定による改正前の労働金庫法以下「旧労働金庫法」という。）第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、同条第五項において準用する旧労働金庫法第五十八条の三第四項ただし書又は旧労働金庫法第五十八条の五第六項の規定による認可を受けて当該労働金庫連合会又はその子会社（旧労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）が旧労働金庫法第五十八条の五第一項第七号の三に掲げる会社の議決権（旧労働金庫法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。）を合算してその基準議決権数（旧労働金庫法第五十八条の七第一項に規定

する基準議決権数をいう。を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第十六条 この法律の施行の際現にされている旧労働金庫法第五十八條の五第三項の規定による認可の申請は、従属業務(新労働金庫法第五十八條の五第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新労働金庫法第五十八條の五第三項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新労働金庫法第九十一條第一項第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に第十二條の規定による改正前の保険業法(以下「旧保険業法」という。)第六十六條第三項本文に規定する事由(保険会社(保険業法第二條第二項に規定する保険会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)又はその子会社(保険業法第二條第十二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)による旧保険業法第六十六條第一項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社としている保険会社は、第十二條の規定による改正後の保険業法(以下「新保険業法」という。)第六十六條第十二項本文に規定する事由(保険会社又はその子会社による同条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としてしている保険会社とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、旧保険業法第六十六條第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新保険業法第六十六條第十二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十二号

なす。

2 この法律の施行の際現に旧保険業法第六十六條第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社としてしている保険会社については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該保険会社の子会社となつた日を、新保険業法第六十六條第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第十八条 新保険業法第六十六條第四項、第十三項(保険会社が、現に子会社としてしている同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する子会社対象保険会社等に限る。)に該当する子会社としようとするときに係る部分を除く。)及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に保険会社が旧保険業法第六十六條第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)、第八項ただし書又は第十項の規定による認可を受けて当該保険会社又はその子会社が同条第一項第十三号の二に掲げる会社の議決権(保険業法第二條第十一項に規定する議決権をいう。)を合算してその基準議決権数(旧保険業法第六十七條第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第十九条 この法律の施行の際現にされている旧保険業法第六十六條第七項の規定による認可の申請は、従属業務(新保険業法第六十六條第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新保険業法第六十六條第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新保険業法第六十七條第一項第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行の際現に第十三條の規定による改正前の農林中央金庫法(以下「旧農林中央金庫法」という。)第七十二條第三項本文に規定する事由(農林中央金庫又はその子会社(旧農林中央金庫法第二十四條第四項に規定する子会社をいう。)による旧農林中央金庫法第七十二條第一項第九号又は第九號の二に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社とする子会社をいう。)としていた農林中央金庫は、第十三條の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。)第七十二條第十二項本文に規定する事由(農林中央金庫又はその子会社(新農林中央金庫法第二十四條第四項に規定する子会社をいう。)による新農林中央金庫法第七十二條第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する主務省令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社とする子会社をいう。)としていた農林中央金庫は、第十四條第四項に規定する子会社をいう。)としていた農林中央金庫とみなして、新農林中央金庫法第七十二條第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新農林中央金庫法第七十二條第十二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

定による改正前の農林中央金庫法(以下「旧農林中央金庫法」という。)第七十二條第三項本文に規定する事由(農林中央金庫又はその子会社(旧農林中央金庫法第二十四條第四項に規定する子会社をいう。)による旧農林中央金庫法第七十二條第一項第九号又は第九號の二に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社とする子会社をいう。)としていた農林中央金庫は、第十三條の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。)第七十二條第十二項本文に規定する事由(農林中央金庫又はその子会社(新農林中央金庫法第二十四條第四項に規定する子会社をいう。)による新農林中央金庫法第七十二條第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する主務省令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社とする子会社をいう。)としていた農林中央金庫は、第十四條第四項に規定する子会社をいう。)としていた農林中央金庫とみなして、新農林中央金庫法第七十二條第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新農林中央金庫法第七十二條第十二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧農林中央金庫法第七十二條第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社とする子会社をいう。)としていた農林中央金庫は、第十四條第四項に規定する子会社をいう。)としていた農林中央金庫とみなして、新農林中央金庫法第七十二條第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新農林中央金庫法第七十二條第十二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

第二十一条 新農林中央金庫法第七十二條第四項、第十三項(農林中央金庫が、現に子会社(新農林中央金庫法第二十四條第四項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新農林中央金庫法第七十二條第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては同条第十九項(第一号に係る部分に限る。))の規定によりした届出とみなす。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 預金保険機構は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条において

項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第二十一条 新農林中央金庫法第七十二條第四項、第十三項(農林中央金庫が、現に子会社(新農林中央金庫法第二十四條第四項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新農林中央金庫法第七十二條第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては同条第十九項(第一号に係る部分に限る。))の規定によりした届出とみなす。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 預金保険機構は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条において

第二十二條 この法律の施行の際現にされている旧農林中央金庫法第七十二條第七項の規定による認可の申請は、従属業務(新農林中央金庫法第七十二條第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新農林中央金庫法第七十二條第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては同条第十九項(第一号に係る部分に限る。))の規定によりした届出とみなす。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 預金保険機構は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条において

第二十二條 この法律の施行の際現にされている旧農林中央金庫法第七十二條第七項の規定による認可の申請は、従属業務(新農林中央金庫法第七十二條第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新農林中央金庫法第七十二條第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては同条第十九項(第一号に係る部分に限る。))の規定によりした届出とみなす。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 預金保険機構は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条において

「第一号施行日」という。）を含む事業年度の事前業年度における金融機能強化勘定(第十六条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。)の積立金のうち内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた金額を、第一号施行日を含む事業年度に係る預金保険法第三十九条の認可を受けた予算及び資金計画の定めるところにより、当該事業年度における第十六条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができる。

(担保付社債信託法の一部改正)

第二十四条 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「同条第六項第六号」を「同条第六項第十一号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「及び第二号」を「及び第三号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十六条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条第五項を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「若しくは第六十三条の三第一項を」第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第七項(同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の十第二項若しくは第三項(同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。若しくは第六十三条の十一第一項に「若しくは第百五十六條の八十六第一項若しくは第四項」を「第百五十六條の八十六第一項若しくは第四項若しくは附則第三条の第三

一項」に改める。
(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二十八条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四百二条第一項、第四百七十三条第一項及び第五百十三条第一項中「第百二十七条」を「第百二十七条第一項」に、「において準用する同項に規定する預金等の払戻し」を規定する支払対象預金等の払戻し」に改める。

(金融サービスの提供に関する法律の一部改正)

第二十九条 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ル中「第六十三条第五項に規定する特例業務届出者」を「第六十三条第二項の規定による届出をした者」に、「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者(同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。同号二(ロ)において同じ。)であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務(同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号二(ロ)において同じ。)の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた者が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者」に、「と同種類の業務」を「若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務」に改め、同条第二号二(ロ)中「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜら

れた場合、金融商品仲介業者」に、「と同種類の業務」を「若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務」に改める。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項及び第二項の表第百条の二の項中「第百条の二」を「第百条の二第一項」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第三十一条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「第十二号」を「第十五号」に改める。

第六十七条中「第二百七十一条の二十一第一項を」第二百七十一条の二十一第二項及び第二百七十一条の二十一の二に改める。

第一百十一条第一項中「第十六条の二第二項第十二号の三に掲げる会社」を「第十六条の二第二項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「子会社が」を「子会社が、」に改め、同条第二項中「第十六条の二第八項」を「第十六条の二第五項」に、「同条第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「子会社が」を「子会社が、」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十二号の三に掲げる会社」を「同項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)」に改め、同条第九項中「第十二号の三から第十四号まで」を「第十五号から第十七号まで」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。」及び同条第七項「を」及び同条第四項「に改める。

「第十四号」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき(第五号に該当する場合を除く。)」に改める。

第百三十九条第一項中「第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社」を「第百六条第一項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「子会社が」を「子会社が、」に改め、同条第二項中「第百六条第八項」を「第百六条第五項」に、「同条第一項第十三号の二に掲げる会社」を「同条第一項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「子会社が」を「子会社が、」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十三号の二に掲げる会社」を「同項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)」に改め、同条第九項中「第十三号の二から第十五号まで」を「第十六号から第十八号まで」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「(主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。及び同条第七項)を」及び同条第四項「に、定める業務」を「定めるもの」に改める。

第百四十九条第一項第一号中「又は第十三号」を「から第十五号まで」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき(第五号に該当する場合を除く。)」に改める。

第百九十六条第三号中「又は」を「(銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数(第百十一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。))を超える議決権を取得し、又は保有したとき。」に、「銀行法」を「同法」に、「とき。」を「とき、又は第百十一条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社となつたことを知った日から一年を超えて郵便貯金銀行若しくはその子会社が当該

同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同条第十号中「子会社対象会社（同条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号において同じ。）を同条第九項に規定する子会社対象会社」に、「又は」を「（保険業法第六十六条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、郵便保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数（第百三十九条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき）」に、「（保険業法）を「同法」に改め、「掲げる会社」の下に「同条第九項に規定する」を加え、「とき」を「とき、又は第百三十九条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第六十六条第一項第十六号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて郵便保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改める。

（郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 前条の規定による改正後の郵政民営化法（以下「新郵政民営化法」という。）第百十一条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行の際現に郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）が前条の規定による改正前の郵政民営化法（以下「旧郵政民営化法」という。）第百十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けて当該郵便貯金銀行又はその子会社（同条第一項に規定する子会社をいう。）が旧銀行法第六十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社の議決権（郵政民営化法附則第七条の規定により読み替えて適用する旧郵政民営化法第六十六条第一項に規定する議決権をいう。附則第三十四条において同じ。）を合算してその基準議決権数（旧郵政民営化法第百十一条第一項に規定する基準議決権数

をいう。）を超えて保有している当該会社については、適用しない。

第三十三条 この法律の施行の際現にされている旧郵政民営化法第百十一条第一項の規定による認可の申請は、従属業務（新郵政民営化法第百十一条第九項に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあつては新郵政民営化法第百十一条第一項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新郵政民営化法第百二十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

第三十四条 新郵政民営化法第百三十九条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行の際現に郵便保険会社（郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。）が旧郵政民営化法第百三十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けて当該郵便保険会社又はその子会社（同条第一項に規定する子会社をいう。）が旧保険業法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数（旧郵政民営化法第百三十九条第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している当該会社については、適用しない。

第三十五条 この法律の施行の際現にされている旧郵政民営化法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、従属業務（新郵政民営化法第百三十九条第九項に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあつては新郵政民営化法第百三十九条第一項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新郵政民営化法第百四十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第四十八条第三項及び第七項中「まで、」の下に「第六十三条の九第六項」を加える。（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第三十七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四十八号を同項第四十九号とし、同項第二十四号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者
第二条第三項中「前項第三十九号」を「前項第四十号」に改める。

第四条第一項中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に、「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改め、同条第二項及び第五項の表頭等（人格のない社団又は財団を除く。）の項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改める。

第七条第二項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に、「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項」に改める。

第八条第一項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改める。

第九条中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

第十二条第一項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第二十五号」を「第二十六号」に、「第二十七号から第三十一号

まで及び第四十七号」を「第二十八号から第三十二号まで及び第四十八号」に改め、同項第八号中「第二条第二項第二十六号」を「第二条第二項第二十七号」に改め、同項第九号中「第二条第二項第三十二号」を「第二条第二項第三十三号」に改め、同項第十号中「第二条第二項第三十三号から第三十五号まで」を「第二条第二項第三十四号から第三十六号まで」に改め、同項第十一号中「第二条第二項第三十三号及び第三十四号」を「第二条第二項第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第十二号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に、「同項第四十三号」を「同項第四十四号」に改め、同項第四十三号中「第二条第二項第三十七号及び第四十八号」を「第二条第二項第三十八号及び第四十九号」に改め、同項第四十四号中「第二条第二項第三十八号、第三十九号及び第四十二号」を「第二条第二項第三十九号、第四十号及び第四十三号」に、「同項第四十三号」を「同項第四十四号」に改め、同項第四十五号中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同項第十六号中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同項第十七号中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同項第十八号中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改め、同条第四項中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同条第六項第一号中「及び第二十三号」を「第二十三号及び第二十四号」に改め、同条第七項中「第三十三号及び第三十四号」を「第三十四号及び第三十五号」に改める。

第二十三条第一項第一号二中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同号亦中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改める。

第二十八条第一項中「第三十六号」を「第三十七号」に、「別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項

第一号から第三十八号までに掲げる者の項」に改める。

第二十九条第一項中「第二条第二項第三十号」を「第二条第二項第三十一号」に改める。

第三十条第二項中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十二号」に改める。

別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項中「第二条第二項第三十八号」を「第二条第二項第三十九号」に改め、同表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項中「第二条第二項第三十九号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同表第二条第二項第四十号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十一号」に改め、同表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十四号」に改め、同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改め、同表第二条第二項第四十七号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十七号」を「第二条第二項第四十八号」に改め、同表第二条第二項第四十八号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十八号」を「第二条第二項第四十九号」に改める。

(株式会社国際協力銀行法の一部改正)

第三十八条 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「場合」の下に「次項

に規定する場合を除く。』を加え、同条に次の二項を加える。

5 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第六十三条の九第一項の規定は、適用しない。

6 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十七条(第一項第二号を除く。)、第三十七條の三(第一項第二号を除く。)、第三十七條の四、第三十八條第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九條第四項及び第六項を除く。)、第四十條、第四十條の三、第四十條の四、第四十二條、第四十二條の二、第四十二條の四、第四十二條の七及び第四十五條の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正)

第三十九條 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第一号中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改める。

(金融商品取引法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十條 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「新法」を「金融商品取引法」に、「並びに新法」を「並びに同法」に改め、「まで」の下に「第六十三條の九第六項、」を

加え、「係る新法を「係る同法」に、「新法」を「同法」に、「並びに第六十三條の七」を「第六十三條の七並びに第六十三條の九第六項」に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一條 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一條のうち犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第四十四号の改正規定中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十四條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の

措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和三年五月十七日印刷

令和三年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U